

基本計画書

基本計画											
事項		記入欄						備考			
計画の区分		研究科の設置									
フリガナ 設置者		ガクウガクエン ホトリカクエン 学校法人 峯徳学園									
フリガナ 大学の名称		サイタマクエンダクイブダクイブケン 埼玉学園大学大学院 (Graduate School of Saitama Gakuen University)									
大学本部の位置		埼玉県川口市大字木曾呂1510番地									
大学の目的		学部教育を基礎とし、より高度な専門性の高い学術理論及び応用を教授研究することにより、我が国の文化の発展へ貢献することを期する。									
新設学部等の目的		人間の内面についての深い理解と科学的思考を身につけ、臨床的態度と専門的技法をもって人々に心理的援助のできる人材を養成する。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	【基礎となる学部】 人間学部 人間文化学科		
	心理学研究科 [Graduate School of Psychology]	年	人	年次人	人		年 月	埼玉県川口市大字 木曾呂1510番地			
	臨床心理学専攻 [Course of Clinical Psychology]	2	10	—	20	修士 (臨床心理学)	平成26年4月 (1年次)				
	計		10	—	20						
同一設置者内における 変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		該当なし									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数				
	心理学研究科 臨床心理学専攻	講義	演習	実習	計	30単位					
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等						兼任教員	
	新設分	心理学研究科 臨床心理学専攻（修士課程）		教授	准教授	講師	助教	計	助手		
				5	1	2	0	8	0		14
				(5)	(1)	(2)	(0)	(8)	(0)		(14)
	既設分	経営学研究科 経営学専攻（M）		17	0	0	0	17	0		16
				(17)	(0)	(0)	(0)	(17)	(0)		(16)
		経営学研究科 経営学専攻（D）		15	0	0	0	15	0		12
				(15)	(0)	(0)	(0)	(15)	(0)		(12)
	計		17	0	0	0	17	0	16		
			(17)	(0)	(0)	(0)	(17)	(0)	(16)		
合計		22	1	2	0	25	0	31			
		(22)	(1)	(2)	(0)	(25)	(0)	(31)			
教員以外の職員の概要	職種			専任		兼任		計			
	事務職員			23人 (23)		11人 (11)		34人 (34)			
	技術職員			0人 (0)		1人 (1)		1人 (1)			
	図書館専門職員			1人 (1)		4人 (4)		5人 (5)			
	その他の職員			0人 (0)		12人 (12)		12人 (12)			
	計			24人 (24)		28人 (28)		52人 (52)			
校地等	区分	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計				
	校舎敷地	0㎡	18,619.00㎡		0㎡		18,619.00㎡				
	運動場用地	0㎡	18,942.55㎡		0㎡		18,942.55㎡				
	小計	0㎡	37,561.55㎡		0㎡		37,561.55㎡				
	その他	0㎡	0㎡		4,943.70㎡		4,943.70㎡				
合計		0㎡	37,561.55㎡		4,943.70㎡		42,505.25㎡				

校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計		川口短期大学と共用					
		326.67㎡ (326.67㎡)	7,348.83㎡ (7,348.83㎡)	8,224.95㎡ (8,224.95㎡)	15,900.45㎡ (15,900.45㎡)							
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体						
	20室	10室	5室	2室 (補助職員1人)	0室 (補助職員0人)							
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数		申請研究科全体						
		心理学研究科		8 室								
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での共用分 (左記冊数を除く) 図書81,887冊〔8,295冊〕 学術雑誌121種〔33種〕 視聴覚資料1,602点〔286点〕 電子ジャーナル1773タイトル 〔1,773タイトル〕				
	心理学研究科	8,863〔676〕 (8,263〔664〕)	19〔5〕 (19〔5〕)	528〔528〕 (528〔528〕)	280〔19〕 (268〔17〕)	2,362 (2,354)	0〔0〕 (0〔0〕)					
	計	8,863〔676〕 (8,263〔664〕)	19〔5〕 (19〔5〕)	528〔528〕 (528〔528〕)	280〔19〕 (268〔17〕)	2,362 (2,354)	0〔0〕 (0〔0〕)					
図書館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体				
		1,200.29㎡		174席		約200,000冊						
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体				
		1,093.00㎡		テニスコート(3面) 2,739.00㎡								
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	申請研究科全体		
		教員1人当り研究費等		480千円	480千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
		共同研究費等		800千円	800千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
		図 書 購 入 費	1,843千円	2,563千円	2,563千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
		設 備 購 入 費	11,364千円	500千円	500千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書費には記事・ 辞書データベースの整備費(運用コストを含む)を含む				
		1,000千円	700千円	－千円	－千円	－千円	－千円					
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金									
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称		埼玉学園大学							大学全体		
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	定員 超過率	開設 年度		所 在 地	
	人間学部		年	人	年次 人	人		1.00				
	人間文化学科		4	120	3 年次	486	学士(文学)	0.97	平成13年度			
	子ども発達学科		4	120	3 年次	446	学士(人間学)	1.04	平成17年度			
	経済経営学部				3 年次			0.70				
	経済経営学科		4	180	4 年次	180	学士 (経済経営学)	0.70	平成25年度			
	経営学部		4	－	－	－	学士(経営学)		平成13年度		※平成25年度より学 生募集停止(経営学 科、会計学科)	
	経営学科		4	－	－	－	学士(経営学)		平成17年度			
	会計学科		4	－	－	－						
	大学院							1.08				
	経営学専攻							1.05	平成22年度			
	経営学研究科経営学専攻(M)		2	10	－	20	修士(経営学)		平成25年度			
	経営学研究科経営学専攻(D)		3	3	－	3	博士(経営学)	1.33				
	大 学 の 名 称		川口短期大学								大学全体	
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	定員 超過率	開設 年度			所 在 地
	ビジネス実務学科		年	人	年次 人	人		0.55	平成18年度			
こども学科		2	140	－	280	短期大学士 (ビジネス実務)	1.07	平成20年度				
附属施設の概要		該当なし										

教 育 課 程 の 概 要

(心理学研究科臨床心理学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
基幹科目群	臨床心理学特論Ⅰ	1 前	2			○			1							
	臨床心理学特論Ⅱ	1 後	2			○			1							
	臨床心理面接特論Ⅰ	1 前	2			○			1							
	臨床心理面接特論Ⅱ	1 後	2			○			1							
	臨床心理査定演習Ⅰ	1・2 前	2				○				1					
	臨床心理査定演習Ⅱ	1・2 後	2				○				1					
	臨床心理基礎実習Ⅰ	1 前	1					○	2	1	2					
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1 後	1					○	2	1	2					
	臨床心理実習	2 通	2					○	2	1	2					
	小計（9 科目）	—	16	0	0	—			2	1	2	0	0	0	—	
基礎科目群	心理統計法特論	1・2 後		2		○									兼 1	オムニバス
	データ解析法特論	1・2 前		2		○									兼 1	
	臨床心理学研究法特論	1・2 前		2		○								兼 1		
	知覚・認知心理学特論	1・2 前		2		○			1					兼 1		
	教育心理学特論	1・2 前		2		○								兼 1		
	発達心理学特論	1・2 後		2		○								兼 1		
	発達臨床心理学特論	1・2 前		2		○								兼 1		
	人格心理学特論	1・2 前		2		○								兼 1		
	人間関係学特論	1・2 後		2		○			1		1			兼 1		
	小計（9 科目）	—	0	18	0	—			2	0	1	0	0	兼 6	—	
発展科目群	心身医学特論	1・2 後		2		○									兼 1	オムニバス オムニバス
	精神医学特論	1・2 前		2		○									兼 1	
	犯罪・非行心理学特論	1・2 後		2		○								兼 1		
	臨床健康心理学特論	1・2 後		2		○			1		1					
	心理療法特論	1・2 前		2		○			2		1					
	老年福祉心理学特論	1・2 後		2		○								兼 1		
	障害者（児）心理学特論	1・2 前		2		○								兼 1		
	学校臨床心理学特論	1・2 後		2		○								兼 1		
	グループワーク特論	1・2 後		2		○				1						
	コミュニケーション学特論	1・2 前		2		○			1					兼 1		
	コミュニティ援助特論	1・2 後		2		○								兼 1		
	臨床社会心理学特論	1・2 前		2		○								兼 1		
	異文化間心理学特論	1・2 後		2		○			1							
	小計（13 科目）	—	0	26	0	—			5	1	2	0	0	兼 8	—	
指導研究	特別課題研究Ⅰ	1 通	4				○		5	1	1					
	特別課題研究Ⅱ	2 通	4				○		5	1	1					
	小計（2 科目）	—	8	0	0	—			5	1	1	0	0	0	—	
合 計（33 科目）			24	44	0	—			5	1	2	0	0	兼 14	—	
学位又は称号		修士（臨床心理学）			学位又は研究科の分野				文学							
卒業要件及び履修方法								授業時間等								
必修科目 24 単位を含め、30 単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。								1 学年の学期区分				2 学期				
								1 学期の授業期間				15 週				
								1 時限の授業時間				90 分				

教 育 課 程 の 概 要

(人間学部人間文化学科)

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
全学共通科目	日本文学入門	1・2 前後		2		○			1					兼 1	
	英語圏文学入門	1・2 前後		2		○								兼 1	
	日本史学入門	1・2 前後		2		○			2						
	西洋史学入門	1・2 前後		2		○			1						
	言語学	1・2 前		2		○			1						
	宗教学	1・2・3 前後		2		○								兼 1	
	哲学	1・2・3 前		2		○								兼 1	
	倫理学	1・2・3 後		2		○								兼 1	
	生命の倫理	2・3 前後		2		○								兼 1	
	美術史	1・2 前後		2		○								兼 1	
	日本語の運用	1・2 前		2		○				2				兼 1	
	文章作成法	1・2 後		2		○				2				兼 1	
	政治学	2・3 前後		2		○								兼 1	
	法学入門	1・2 後		2		○								兼 1	
	憲法（日本国憲法）	1・2 後		2		○								兼 1	
	民法	2・3 前		2		○								兼 1	
	ジェンダー学	1・2 前		2		○			1						
	社会学Ⅰ	1・2 前		2		○								兼 1	
	社会学Ⅱ	1・2 後		2		○								兼 1	
	経済学入門	1・2 前		2		○								兼 1	
	国際関係論	2・3 前後		2		○								兼 1	
	環境学	2・3 前後		2		○								兼 1	
	科学史	1・2 前後		2		○								兼 1	
	統計学Ⅰ	1・2 前		2		○								兼 1	
	統計学Ⅱ	1・2 後		2		○								兼 1	
	数学（線形代数基礎）	1・2 前後		2		○								兼 1	
	数学（解析基礎）	1・2 前後		2		○								兼 1	
	情報科学史	2・3 前		2		○								兼 1	
	情報機器の操作	1 前	2			○								兼 1	※実習
	情報処理（文書の作成と表現）	1・2 後		2		○								兼 1	※実習
	情報処理（表計算）	1・2 前後		2		○								兼 1	※実習
	情報処理（データベース）	2・3 前後		2		○								兼 1	※実習
	インターンシップⅠ	1・2 後		2				○	1					兼 2	
	インターンシップⅡ	3・4 後		2				○						兼 3	
	健康科学Ⅰ（理論・実技）	1 前		1				○						兼 2	※講義
	健康科学Ⅱ（理論・実技）	1・2 後		1				○						兼 2	※講義
	教養演習Ⅰ	1 前		2			○		6	3	1				
	教養演習Ⅱ	1 後		2			○		6	3	1				
小計（38 科目）		—	2	72	0	—			8	5	1			兼 25	—
	英語Ⅰ	1 前	1				○		1	1				兼 1	
	英語Ⅱ	1 後	1				○		1	1				兼 1	
	英語Ⅲ（見て聴く英語）	2・3・4 前		1			○							兼 1	
	英語Ⅳ（見て聴く英語）	2・3・4 後		1			○							兼 1	
	英語Ⅴ（読む英語）	2・3・4 前		1			○							兼 1	
	英語Ⅵ（読む英語）	2・3・4 後		1			○							兼 1	
	英語Ⅶ（資格の英語）	2・3・4 前		1			○							兼 1	
	英語Ⅷ（資格の英語）	2・3・4 後		1			○							兼 1	
	英会話Ⅰ（初級）	1・2・3・4 前		1			○							兼 2	
	英会話Ⅱ（中級）	1・2・3・4 後		1			○							兼 2	
	中国語Ⅰ（初級）	1・2・3・4 前		1			○		1						
	中国語Ⅱ（中級）	1・2・3・4 後		1			○		1						
	韓国語Ⅰ（初級）	1・2・3・4 前		1			○							兼 1	
	韓国語Ⅱ（中級）	1・2・3・4 後		1			○							兼 1	
	ドイツ語Ⅰ（初級）	1・2・3・4 前		1			○							兼 1	
	ドイツ語Ⅱ（中級）	1・2・3・4 後		1			○							兼 1	
	フランス語Ⅰ（初級）	1・2・3・4 前		1			○							兼 1	
	フランス語Ⅱ（中級）	1・2・3・4 後		1			○							兼 1	

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
	日本語・日本事情Ⅰ	1 前	1				○							兼 1	
	日本語・日本事情Ⅱ	1 後	1				○							兼 1	
	日本語・日本事情Ⅲ	1・2・3・4 前		1			○							兼 1	
	日本語・日本事情Ⅳ	1・2・3・4 後		1			○							兼 1	
	小計 (22 科目)	—	4	18	0	—			2	1				兼 7	—
人間文化学科専門科目	言語・コミュニケーション領域	日本文学史概論(古典)		2		○			1						
		日本文学史概論(近現代)		2		○				1					
		日本文学講読(古典)Ⅰ		2		○			1						
		日本文学講読(古典)Ⅱ		2		○			1						
		日本文学講読(近現代)Ⅰ		2		○				1					
		日本文学講読(近現代)Ⅱ		2		○				1					
		日本文学特論(古典)		2		○			2						
		日本文学特論(近現代)		2		○				1					
		中国古典文学		2		○			1						
		日本漢文学		2		○			1						
		日本語学(概論)		2		○								兼 1	
		日本語学(各論)		2		○								兼 1	
		書道		2		○								兼 1	
		日本語の文法		2		○				1					
		日本語コミュニケーション		2		○								兼 1	
		日本語教育概論		2		○								兼 1	
		日本語教育法Ⅰ		2		○								兼 1	
		日本語教育法Ⅱ		2		○								兼 1	
		日本語教育実習		2				○						兼 1	
		英語圏文学概論		2		○								兼 1	
		英語圏文学講読(古典)		2		○			1						
		英語圏文学講読(近現代)		2		○				1					
		英語圏文学特論(古典)		2		○			1						
		英語圏文学特論(近現代)		2		○				1					
		英語学(概論)		2		○			1						
		英語学(各論)		2		○			1						
		英語音声学		2		○				1					
		英語学特論(文法論)		2		○			1						
		英語学特論(意味論・語用論)		2		○			1						
		英語史		2		○				1					
		英会話Ⅲ(上級)		1			○							兼 1	
		中国語Ⅲ(上級)		1			○							兼 1	
		韓国語Ⅲ(上級)		1			○							兼 1	
		ドイツ語Ⅲ(上級)		1			○							兼 1	
		フランス語Ⅲ(上級)		1			○							兼 1	
		英語コミュニケーション		2		○								兼 1	
		異文化コミュニケーション		2		○								兼 1	
		社会言語学		2		○								兼 1	
		生涯学習概論		2		○								兼 1	
		小計 (39 科目)	0	73	0	—			6	3	0	0	—	兼 11	
	史学・文化領域	日本文化概論Ⅰ		2		○								兼 1	
		日本文化概論Ⅱ		2		○								兼 1	
		日本史概説		2		○			1						
		日本史資料講読(古代・中世)		2		○			1						
		日本史資料講読(近世)		2		○								兼 1	
		日本史資料講読(近現代)		2		○			1						
		西洋史資料講読		2		○			1						
		東洋史資料講読		2		○								兼 1	
		日本史特論(近世以前)		2		○			1						
		日本史特論(明治以降)		2		○			1						
		日本思想史		2		○								兼 1	
		古文書学		2		○			1						
		書誌学		2		○								兼 1	
		英語圏文化概論		2		○				1					
		西洋史概説		2		○			1						
		西洋史特論Ⅰ		2		○								兼 1	
		西洋史特論Ⅱ		2		○			1						
		西洋思想史		2		○			1						

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
史学・文化領域	東洋史概説	1・2 前		2		○								兼 1	
	東洋史特論Ⅰ	3・4 後		2		○								兼 1	
	東洋史特論Ⅱ	3・4 後		2		○								兼 1	
	東洋史特論Ⅲ	3・4 後		2		○								兼 1	
	東洋思想史	2・3 後		2		○								兼 1	
	地域文化論Ⅰ	2・3 後		2		○								兼 1	
	地域文化論Ⅱ	2・3 前後		2		○								兼 1	
	地域文化論Ⅲ	2・3 後		2		○			1						
	メディア文化論	3・4 前後		2		○								兼 1	
	メディア教育論	3・4 前後		2		○								兼 1	
	人文地理学	2・3 前		2		○								兼 1	
	自然地理学	2・3 前後		2		○								兼 1	
	地誌学	3・4 後		2		○								兼 1	
	家族論Ⅰ	2・3 前		2		○								兼 1	
	家族論Ⅱ	2・3 後		2		○								兼 1	
	文化人類学	1・2 前後		2		○								兼 1	
	比較文化論	2・3 前後		2		○								兼 1	
	小計 (35 科目)	—	0	70	0	—	—	—	4	1	0	0	—	兼 14	—
人間文化学科専門科目	心理学概論Ⅰ	1 前		2		○			1						
	心理学概論Ⅱ	1 後		2		○			1						
	心理学研究法Ⅰ	2 前		2		○				1					
	心理学研究法Ⅱ	2 後		2		○			1						
	心理学統計法Ⅰ	1 後		2		○				1					
	心理学統計法Ⅱ	1 前		2		○				1					
	心理診断法	1 後		2		○					1				
	心理学実験Ⅰ	2・3 後		2				○		1				兼 3	オムニベ
	心理学実験Ⅱ	2・3 前		2				○	1					兼 3	オムニベ
	フィールドワークⅠ	3・4 前		2				○						兼 1	ス
	フィールドワークⅡ	3・4 後		2				○						兼 1	実習
	社会調査論	1・2 前後		2		○								兼 1	実習
	社会調査実習Ⅰ	3・4 前		2				○						兼 1	実習
	社会調査実習Ⅱ	3・4 後		2				○						兼 1	実習
	社会心理学Ⅰ	2・3 前		2		○				1					
	社会心理学Ⅱ	2・3 後		2		○				1					
	異文化間心理学Ⅰ	3・4 前		2		○			1						
	異文化間心理学Ⅱ	3・4 後		2		○			1						
	コミュニケーション学	2・3 前		2		○			1						
	パーソナリティ心理学	2・3 前		2		○								兼 1	
	人間関係学	2・3 前		2		○								兼 1	
	発達心理学	2・3 後		2		○			1						
	発達障害論	3・4 後		2		○								兼 1	
	学習心理学	2・3 前後		2		○								兼 1	
	教育心理学	2・3 前		2		○				1					
	認知心理学	3・4 前		2		○			1						
	知覚心理学	2・3 後		2		○			1						
	生理心理学	3・4 前		2		○								兼 1	
	比較心理学	3・4 後		2		○								兼 1	
	カウンセリング論	2・3 前		2		○					1				
	臨床心理学	2・3 前後		2		○			1						
	家族心理学	2・3 前		2		○								兼 1	
	健康心理学	2・3 後		2		○			1						
	老年心理学	2・3 前		2		○								兼 1	
	犯罪・非行心理学	2・3 後		2		○								兼 1	
	学校臨床心理学	3・4 前		2		○								兼 1	
	臨床社会心理学	3・4 後		2		○								兼 1	
	欲求・行動心理学	3・4 前		2		○			1						
	産業・組織心理学	3・4 後		2		○			1						
	小計 (39 科目)	—	0	78	0	—	—	—	5	3	1	0	—	兼 11	—

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
人間文化学科専門科目	演習・特別講義	基礎演習	2通		4			○		3	3	1			必要に応じて開講	
		専門演習	3通	4				○		12	5	1				
		卒業論文又は卒業研究	4通	4				○		12	5	1				
		特別講義Ⅰ	1・2・3・4前		2		○									
		特別講義Ⅱ	1・2・2・4後		2		○									
		小計（5科目）	—	8	8	0	—			12	5	1			兼0	—
合計（118科目）			—	14	319	0	—			13	5	1			兼59	—
学位又は称号		学士（文学）		学位又は学科の分野					文学関係							
卒業要件及び履修方法								授業時間等								
全学共通科目（外国語以外）から必修を含め 32 単位以上、全学共通科目（外国語）から 6 単位以上、学科専門科目から必修を含め 68 単位以上 合計 124 単位以上修得すること。 なお、他学科の開設科目から 18 単位までを算入することができる。 （履修科目の登録の上限：40 単位（年間））								1 学年の学期区分				2 学期				
								1 学期の授業期間				15 週				
								1 時限の授業時間				90 分				

授 業 科 目 の 概 要

(心理学研究科 臨床心理学専攻)

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基 幹 科 目 群	臨床心理学特論Ⅰ	心理的援助を展開する上で求められる臨床心理学的な考え方や知識、技術について理解し、臨床心理学専門家としての基本的態度を修得することを目的とする。具体的には、現代社会における臨床心理学の主要な課題やトピックスを取り上げながら、そこから浮かび上がる臨床心理学の問題意識や今日的課題の検討を通して、臨床心理士として期待される専門性と倫理、方法論を明らかにし、それらの習得を目指した講義をする。	
	臨床心理学特論Ⅱ	本講義では、臨床心理学特論Ⅰの学習をふまえて、個人と組織・集団の精神的健康とその阻害という問題に焦点をあて、こころの健康を回復・促進するための心理学的援助の技法について学ぶ。最近では、科学的な心理モデルに依拠した心理学的援助が期待されているが、そうした視点からの認知行動療法の各技法を修得することを目標とする。なお、臨床的介入の場面や方法については、映像資料やワークシートなどを積極的に活用して具体的なかつリアルに体験し、習熟できるように講義をする。	
	臨床心理面接特論Ⅰ	心理療法における各理論的立場について学ぶ。具体的には、クライエント中心療法、精神分析的療法、対象関係論、分析的心理療法、遊戯療法、行動療法、認知行動療法、ゲシュタルト療法、交流分析、集団療法、自律訓練法などの諸理論について十分習得し、心理的援助を求めている人への症状や問題に対する各アプローチの相違点、類似点について理解する。受講者は各療法についての事前研究により担当部分のレポート発表および討論を行い、療法間の関連性についてより洞察を深める。さらにこれらの討論を踏まえて、各療法を俯瞰する統合モデルに触れながら、どのような対象に対して、どのようなアプローチが有効かについて、各技法の意義と限界を十分理解できるように講義をする。	
	臨床心理面接特論Ⅱ	心理面接の基本原則(場面構造化、面接時間、面接室、面接時の契約、面接のプロセス、面接記録、面接の終結など)について十分な理解を深め、実際にそれを実施できることを目標とする。また臨床心理面接特論Ⅰを踏まえ、各治療理論に基づく実際の心理的援助技法を修得する。具体的にはクライエント中心療法、行動論的アプローチ(行動療法、応用行動分析)、集団療法(グループカウンセリング、ロールプレイ、ソシオドラマ)、弛緩訓練法などの諸技法を取り上げて、それらの技法を模擬事例および模擬面接を実際に体験しながら技法の習得を目標とした講義をする。	
	臨床心理査定演習Ⅰ	知能検査を中心として、発達あるいは知的水準及びその特性について査定する方法を学ぶ。とくに、現在使用されている有効な知能検査法として田中ビネー知能検査ⅤとWISC-Ⅳを中心的に取り上げ、その実施法、分析法、解釈法、心理検査報告書作成までの一連のプロセスについて、実践的に指導し、受講者が実際にこれらの査定法が実施できることを基本目標とする。それを踏まえて、個別指導を有効に組み込みながら、検査対象者に対する援助指針を提案できる検査報告書を作成し、それに基づいて適切に対象者に査定結果をフィードバックできる能力を身につけるように指導する。	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基 幹 科 目 群	臨床心理査定演習Ⅱ	投映法パーソナリティ検査であるロールシャッハ・テストとバウム・テストの理論および実施法、分析法、解釈法を学ぶ。まず受講生自身が被検査者としてテスト体験をもち、その上で実際に、検査者として演習によるロールシャッハ・テストとバウム・テストを実施する。その後個別指導を中心として、自らのテスト体験データについて、心理検査報告書を作成する。それらすべてのプロセスを通して、ロールシャッハ・テストとバウム・テストによる心理査定を実践的に指導する。受講者が実際にこれらの査定法に習熟することを基本目標とする。さらに検査対象者への援助指針を提案できる検査報告書を作成し、それに基づいて適切に対象者に査定結果を伝える能力を身につけるように指導する。	
	臨床心理基礎実習Ⅰ	体験学習を通して臨床心理学的援助を効果的に行うためのかわり技術を身につけることを目的とする。そのためにロールプレイでの学習を中心にして、コミュニケーションスキル、ヘルピングスキル、プレイセラピー等の諸技法を用いた対応の仕方について実践的な指導を行う。	
	臨床心理基礎実習Ⅱ	基礎実習Ⅰに引き続き、相談場面で相談者との間によりよい関係性を築き、支援できるためのかわり技術を身につけ、より実践的な面接技法と面接過程について学習する。具体的には、受理面接から事例の見立て、治療方針の決定に至る一連の事例定式化のプロセスを学習し、実際にそれを実践できるように指導する。	
	臨床心理実習	本学の臨床心理カウンセリング・センターでの実習を通して、心理臨床における実践力を身につけることを目的とする。学内実習においては、相談研修生として心理カウンセリング・センター運営に参加し、受付業務や業務管理を行う。さらに、定例の事例会議への参加、受理面接および相談事例の陪席や観察、相談事例の担当、担当事例について個別および集団によるスーパービジョンなどを受ける。また、学外実習においては、協力施設等において相談面接の陪席、心理査定、事例研究会への参加、その他の心理臨床活動を行えるよう指導する。	
基 礎 科 目 群	心理統計法特論	実証的な心理学研究を行う上で使用される統計の知識や分析法を学び、実際にコンピューターを操作し、統計のソフトウェアを使って分析できる能力が必要である。そのため、本講義では、心理統計法の理論背景を学び、より実践的で有益な心理統計手法を選択・実施できるようになることを目的としている。心理統計の手法を理解した上で、実際に Excel および SPSS などの統計ソフトウェアを操作し、心理学的統計処理を行えるように講義をする。	
	データ解析法特論	実証的な心理学研究を行う上では、よく使用される統計の分析法を学ぶだけでなく、高度なデータ解析法を習得する必要がある。本講義では、実際に統計ソフトウェアを操作し、心理統計法を用いたデータ解析を行えるようになることを目的とする。また、簡易な統計分析手法に留まらず SPSS や AMOS などの高度な統計ソフトウェアを用いてより複雑なデータ解析ができるように講義する。	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基礎 科 目 群	臨床心理学研究法特論	臨床心理学研究は、現在、その理念も研究方法も多様であり、それぞれが独自な特徴をもちながら研究領域全体の一部を担っているが、未だ多くの課題を抱えている。本講義では、臨床心理学の理念と研究方法について、その多様性と可能性を検討し、研究の一般的プロセス、現在の具体的対象領域と、方法としての実験法・観察法・調査法・検査法・面接法などについて習得することをめざす。次に、研究テーマによる量的方法ないしは質的方法の識別・選択と研究デザイン・展開方法を相互に吟味・検討し、さらに、事例研究の具体的方法あるいは実践活動の評価（効果）研究の方法などについて理解を深めることによって、できるだけ各自の修士論文作成とその後の専門職として要請される課題に対する研究的取り組みに資することを目指した講義をする。	
	知覚・認知心理学特論	情報処理論的アプローチに基づき、感覚、選択、記憶・心的操作に関する情報処理過程および研究方法を解説する。知覚や認知研究の中核を成す方法論（心理物理学、信号検出理論、反応時間計測）を解説した後、主に注意・記憶における情報処理過程を解説するとともに、臨床研究への適用例を取り上げ、方法論の応用の仕方について講義する。	
	教育心理学特論	教育心理学の主要テーマである教授・学習活動、動機づけ、記憶と思考、教育評価について取り上げ講義する。特に認知科学や新しい教育評価理論、社会構成主義アプローチなどを踏まえた最新知識を学ぶことを通して、教育の諸事象（指導法・学習者の心身の諸特質・学習環境など）を心理学的に深く分析・理解し、今日の教育の問題解決に資する知識と態度、スキルを身につけることを目標とした講義をする。	
	発達心理学特論	発達心理学と臨床心理学とは、表裏一体の密接な関係にある。発達心理学が人間の発達段階における標準的な発達基準や法則の解明をめざすのに対し、臨床心理学は発達のゆがみや遅れなど、いわゆる発達課題の未達成を発見し、未達成の背景や条件を解明することと平行して、それらのゆがみや遅れに対する支援（ケア）の方法を開発しようとする。本授業では、生涯発達の視点を持ちながら、成長期の子ども（乳児期、幼児前期、幼児後期、児童期、思春期から青年期）の発達課題に焦点をあて、その臨床心理学的理解を深めることを目的に講義をする。	
	発達臨床心理学特論	胎児から成人までの発達を、身体・運動・認知・社会性・人格の各領域について相互関連的に概説するとともに、発達段階における心理臨床的課題やリスク、およびそれに対する支援および解決の方法を取り上げる。また、個性をもって生まれた一人の人間が、周りの人や環境との相互作用を通して成長していく、ダイナミックで柔軟な発達の様子が具体的にイメージできることを目指した講義をする。	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基礎科目群	人格心理学特論	人格とは何か、人格を理解するにはどのようなアプローチがあるのかについて学ぶ。前半では、代表的な臨床的人格理論として精神分析学と人間性心理学を取り上げ、人格の発達と病理についても詳しく扱う。そして、人格の査定・アセスメント、心理療法やカウンセリングにおける治療的人格変容について今日の理論的位置づけを踏まえつつ、実際の臨床事例を用いて検討する。受講者は事前に提示される資料に基づいて発表および討論を行い、より深く人格理論を理解する。後半では、前半での学習を踏まえてグループ・アプローチにおける自己理解と人格変容について論じ、どのような体験を通して人格変容が生じるのかを詳しく講義する。必要に応じて、体験学習なども取り入れて、人格と心理的成長についての理解を深めるよう講義する。	
	人間関係学特論	(授業の概要) 人間関係学特論では、まず人間関係学の理論的枠組みとその臨床的な応用方法について学習する。次いで、重要な他者、感情、役割、喪失と孤立などの対人的要因が人間関係づくりに重要な機能を担っていることを範事例などから理解する。後半では、人間関係学の臨床的展開として、ワークやロールプレイなどを多用して、人間関係学の理論と実践を具体的に明確に理解できるように講義を行う。 (オムニバス方式 全15回) (4. 小山 望／9回) まず人間関係学の理論的基盤を概説し、次いで範事例等を通して重要な他者、感情、役割、喪失などの要因が人間関係形成にどのような影響を及ぼすかについて学ぶ。 (7. 羽鳥健司／6回) 前半での講義における要因が心理臨床の中でどのように位置づけられるかを理解し、ワークやロールプレイを通して望ましい人間関係づくりのための援助方法を習得する。	オムニバス
発展科目群	心身医学特論	臨床心理士やカウンセラーに必要な心身医学の主要な知識について理解を深める。 主要な精神症状と問題行動、精神疾患について講義する。さらに、心身医学と産業精神保健の2テーマについて学習する。講義による知識の習得だけでなく、事例検討を通して、臨床で役立つ実力を養う。心療内科外来診療の陪席実習は、医療の現場を紹介する中で、マンツーマンで実地指導する。毎回、メール相談事例を提出し、回答を考える。カウンセラーとしてのセンスを養うよう講義する。	
	精神医学特論	精神医学の歴史や主な精神障害の概念、治療的な面接法、文学や芸術、文化的活動などとの関わりなど、精神医学全般に渡る講義を行う。それを踏まえて精神医学の中でも臨床上特に重要な位置を占める統合失調症、うつ病、認知症を中心に、実際の臨床場面で患者・家族にどのように接すればよいかという観点から、精神疾患に関する実践的な知識や対応能力が身につくように講義する。	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
発展科目群	犯罪・非行心理学特論	講義では、主に犯罪・非行心理学の中でも、非行少年や犯罪者の更生に役立つような知識を身につけさせる。その際には、非行少年や犯罪者の成長や自己実現の促進だけでなく、その再非行・再犯を防止するといった観点から、臨床心理士やカウンセラーが果たすことができる役割と、陥りやすい弱点について説明する。さらに、犯罪被害者の精神的被害についても触れ、加害者と被害者双方の心理学的課題についても説明する。また、できるだけ実証的な調査研究から得られた知見を紹介し、実際に再非行・再犯の抑止に結びつくような介入の在り方の習得を目指した講義をする。	
	臨床健康心理学特論	(授業の概要) 臨床健康心理学の目標は、個人が不適応的な状態に陥らないように予防すること、さらにその視点を集団や社会にまで広げ、個人や集団が有する長所や強みを伸ばすことによって、個人と集団の QOL や well-being を維持、向上できるよう支援することである。この授業では、健康心理学の先進的な理論とその臨床的応用のための具体的方法について講義する。 (オムニバス方式 全 15 回) (1. 小玉正博／7 回) 臨床心理学と健康心理学との共通点と相違点を明らかにした上で、生活習慣関連の健康リスク問題、個人次元と集団次元のストレス対処、病気対処行動、健康心理学の臨床的展開について学習、理解することを目指した講義をする。 (7. 羽鳥健司／8 回) 後半では、“ポジティビティ (positivity)” をキーワードに、我々の QOL、well-being の維持向上の問題を考える。具体的には、well-being 向上のためのポジティブ心理療法の最前線を学び、従来の心理療法との比較から、その有効性と限界について理解できるよう講義をする。	オムニバス
	心理療法特論	(授業の概要) 心理療法の技法には、大きく認知行動的側面を扱う立場、人間関係を重視する立場、感情や無意識などの心理力動性を扱う立場がある。それぞれの立場に立つ者が、その理論的根拠に基づいた臨床事例を取り上げ、各技法の特徴、適応範囲、心理査定、連携の在り方などについて今日の研究知見を踏まえて講義をする。 (オムニバス方式 全 15 回) (1. 小玉正博／5 回) 認知行動療法の理論と技法について、具体的事例を中心に、その適応範囲あるいは限界について解説し、討論する。 (4. 小山 望／5 回) 来談者中心療法の理論と技法について、具体的事例を中心に、その適応範囲あるいは限界について解説し、討論する。 (8. 佐々木美恵／5 回) 精神分析的な心理療法の理論と技法について、具体的事例を中心に、その適応範囲あるいは限界について解説し、討論する。	オムニバス

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
発展科目群	老年福祉心理学特論	人間の生涯的発達の中で、特に老年期に焦点を当てる。具体的には、生まれてから死ぬまでの生涯発達の過程における老年期の位置づけ、その心理的な意味、老いるとはどういうことなのかについて基本的理解を得る。また、加齢に伴い身体機能、知的機能はどう変化し、そのことが日常生活上にどのような変化をもたらすのかという問いについて、現時点での研究知見を踏まえた上で、問題を抱えた高齢者をどのように理解し、対応したらいいのかに焦点づけ、詳細な事例検討も含めて講義する。	
	障害者(児)心理学特論	心理臨床場面で出会う障害の心理学的側面を取り上げる。臨床の場で多く話題となる発達障害を初め、さまざまな障害の心理的特性に関する研究知見やそれらを踏まえた臨床的支援のあり方、さらに現在教育現場で展開している指導との関連についても学ぶ。関連の専門的学術文献や諸資料から検討を加えるとともに、関連の映像も活用し講義する。	
	学校臨床心理学特論	スクール・カウンセラーにとって必要とされる学校臨床心理学の知識と実践力を習得することを目的とする。主要なテーマとして、学校へスクール・カウンセラーとしての入り方、児童生徒へのカウンセリングを実施する際の留意すべき点、担当したケースの報告をするときの留意点、教師への援助、保護者への援助、危機対応、校内研修のあり方などの常に学校において話題となる実際の課題を取り上げる。また、不登校、いじめなどの事例に対する具体的対応について詳細かつ多面的に講義する。	
	グループワーク特論	グループワークについて理論と実践の両面から学ぶ。グループワークのなかにはソーシャルスキル教育、ロールプレイ、対人関係ゲーム、構成的グループエンカウンターなどが含まれている。それぞれの理論的背景、実施方法などを講義、演習を交えながら指導する。演習のなかで実際にグループワークの各技法を深く体験することで、その長所・短所を十分理解しながら将来学校現場または臨床現場において適切に導入できるように講義をする。	
	コミュニケーション学特論	コミュニケーションと相互影響のある概念を抽出し、それらをさまざまなコミュニケーション状況でとらえることにより、日常の風景と異なる新たな視点でのコミュニケーション理解を目的とする。影響要因として、飲酒・喫煙、いじめなどネガティブ行動に影響がある刺激欲求と権威勾配をとりあげる。これら概念の活用によっては、コミュニケーションがポジティブな影響（ストレス低減、意欲の増大）を及ぼすことの理解を目指して講義する。	
	コミュニティ援助特論	臨床心理士の主要業務の一つである臨床心理的地域援助の中核を成す分野はコミュニティ心理学である。コミュニティ心理学は、予防やコミュニティ資源の向上、非専門家の活動に対する側面的援助、多様な活動・サービス間の連携、組織を対象とした援助、プログラムの開発と評価等、個人心理臨床からの発想の転換を要求される領域である。この授業においては、コミュニティ心理学の主要概念を学習すると共に、国内外における主要な実践・研究についてレビューを行う。それを基にして、学生各自が将来コミュニティ心理学に関連した実践・研究を行う上で助力となるよう、考察を深める。学生による発表と、小グループによるディスカッションなども適宜用いて講義する。	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
発展科目群	臨床社会心理学特論	臨床社会心理学では、臨床心理学と社会心理学のインターフェイスの領域を、主に社会心理学的アプローチから説明、理解しようとする。これらの領域には、不適応な行動や感情について、①その発現と維持における自己過程、②その評価や診断に関わる認知過程、そして③その治療や予防の対人過程などがあげられる。本講義では、これらの諸過程について最新の研究知見を示すとともに、具体的な例を取り上げながら講義をする。	
	異文化間心理学特論	グローバル化のなかで増加しつつある文化間移動や異文化接触によって生じる心理的現象、さらに多文化環境で成長することによるこころの問題の理解と深化を目的とする。また、異文化の問題には、国内の地域差や世代差も含まれることを理解し、異文化への理解が地域支援と密接に関連していることを学習する。具体的には、異なる文化的背景をもつ人々（国際結婚家族、外国人労働者家族など）を取り上げ、異文化適応、言語・文化習得の問題、自我アイデンティティ・文化的アイデンティティ形成などに関する最新の知見について講義する。	
研究指導	特別課題研究 I	(概要) 各自の臨床的関心に基づいて問題意識の明確化、研究課題の決定、研究計画の策定を行う。具体的には、研究課題に関連する討論を通して研究課題の深化を行う。 さらに主指導教員のもとで、各自の問題意識に応じて研究課題を確定し、文献講読や実践研究、予備調査などを行い、修士論文計画書の提出に向けた取り組みを指導する。 (1. 小玉正博) 文献検索能力の開発、専門領域の最新知識および研究方法の習得。研究テーマの文献レビューおよび研究方法の吟味を行う。 引き続き討論を通して各自の研究テーマを深化し、中間発表に向けての研究計画の吟味、予備調査の実施、文献レビューの補強等を行い指導する。 (2. 菊地 正) 知覚・認知心理学の領域において、文献検索と文献講読によって最新知識と研究方法の習得、および各自の研究テーマの選定を指導する。引き続き、各自の研究テーマの選定理由、先行研究の概要と問題点を明確にし、中間発表に向けて、具体的な研究計画、研究成果の見通しなどの吟味を行い、研究計画全体の構成を指導する。 (3. 鈴木一代) 文化的要因がこころの形成に及ぼす影響や、異文化接触・異文化体験や多文化環境とこころに関する領域（異文化間心理学、文化心理学、固有文化心理学）の文献検索および文献講読を通じて、各自の研究テーマを明確化する。また、データ収集・分析のための質的研究法を含む技法への造詣を深め、最適な研究方法を用いて研究を遂行できるように指導する。	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研 究 指 導	特別課題研究 I	(4. 小山 望) 現代社会における臨床心理学の諸問題（アイデンティティの拡散、ひきこもり、人間関係の希薄化）について学んだのちに、自分の研究テーマを主として文献的な資料をもとに探索する。文献探索の方法・レジメ作成・発表・ディスカッションの流れのなかで研究能力を身につける。さらに自分の研究テーマの発表、ディスカッションを通じて研究計画や研究方法を検討する。研究方法として行動観察法（フィールドワーク）やインタビュー面接法、アンケート調査法などを学びながら、デザイン発表や中間報告に向けて、研究計画・方法を吟味し、予備調査を実施するなどの指導をする。 (5. 古澤照幸) 人間の社会的行動に影響を与える諸要因を探り出し、理解を深め、研究を進めるための関係文献を紹介する。文献をもとにしつつ、議論を通して諸要因を確認しつつ、論文作成の方向性を確定する。テーマは教育、福祉、医療を含む社会的行動に関わるものとし、社会心理学的方法による研究を中心とする。中間発表に向け、研究計画を検討し、予備調査を実施することにより、課題を発見し、妥当な研究計画の作成を行っていけるように指導する。 (6. 藤枝静暁) 今日における心理臨床を中心とした課題を概観し、自分の興味関心を広げるとともに、問題の所在と研究テーマを明らかにする。研究テーマに則した研究計画および研究方法を立案する。そのために、国内外の先行研究の収集、先行研究のレビューを通じてこれまでの成果と今後の課題の明確化、研究上の倫理的配慮などへの理解を深める。 中間発表に向けて、先行研究のレビューの増強、研究計画と研究方法の精度の向上、必要に応じて予備的研究を実施する。全員が発表と討論に参加し、プレゼンテーション力やクリティカルな読解力や思考力を獲得できるよう指導する。 (7. 羽鳥健司) 明らかにしたい臨床心理学的な現象を特定し、おおまかな研究テーマを決定できるように指導する。次に、関連する最新の先行研究をレビューし、研究テーマとの関係性を検討させる。さらに、議論を通して詳細な研究テーマを決定し、測定や分析の方法も含めて、研究全体の計画を立て、予備調査を実施するよう指導する。その後も、引き続き、必要な先行研究のレビューを行い、指導する。	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研 究 指 導	特別課題研究Ⅱ	(概要) 中間報告に向けて、策定した研究計画に基づいた課題を展開する。課題発表における指導を受けて、修士論文の題目および研究実施に係わる概要を提出する。 さらに実施されたリサーチ結果を踏まえて、収集資料の分析・理論的検討などを通して研究課題について考察を深め、論文構成を洗練し、修士論文の完成を目指した指導をする。 (1. 小玉正博) 中間発表において客観的評価を受け、同時に新たに明らかにされた課題についての解決を通して、より高度な研究展開と完成を目指す。 予備調査、本調査などによって収集された資料の分析の方法、視点を提示・討論しながら、策定された研究課題の達成状況を確認し、修士論文の完成を目指した指導をする。 (2. 菊地 正) 中間発表における指導や評価に基づき、新たな修正点・問題点を確認し、研究計画の見直し・改善を行うことにより完成度を高める。先行研究や予備研究など資料の分析結果を参考にしながら、研究計画全体の構成を再確認し、修士論文の完成を目指した指導を行う。 (3. 鈴木一代) 中間発表において明らかになった課題や問題点を解決していくことによって、研究をさらに高い水準に発展させる。研究計画に基づき、本調査を実施し、研究の方向性を常に確認しながら、得られたデータについての分析の視点を提示し、議論を通して考察を深化させていくことによって、修士論文の完成を目指した指導をする。 (4. 小山 望) 中間発表において指摘され検討を要する課題について精査して、本調査・本研究に向かって準備・検討を行う。本調査の実施を行い、得られたデータや資料をもとに、ディスカッションと分析を加えて研究報告をまとめる。修士論文の完成にむけて調査データや観察データの考察を行い、論文としての完成度をあげるよう指導する。 (5. 古澤照幸) 年間を通しての指導、ならびに中間発表における指導によって明確になった課題を解決し、より高度な研究へと発展をさせる。予備調査、本調査を通して、調査の企画、実施から発表までの研究の全過程を専門的に高いレベルで経験させるようにする。研究の方向性を常に確認しつつ、調査方法や分析の視点の提示や議論を行うことによって、修士論文の完成を目標とした指導を行う。 (6. 藤枝静暁) 中間発表をおこない、他者からの評価・指摘・意見を踏まえて、研究計画および研究方法の再検討および修正をおこない、より高度な研究を目指す。 予備研究、本研究で収集した資料、データを分析し、その結果を目的・仮説と照らしながら、発表および討論を繰り返しながら考察を深めていく。自分の研究について、先行研究に対する研究成果と新たな知見、および、今後の課題を明確にし、修士論文の完成を目指して指導する。	

	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研 究 指 導	特別課題研究Ⅱ	(7. 羽鳥健司) 中間発表において受けた指導により明らかになった課題の修正を行い、研究を発展させ、修士論文の到達点を決定し、データの収集を行う。次に、収集したデータの分析方法や、検討する現象の理論的な位置づけ等に関する最終的な確認を行い、修士論文を作成するよう指導する。	

埼玉県内における位置関係の図面

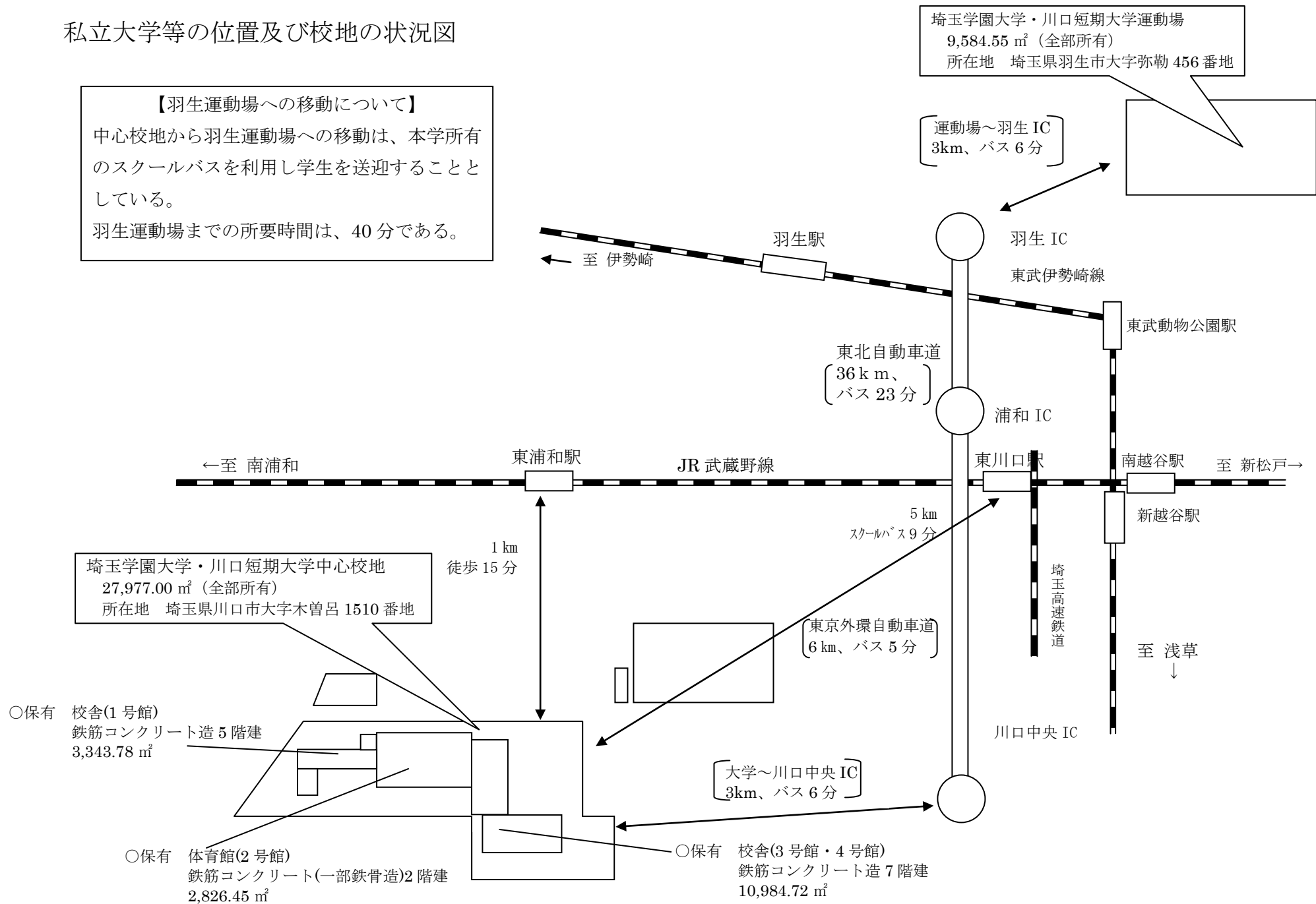


私立大学等の位置及び校地の状況図

【羽生運動場への移動について】

中心校地から羽生運動場への移動は、本学所有のスクールバスを利用し学生を送迎することとしている。

羽生運動場までの所要時間は、40分である。





埼玉学園大学・川口短期大学中心校地 案内図

S=1/25000



埼玉学園大学・川口短期大学運動場 案内図

S=1/25000

TITLE	SCALE	MEMO		
埼玉学園大学・川口短期大学 案内図	1/25000	案内図		

埼玉学園大学大学院学則（案）

（下線は本申請に関わる部分）

第1章 総則

（目 的）

第1条 埼玉学園大学大学院（以下「大学院」という。）は、学部教育を基礎とし、より高度な専門性の高い学術理論及び応用を教授研究することにより、わが国の文化の発展へ貢献することを期する。

（修士課程及び博士前期課程の目的）

第1条の2 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を培うものとする。

（博士後期課程の目的）

第1条の3 博士後期課程は、専攻分野について自立して研究活動を行い、又は高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（自己点検、評価）

第2条 大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 組織

（研究科及び学生定員）

第3条 大学院に、次の表に掲げる研究科、専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課 程
<u>心理学研究科</u>	<u>臨床心理学専攻</u>	<u>修 士</u>
経営学研究科	経営学専攻	博士（前期）
		博士（後期）

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

3 研究科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
<u>心理学研究科</u>	<u>臨床心理学専攻</u>	<u>10人</u>	<u>20人</u>	人	人
経営学研究科	経営学専攻	10	20	3	9
<u>合 計</u>		<u>20</u>	<u>40</u>	3	9

（教育研究上の目的）

第4条 心理学研究科臨床心理学専攻においては、人間の内面についての深い理解と科学的思考を身に付け、臨床的態度と専門的技法をもって人々に心理的援助のできる人材を養成する。

2 経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）においては、論理的思考に基づく研究能力を身に付け、豊かな人間性を持ち、専門性に優れ、新しい問題に対して独創的な道を切り開く人材、地域に貢献できる高度な企業経営能力を持つ人材及び国際的経営感覚を身に付けた経営能力を持つ人材の養成を教育研究上の目的とする。

3 経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）においては、博士前期課程の目的に加え、実務と理論を融合し、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身に付けた高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。

(修業年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、教育研究上の必要がある場合は博士前期課程の修業年限を研究科委員会の議を経て、3年とすることができる。

博士前期課程

3 修士課程及び博士前期課程において、特に優れた研究成果をあげた場合は、研究科委員会の議を経て、1年間とすることができる。ただし、博士前期課程1年で修了したも者の博士後期課程の修業年限は、2年間以上を必要とする。

(在学年限)

第6条 修士課程及び博士前期課程の在学年限は4年を限度とする。ただし前条第1項の規定により修業年限が3年となった場合は6年を限度とする。

2 博士後期課程の在学年限は6年を限度とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

春 期 4月1日から9月20日まで

秋 期 9月21日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要がある場合は、研究科委員会の議を経て、前項に定める期間を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 本学の創立記念日

(3) 春季休業日 3月15日から4月4日まで

(4) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで（ただし、集中講義期間を除く）

(5) 冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで（ただし、集中講義期間を除く）

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は学期の始めとする。

(修士課程及び博士前期課程への入学資格)

第11条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者

(6) 指定された専修学校の専門課程を修了した者

(7) 旧制学校等を修了した者

(8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者

- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年課程を修了する者で、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本研究科が認めた者
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程への進学資格)

第11条の2 本学の博士後期課程への進学資格者は、本学の博士前期課程を修了して引き続き本学の博士後期課程に進学することを願ひ出た者とし、選考の上、研究科委員会の議を経て進学を許可する。

- 2 進学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに提出しなければならない。

(博士後期課程への入学資格)

第11条の3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学院の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学の出願)

第12条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学)

第15条 本大学院に再入学又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、保証人連署の上願ひ出で、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な理由を具し、保証人連署の上願ひ出で、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して2年を越えることができない。

- 3 休学の期間は第5条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第 19 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学)

第 20 条 他の大学院へ転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 21 条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 5 条の修業年限に算入することができる。

(除 籍)

第 22 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第 6 条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 18 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第 23 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 研究指導は、大学院が適格と認めた教員(以下「指導教員」という。)が行うものとする。

3 研究科における専攻ごとの授業科目及び単位等は、別表第 I のとおりとする。

(授業日数)

第 24 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35 週にわたり 210 日を原則とする。

(単位の計算方法)

第 25 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義、演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第 25 条の 2 心理学研究科修士課程及び経営学研究科博士前期課程においては、別表第 I に定める履修方法により 30 単位以上を修得しなければならない。

2 経営学研究科博士後期課程においては、別表第 I に定める履修方法により 12 単位以上修得しなければならない。

(単位の授与)

第 26 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 27 条 授業科目の成績の評価は、A、B、C 及び D の 4 段階で表し、A、B 及び C を合格、D を不合格とする。

(他大学院における授業科目の履修等の取扱い)

第 28 条 修士課程及び博士前期課程において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議に基づき、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により、修得したとみなす単位は、8 単位を超えないものとする。

(他大学院における研究指導等の取扱い)

第 29 条 修士課程及び博士前期課程において、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議に基づき、学生が他大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、通算して 1 年を超えないものとする。

3 前項の規定により他大学院等で受けた研究指導は、本大学院で受けた研究指導の一部としてみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第 30 条 修士課程及び博士前期課程において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項により、修得したとみなす単位は、8 単位を超えないものとする。

第 6 章 修了及び学位

(課程修了の要件及び認定)

第 31 条 修士課程又は博士前期課程を修了するためには、第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する標準修業年限以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該課程の目的に応じ、修士論文審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究成果をあげたと認められる者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 経営学研究科博士前期課程の目的に応じて研究科委員会において適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって、修士論文審査に代えることができる。

3 博士後期課程を修了するためには、第 5 条第 2 項に規定する標準修業年数以上（第 5 条第 3 項ただし書きに規定する者は当該年数以上）在学し、当該専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該課程の目的に応じ、博士論文審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了認定する。

4 論文審査及び最終試験については、別に定める。

(学位授与)

第 32 条 学長は、前条の規定により修了認定した者に対し、次の学位を授与する。

<u>心理学研究科</u>	<u>臨床心理学専攻</u>	<u>修士（臨床心理学）</u>
経営学研究科	経営学専攻	修士（経営学）
		博士（経営学）

2 その他学位に関する事項は、埼玉学園大学学位規程の定めるところによる。

第 7 章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(授業料等の額)

第 33 条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用の額は、別表第Ⅲのとおりとする。

(授業料の納入期)

第 34 条 授業料は次の 2 期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

春期	納期	4 月中
秋期	納期	9 月中

(退学及び停学の場合の授業料)

第 35 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第 36 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第 37 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該末期までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 38 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(入学料及び授業料等の免除等)

第 39 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他特別な事情があると認める場合は、入学料、授業料及びその他の費用の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 入学料、授業料及びその他の費用の免除等に関し必要な事項については別に定める。

(納付した授業料等)

第 40 条 納付した検定料、入学料、授業料及びその他の費用は原則として返付しない。

(科目等履修生等の授業料等)

第 41 条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託生の検定料、入学料、授業料及びその他の費用については、別に定める。

第 8 章 教員組織

(研究科長)

第 42 条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科を代表し、研究科に関する学務を統括する。

3 研究科長は、別に定めるところにより選考する。

(専攻主任)

第 42 条の 2 各専攻に、専攻主任を置くことができる。

(教員組織)

第 43 条 本大学院の授業及び研究指導は、本学の教授、准教授及び講師のうちから、担当する資格を有する教員が行う。

2 前項のほか、必要に応じて兼任の教員に委嘱して授業を担当させることができる。

第 9 章 研究科委員会等

(研究科委員会)

第 44 条 各研究科に、研究科の重要な事項を審議するため研究科委員会を置く。

(研究科委員会の構成)

第 45 条 研究科委員会は、学長及び研究科を担当する教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認める場合は研究科を担当する准教授、講師及びその他の職員を出席させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、研究科委員会に前項以外の教職員を加えることができる。

(その他)

第 46 条 本章に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(大学院運営会議)

第 46 条の 2 本大学院に、大学院の運営に関する重要事項を審議するため、大学院運営会議を置く。

2 大学院運営会議は、学長、副学長、各研究科長、事務局長及び学長が指名した者をもって組織する。

3 大学院運営会議に関し必要な事項については、別に定める。

第 10 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 47 条 本大学院において特定の授業科目を科目等履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第 48 条 他大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項については、別に定める。

(研究生)

第 49 条 本大学院において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障がない限りにおいて選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項については、別に定める。

(委託生)

第 50 条 本大学院において国、地方公共団体、会社その他の諸団体からの委託に基づき、研究等を志願する者があるときは、本大学院の教育に支障がない限りにおいて選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関し必要な事項については、別に定める。

(外国人留学生)

第 51 条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項については、別に定める。

第 11 章 賞 罰

(表 彰)

第 52 条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て学長が表彰する。

(罰 則)

第 54 条 本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、1 月を越えないときは、研究科委員会の議を経て修業年限に算入することができる。

附 則

この大学院学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この大学院学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 I は、平成 24 年度入学生から適用し、平成 23 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この大学院学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 I は、平成 25 年度入学生から適用し、平成 24 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この大学院学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 I 授業科目及び単位数

心理学研究科 修士課程

【臨床心理学専攻】

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基幹科目群	臨床心理学特論Ⅰ	1	2			必修科目 24 単位を含 め、30 単位以上を修 得し、かつ、修士論文 を提出し、その審査及 び最終試験に合格す ること。
	臨床心理学特論Ⅱ	1	2			
	臨床心理面接特論Ⅰ	1	2			
	臨床心理面接特論Ⅱ	1	2			
	臨床心理査定演習Ⅰ	1・2	2			
	臨床心理査定演習Ⅱ	1・2	2			
	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	1			
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1	1			
	臨床心理実習	2	2			
基礎科目群	心理統計法特論	1・2		2		
	データ解析法特論	1・2		2		
	臨床心理学研究法特論	1・2		2		
	知覚・認知心理学特論	1・2		2		
	教育心理学特論	1・2		2		
	発達心理学特論	1・2		2		
	発達臨床心理学特論	1・2		2		
	人格心理学特論	1・2		2		
	人間関係学特論	1・2		2		
発展科目群	心身医学特論	1・2		2		
	精神医学特論	1・2		2		
	犯罪・非行心理学特論	1・2		2		
	臨床健康心理学特論	1・2		2		
	心理療法特論	1・2		2		
	老年福祉心理学特論	1・2		2		
	障害者（児）心理学特論	1・2		2		
	学校臨床心理学特論	1・2		2		
	グループワーク特論	1・2		2		
	コミュニケーション学特論	1・2		2		
	コミュニティ援助特論	1・2		2		
	臨床社会心理学特論	1・2		2		
	異文化間心理学特論	1・2		2		
研究指導	特別課題研究Ⅰ	1	4			
	特別課題研究Ⅱ	2	4			

【経営学専攻博士前期課程】

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
経営分野	経営学特論	1・2		2		必修科目 8 単位を含め、30 単位以上を修得し、かつ、修士論文あるいは課題レポートを提出し、その審査及び最終試験に合格すること。
	経営組織論特論	1・2		2		
	医療経済特論	1・2		2		
	ヘルスケアサービス・マネジメント特論	1・2		2		
	労務管理特論	1・2		2		
	地域企業論特論	1・2		2		
	国際経営特論	1・2		2		
	マーケティング特論	1・2		2		
	経営史特論	1・2		2		
	アジア経済事情特論	1・2		2		
	会社法特論	1・2		2		
会計・税務分野	財務会計特論	1・2		2		
	管理会計特論	1・2		2		
	国際会計特論	1・2		2		
	会計監査特論	1・2		2		
	簿記特論	1・2		2		
	経営財務特論	1・2		2		
	I R と企業情報特論	1・2		2		
	租税法特論	1・2		2		
	法人税法特論	1・2		2		
	所得税法特論	1・2		2		
金融分野	金融論特論	1・2		2		
	国際金融論特論	1・2		2		
	貨幣論特論	1・2		2		
	証券市場特論	1・2		2		
	現代金融システム特論	1・2		2		
信用・リスク評価分野	格付評価特論	1・2		2		
	リスク・マネジメント特論	1・2		2		
研究指導	研究指導 I	1	4			
	研究指導 II	2	4			

【経営学専攻博士後期課程】

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
経営 分野	経営学特講	1・2・3		2		必修科目 6 単位を含め、 12 単位以上を修得し、か つ、修士論文を提出し、 その審査及び最終試験に 合格すること。
	経営組織論特講	1・2・3		2		
	ヘルスケアサービス・マネジメント特講	1・2・3		2		
	地域企業論特講	1・2・3		2		
	国際経営特講	2・3		2		
	経営史特講	1・2・3		2		
	マーケティング特講	1・2・3		2		
	労務管理特講	1・2・3		2		
会計・ 税務 分野	財務会計特講	1・2・3		2		
	管理会計特講	1・2・3		2		
	国際会計特講	1・2・3		2		
	経営財務特講	1・2・3		2		
	I R と企業情報特講	1・2・3		2		
	租税法特講	1・2・3		2		
金融 分野	貨幣論特講	1・2・3		2		
	金融論特講	1・2・3		2		
	国際金融論特講	1・2・3		2		
	現代ファイナンス特講	1・2・3		2		
信用・ リスク 評価 分野	リスク・マネジメント特講	1・2・3		2		
	格付評価特講	1・2・3		2		
	ABS(仕組債)・金融機関格付評価特講	2・3		2		
	民間企業・ソブリン格付評価特講	1・2・3		2		
研究 指導	特別研究指導Ⅰ	1	2			
	特別研究指導Ⅱ	2	2			
	特別研究指導Ⅲ	3	2			

別表第Ⅱ

科 目	金 額 (円)	備 考
入 学 金	300,000	入学時のみ
授 業 料	600,000	年 額
維持管理費	100,000	年 額
入学検定料	30,000	

埼玉学園大学大学院研究科委員会規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、埼玉学園大学大学院学則第 46 条の規定に基づき、研究科委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究科の教育課程、試験及び単位認定に関する事項
- (2) 研究科学生の入学、退学、休学、転学及び修了に関する事項
- (3) 研究科における教育職員の人事に関する事項
- (4) 研究科学生の賞罰に関する事項
- (5) 研究科の教育・研究指導に関する事項
- (6) その他大学院に関し、学長が必要と認めた事項

(教育職員の選考)

第 3 条 前条第 3 号の教育職員の人事に関し、教育職員の採用及び昇任の選考については、別に定める規則に基づき、研究科委員会において審議する。

(議長等)

第 4 条 学長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 研究科委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、書面をもって他の構成員に委任した者は出席とみなす。

2 研究科委員会に博士前期課程及び博士後期課程を担当する各課程ごとの委員会構成員をもって構成される分科会を置くことができる。

(議 決)

第 6 条 研究科委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の開催)

第 7 条 研究科委員会は、原則として毎月 1 回開くこととする。ただし、学長は必要と認めたときは臨時に開くことができる。

2 学長は、構成員の 3 分の 1 以上から研究科委員会開催の請求があったときは、研究科委員会を招集しなければならない。

(構成員以外の出席)

第 8 条 学長が特に認めた場合は、構成員以外の教育職員及びその他の職員が研究科委員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(事 務)

第 9 条 研究科委員会の事務は、事務局教務課において処理する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 埼玉学園大学の沿革と理念

本学は、「自立と共生」を建学の精神として、平成 13 年に人間学部人間文化学科、経営学部経営学科の 2 学部 2 学科体制で開学、平成 17 年に人間学部幼児発達学科（現在、「子ども発達学科」、経営学部会計学科を開設し社会に貢献する人材の育成を行ってきた。

また、平成 22 年には大学院経営学研究科経営学専攻（修士課程）を設置し、平成 25 年には経済経営学部経済経営学科及び経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）を開設し、教育研究体制の充実を図っている。

本学の建学の精神のひとつである自立の精神とは、本学で学ぶことによって、自ら学び考え、自分に納得のいく答えを得る能力を培うことを意味する。世間の風潮に流されることなく、学問を学ぶことによって得た能力を、自分の人生と社会への貢献に活かす人材の育成を目指したものである。他方、共生の精神とは、それぞれに自立して考えることのできる社会人が共に支え合っ

て社会の課題を解決し、新しい社会を創造し、地球市民として生きる社会を目指したものである。近代において確立した個人の自立の精神が社会的な調和をもたらすためには、自立した個人が他人の考えを理解し、共に社会に貢献する精神が必要となる。大学で学ぶことを通して自立と共生の精神を培い、広く社会に貢献できる人材を養成することが本学の教育の理念である。

(2) 心理学研究科臨床心理学専攻の設置の趣旨

本学人間学部人間文化学科は、国際的視野に立って人間と文化・歴史との係りについて理解でき、他者への共感能力と豊かなコミュニケーション能力を備えた人材を育成するため、「ことばとコミュニケーションコース」、「歴史と文化コース」、「心理学コース」の 3 コースを設けた。

この中の「心理学コース」は、心理学分野での基礎的な講義科目を基盤に、3 年次以降に「フィールドワーク」や「社会調査実習」などの実践的な科目を履修できるようカリキュラムを編成し、理論から実践へと発展的な構成としている。また、学生が心理学を学んだことを将来的に生かせるよう認定心理士と社会調査士の資格を申請できるよう各資格認定協会に養成校としての認定を受けている。さらに平成 26 年度より従来の 3 コースを「言語・コミュニケーション領域」「史学・文化領域」「心理学領域」とし、「心理学領域」には臨床心理分野の科目を充実し、将来本大学院心理学研究科に進学し、臨床心理士資格認定審査を受験しようとする学生に対しての基礎的な学修ができるよう科目の充実を図っている。

このたびの心理学研究科の設置は、人間文化学科のこの心理学領域における学修をさらに深化させ、臨床心理学及び関連領域での科学的知識を踏まえながら、高度かつ実践的な心理学の専門知識と対人技術能力を培い、地域的及び時代的要請に貢献し得る専門職業人としての臨床心理士を養成する。この養成は、教育、福祉及び医療などのヒューマン・ケアに関わる領域において、国民の生涯にわたる持続的な福祉と心の健康を支えることに寄与しようとするものであり、本学の教育理念「広く社会に貢献できる人材を養成」に沿うものとして設置するものである。

(3) 心理学研究科臨床心理学専攻の設置の必要性

現在、我が国は大きな転換点に立っている。グローバリゼーションによる産業及び社会構造の変化は、一方では、被雇用者のメンタル不全や就業困難などの果てに自殺に追い立てられる者が少なからず存在し、他方では、ひきこもり、若年無業者、生活保護世帯の急増など、新たな格差社会を生み出している。さらに、東日本大震災とその後の原子力発電所事故は未だ収束の兆しも見られず、地域住民は長期の避難生活を強いられている。そして避難住民のあいだには、アルコール問題、ギャンブル依存、うつ、家庭崩壊など、さまざまな深刻なメンタルヘルス上の問題が露呈している。これらの問題は、故郷と家族、生業を奪われた寄る辺なさであり、悲嘆であり、自己存在価値の喪失によるものである。

このような社会的不安定は、教育面ではいじめ、自殺、不登校などの不適応問題、福祉面では児童虐待や親の子育て不安、独居高齢者や老々介護世帯の社会的孤立やそれに伴うメンタル不全、職場ではうつ病を始めとした深刻なメンタル不全例の急増などの病理現象として表出している。こうした不適応問題を解決するには、持続可能な地域支援を実現する仕組みを構築することと、それを活用する人材を確保することがもっとも重要な課題である。

そこで期待される人材は、地域の個性を理解し、住民のニーズをくみ取る洞察力、地域住民と希望を共有し、積極的に未来を創造する行動力、さらに学校、地域、職場をつなぐコミュニケーション力を持ち、人々とかかわることのできる「こころの健康専門家」としての臨床心理士である。その意味でも、個人単位の不適応問題への対応に留まらず、学校、地域、職場などのそれぞれの組織を支援できる能力を備え、人としての生き方に対する深い洞察力と認識力を備えた臨床心理士の養成は焦眉の課題である。

一方で、本学の所在する埼玉県南地域の市（川口市、さいたま市、蕨市、戸田市）は合計約 200 万人（埼玉県全人口の約 28%）の人口を抱えながら、当該地域における臨床心理士を養成する高等教育機関は存在しない。従って、「こころの健康専門家」としての臨床心理士養成は当該地域における要請に応えるものと考ええる。

現時点で本学の所在する埼玉県、川口市及び全国において以下のような要請、取り組みがなされている。

<埼玉県の「総合的な不登校対策事業」>

埼玉県における不登校児童生徒数は小中学校併せて 5,691 人で全国 47 都道府県中 5 番目に多い状況にある（文部科学省初等中等教育局「平成 23 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）。こうした現状を踏まえて県教育委員会は、不登校児童・生徒の減少を目指した「新 5 か年計画」（平成 24 年度から同 28 年度まで）を策定し、「いじめ・不登校対策相談事業」において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などを打ち出している。

<川口市における教育相談支援>

本学の所在する川口市では、市立教育研究所において教育相談や訪問相談・学校巡回相談事業を展開しており、平成 24 年度にはカウンセラー 4 人を配置しているが、相談件数は 9,898 件である。また、市内の中学校には教育相談支援員 11 人を配置して心の悩みに対する相談も行っている。これらの活動の充実には専門的な心理学的知識・技能を持った人材が必要とされている。

<東日本大震災における復興支援>

埼玉県は加須市における福島県双葉町の役場機能を含めた被災者受入れを始めとして、積極的に東日本大震災への復興支援策の方針を打ち出している。平成 24 年 12 月現在での受入れ避難民は 4,163 人で、そのうちの児童生徒は 982 人にのぼっている。これらの復興支援に対しては物的支援とともに精神的な支援が大きな課題となっており、震災復興についてより深い学識と対応力を持つこころの専門家の養成が求められている。

<児童虐待への心理的支援>

現在、親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題となっている。厚生労働省「福祉行政報告例の概要」によると、全国の児童相談所における虐待相談の処理件数は、平成 23 年度 59,919 件で、平成 20 年度の 42,664 件に比べ 40.4%増となっており、相談種別も心理的虐待が 23%を超える状況に至っている。埼玉県における児童虐待の相談件数は、平成 23 年度 4,504 件で、平成 20 年度の 2,657 件に比べ 69.5%増となっている。相談種別は、心理的虐待に関する件数が平成 23 年度 1,900 件（42.3%）と最も高い率を占め、さらに平成 20 年度の 688 件の約 2.8 倍となっている。

こうした状況を踏まえ埼玉県においては、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもと親の心のケア対策等への取組が推進され、県内の児童福祉施設等では心理士の複数常置配置などが課題とされている。

<高齢者の健康な社会生活支援>

高齢社会、経済停滞、健康不安などは、希望の喪失感の広がりにつながっている。希望は人間関係にも影響され、共同体的結束の弱まりや孤独化現象の深まりも、希望のなさに拍車をかけている。厚生労働省の「患者調査（平成 23 年）」によると、うつ病患者数は年々増加傾向にあり、平成 23 年には調査開始時の昭和 59 年の 6.4 倍となっている。中でも平成 20 年の調査時には精神病床入院患者のうち 65 歳以上の高齢者の占める割合は、平成 8 年調査時約 5 万人（29%）に対し平成 20 年度調査時には約 8 万人（48%）と約 1.7 倍に増加しており、近年はさらに増加していると考えられる。今後、高齢化社会が進むにつれて、高齢者のこころの健康を保つための心理的支援が重要な課題となっている。

<自殺予防への心理的支援>

長引く不況のもと日本全国の自殺者数は、平成 20 年以降 3 万人を超えている（警察庁生活安全局生活安全企画課「平成 23 年中における自殺の概要」）。また、児童生徒の自殺者は、平成 18 年度 171 人だったものが平成 23 年度 200 人と報告されている（文部科学省初等中等教育局「平成 23 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）。ちなみに日本の自殺率は世界 8 位であり、アメリカの 2 倍以上にあたる。（WHO「2011 年段階で最も新しい 105 カ国のデータ」）

こうした社会状況に鑑み、「自殺対策基本法」に基づく自殺総合対策会議（平成 22 年 2 月 5 日）における「いのちを守る自殺対策緊急プラン」において相談体制を充実・強化するとして、具体的に「地方公共団体における相談支援の効果的な実施」「学校教育における児童生徒の心の健康教育の推進」「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実」が盛り込まれており、人の心のケアをする高度な専門知識と技術を持った専門家の養成が求められている。

本研究科は、こうした心の悩みに対するケアの必要性が高まる状況に鑑み、本学の建学の精神である「自立と共生」を具現化し、人間の教育、心理、発達等に関して、科学的な思考と臨床的な態度を身につけさせ、教育・福祉・医療面でのヒューマン・ケア場面において適切な心理学的支援と介入、研究のできる臨床心理士を養成し、それを通じて地域の社会貢献を目指そうとするものである。

以上のような状況から、地元の川口市長及び埼玉県知事より、本研究科設置に係る要望書が寄せられている。

《参照》 【資料 1-1：研究科設置に係る川口市長からの要望書】

【資料 1-2：研究科設置に係る埼玉県知事からの要望書】

2 心理学研究科臨床心理学専攻の人材養成の目標

(1) 人材養成の方向

生涯にわたる持続的な福祉と心の健康を支える人的資源として臨床心理士の活動の場は広範に及び、その役割は極めて重要である。こうした点を踏まえ、本研究科臨床心理学専攻の人材養成の方向性は、人間の心の発達や健康について科学的に理解し、人の心のケアを担う専門家として必要な臨床的態度と専門的技法を身につけ、人びとの心理的援助に貢献できる人材を養成することである。

そのために、以下のような知識・技能の修得を目指す。

- ・スクールカウンセラーとして児童生徒の不登校、いじめ、引きこもり及び自殺などの問題解決に対応できる知識・技能の修得
- ・学校臨床活動を担うのみならず、地域におけるケア活動に参画できる知識・技能の修得
- ・児童相談所、児童福祉施設、子育て支援センターなどでの相談や支援及び発達障害支援施設などでの発達相談・療育相談に対応できる知識・技能の修得
- ・老人福祉施設などでの家族の介護相談などに対応できる知識・技能の修得
- ・総合病院、精神科病棟などでの心理検査、カウンセリングや集団心理療法などの専門的援助に対応できる知識・技能の修得
- ・メンタルヘルス（特にうつ）治療や社会復帰支援プログラムを医療専門家と協力して実施できる知識・技能の修得

<養成する人材像と社会的ニーズの関連>

本学の調査によると、学校、児童福祉施設、医療機関等の現場において「こころのケア」を必要とする相談件数が増加している。埼玉県教育局、川口市教育研究所、埼玉県社会福祉協議会、埼玉県内の医療機関等におけるヒアリングやアンケートにおいて、教育、福祉、医療分野で臨床心理士の必要性が高まっていることが分かった。

こうしたニーズの実態を示すと、平成24年度で「教育関係」においては、埼玉県のスクールカウンセラー（以下、SCと称す）138人、スクールソーシャルワーカー36人が採用されており、相談件数増加により、25年度はSC158人を採用している。川口市においては県からの派遣では不足し単独でSC4人を採用している。「福祉関係」においては、24年度で埼玉県の児童福祉施設等で心理療法等担当の心理士55人（内、臨床心理士43人）を配置しており、この分野においてもその必要性が高く、雇用機会が増加している。「医療関係」においては、埼玉県内の医療機関41機関のうち、本学の修了生を「ぜひ採用したい」が5機関、「採用したい」が21機関ある。

以上、当該分野での配置・採用実績の調査等から、本学の臨床心理学専攻の修了者の就業する機会はあるものと考えている。

<臨床心理士の社会的ニーズの高まり>

近年、臨床心理士資格取得の受験者（合格者数）は、平成 21 年度 2,531 人（合格者 1,577 人）、22 年度 2,607 人（同上 1,598 人）、23 年度 2,740 人（同上 1,661 人）、24 年度 2,812 人（同上 1,663 人）である。24 年度の受験者数（合格者数）は、21 年度のそれに比較し 11.1%増（同上 5.5%増）である。このことは、臨床心理士の資格を取得し、社会で資格を活かしたいとのニーズが高いことを示すものである。

さらに、一般社団法人日本臨床心理士会が行っている「臨床心理士の動向調査（2011 年）」によると、臨床心理士の主たる勤務領域・機関は、保健・医療領域の 2,905 人（28.6%）、教育領域 2,182 人（21.5%）、大学・研究所領域 1,564 人（15.4%）、福祉領域 1,204 人（11.9%）となっており、この 4 つの領域で全体の 77.4%を占めている。

このうち、保健・医療領域、福祉領域、教育領域の 3 領域における平成 16 年（2004 年）～23 年（2011 年）の勤務人数の推移をみると以下のとおりである（下表参照）。

保健・医療領域では、16 年で 1,377 人が、24 年には 2,905 人と 16 年に比較し 111%増となっている。福祉領域では、16 年で 536 人が、24 年には 1,204 人と 16 年に比較し 125%増となっている。教育領域では、16 年で 1,092 人が、24 年には 2,182 人と 16 年に比較し 100%増となっている。

以上により、この関係領域においては、臨床心理士の社会的ニーズとその採用機会は高いものと評価できる。

平成 16 年以降の保健・医療領域、福祉領域、教育領域の勤務人数の推移

（単位：人、%）

	2004 年（平成 16 年）	2007 年（平成 19 年）	2011 年（平成 24 年）
保健・医療領域 （指 数）	1,377 (31.5) 100	2,877 (28.3) 209	2,905 (28.6) 211
福祉領域 （指 数）	536 (12.2) 100	1,249 (12.3) 233	1,204 (11.9) 225
教育領域 （指 数）	1,092 (24.9) 100	2,412 (23.7) 221	2,182 (21.5) 200
合 計 （指 数）	3,005 (68.6) 100	6,538 (64.3) 218	5,207 (62.0) 173

注）（ ）内の比率は、当該年度の各領域での勤務人数を 100%とした場合の比率である。

出典：一般社団法人日本臨床心理士会『臨床心理士の動向調査』（2004、2007、2011 年）より

（2）学生確保の見通しと社会的な人材需要

① 入学定員設定の考え方とその根拠となる学生確保の見通し

i) 入学定員設定の考え方

臨床心理士の養成にあたっては実践力を身に付けさせることが重要であり、授業においては事例研究方式、課題討論方式、相談面接実習など、より実践場面の要求に応えた体験学習を組み入れるが、効果的な教育研究に繋げるためには一定規模の学生数を確保することが求められる。同時にさまざまな分野の研究をする学生を確保することも必要である。

また、こうした状況と「特別課題研究」を担当する専任教員 7 人が効果的な指導のできる人数を踏まえ、適正な入学定員として 10 名とするものである。

ii) 学生確保の見通し

本学人間学部人間文化学科の受験志願者のうち、毎年度 6 割程度が心理学コースで学ぶことを希望しており、その殆どは心理カウンセラーを目指している。このことは人間文化学科の学生に対するアンケート調査（調査対象者数 429 人、回答者数 362 人、回答率 84.4%）による本研究科の開設構想への関心について「強く関心がある」及び「関心がある」と回答した学生が 217 人(60.0%)に及んでいることから裏付けができる。また、子ども発達学科（調査対象者数 438 人、回答者数 400 人、回答率 91.3%）にあつては、「強く関心がある」及び「関心がある」と回答した学生が 215 人（53.8%）と関心を寄せている。

そして、本研究科への入学志願について、人間文化学科においては「ぜひ入学したい」と「可能であれば入学したい」と回答した学生が 362 人中 118 人（32.6%）（1 年生 143 人中 47 人（32.9%）、2 年生 91 人中 30 人（33.0%）、3 年生 70 人中 26 人（37.1%）、4 年生 58 人中 15 人（25.9%））となっており、大学院設置構想に関心を持つ学生の約 55%を占めている。

また、子ども発達学科にあつては「ぜひ入学したい」と「可能であれば入学したい」と回答した学生が 400 人中 70 人（17.5%）（1 年生 146 人中 23 人（15.8%）、2 年生 89 人中 20 人（22.5%）、3 年生 83 人中 10 人（12.0%）、4 年生 82 人中 17 人（20.7%））となっていることから、本学学生の進学需要は潜在的にあるものとされる。

他方、日本私立学校振興・共済事業団の「私立大学・短期大学等入学志願者動向」によると、心理学研究科（修士）と臨床心理学研究科（修士・専門職）の志願者合計数、競争倍率は、平成 22 年度 1,337 人で 2.8 倍、同 23 年度 1,187 人で 2.4 倍、同 24 年度 1,266 人で 2.4 倍となっており、競争倍率は他分野より高い水準にある。南関東（埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県）における同分野の志願倍率は、平成 22 年度 564 人で 3.2 倍、同 23 年度 480 人で 2.7 倍、同 24 年度 509 人で 2.8 倍となっており全国平均より高い志願倍率を占めている。

また、本学が所在する埼玉県南地域の市（川口市、さいたま市、蕨市、戸田市の合計人口 2,026,220 人で埼玉県全人口の 28%を占める地域）において臨床心理士を養成する大学は存在しないが、武蔵野線沿線においては 2 大学(跡見女子学園大学、文教大学)があり、両大学とも毎年度入学定員(跡見 12 名、文教 20 名)相当数が確保されている。

さらに、臨床心理士資格審査受験者数は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会発表によると平成 21 年度 2,531 人、同 22 年度 2,607 人、同 23 年度 2,740 人、同 24 年度 2,812 人と増加傾向にあり、この分野への関心度は高いものがあると考えられる。

以上のことから、本研究科の受験者数は 25 名程度と想定し、入学定員の 10 名を確実に確保するため、合格者数は 15 名程度を考えている。

＜参照＞ 【資料 2-1：「心理学研究科臨床心理学専攻設置に関する学生アンケート結果」】

【資料 2-2：「大学院の主な研究科別の志願者・入学者動向」】

② 修了後の進路と養成する人材を受け入れる側の需要

＜修了予定者の進路＞

修了予定者の殆どは、修了後に臨床心理士の資格を取得していくとされる。臨床心理士の活動領域は、元来、臨床心理士資格が「汎用性」「領域横断性」を特長としているため、特定の分野に限定されることなく多岐にわたっているが、特に以下の分野で期待される役割を担うことのできる人材として活躍することが考えられる。

<教育関係>

1995 年度から旧文部省が推進し、制度化されているスクールカウンセラー事業により、心理職専門家の各都道府県の公立の小学校、中学校、高等学校への配置・派遣は相当に進んでいるが、「新健康フロンティア戦略」（内閣官房長官主宰の「新健康フロンティア戦略賢人会議」発表）の指標においても、引き続きスクールカウンセラー活用事業は「こころの健康力」を維持向上させる上の重要な取り組みとして位置づけられている。

さらに、文部科学省が 2008 年度から開始した「スクールソーシャルワーカー事業」では全公立学校への配置・派遣が計画的に進められており、学校の周辺環境に関わる支援者として、保護者との面接や教員へのコンサルテーション、教育センターや各種教育相談機関などとの連携に対応するなど、こうした要請に応える人材として活躍することが期待される。

具体的には、小学校・高等学校・大学などの相談室、教育委員会、教育センター、各種教育相談機関などの職場が挙げられる。

実際に、本学の所在する埼玉県においてスクールカウンセラーは平成 24 年度には 138 人が採用されており、県内公立中学校 364 校、県立高等学校 27 校、各教育事務所 4 所、県立総合教育センター2 所に配置されているが、スクールカウンセラーの絶対数が少ないため相談指導に苦慮されており、今後ともスクールカウンセラーの充実を図ることが考えられている。（平成 25 年度は 158 人採用予定）

採用実績は、平成 22 年度 145 人、同 23 年度 149 人、同 24 年度 138 人であり、求人にあたっては、埼玉県ホームページの公募と併せて、県内の臨床心理士を養成している大学に求人申し込みを行っており、本学本研究科が設置されれば本学に対しても求人申込みをするとの確約を得ている。

さらに、公立小学校（816 校）にはスクールソーシャルワーカーを配置・派遣することとして 36 人が採用されているが、スクールカウンセラー同様に人的な充実を図ることが考えられている。（埼玉県教育局県立学校部生徒指導課から聴取）

地元川口市においては、小学校 52 校、中学校 26 校、高等学校 4 校があり、スクールカウンセラー4 人が中学校と高等学校に配置・派遣されている。また、小学校にはスクールソーシャルワーカーが 4 人配置・派遣されているが、絶対数が少ないため川口市単独で 4 人の相談員を配置するなど、今後もスクールカウンセラー等の充実を図ることが考えられている。

採用にあたっては、臨床心理士を養成している大学に個別に求人を申し込んでいるが、本学本研究科が設置されれば本学に対しても求人申込みをするとの確約を得ている。

（川口市教育研究所から聴取）。

<福祉関係>

子育て支援、障害者（児）支援、高齢者支援などの領域においては、福祉関連諸施設での心理的支援のニーズは高く、臨床心理査定に基づく心理判定、心理カウンセリング、心理教育、心理コンサルティングなどを主に担当する心理専門家が求められている。また、「児童虐待防止法」が改正施行された 2004 年以降は虐待が疑われる際の児童相談所への通告が国民に義務付けられたことから、近年、自治体においては職員採用時に臨床心理士の資格要件化が進んでいる。その他にも、児童自立支援施設における心理的支援及び教育的援助に携わる専門職員としての需要が見込まれる。さらに、今後持続的に展開される震災地域の復興事業においても、さまざまな関係機関や専門家と連携しながら、被災者に対する心といのちの予防教育や心のケア活動を推進できる心理専門家として活躍することが期待される。

具体的には、児童相談所、児童福祉施設、子育て支援センター、心身障害者（児）福祉センター、各種福祉相談機関などの職場が挙げられる。

実際に、埼玉県内における児童福祉施設として、児童相談所が 7 所、児童発達支援センターが 14 施設、福祉型及び医療型障害児入所施設が 14 施設設置されており、そのうち心理療法等を担当する職員を配置している施設は 15 施設に留まっている。また、児童福祉法に基づき設置されている児童養護施設が 22 施設、児童自立支援施設が 1 施設、情緒障害児短期治療施設が 1 施設設置されており、心理療法等を担当する心理士は 55 人（うち臨床心理士 43 人）配置されている。その一方、心理治療を必要とする子どもたちの増加に対応するためと、

地域のニーズにも応えられる体制を構築するために、施設心理士の各施設複数常置配置が課題とされている。この他に、母子生活支援施設が 6 施設配置され、1 施設に心理療法担当職員が配置されている。全国的にみると心理職や虐待を受けた子どものケアを行う職員の配置が増えている。しかし、現行の心理療法担当職員は加算職員としての配置であることから全ての施設に配置されていない現状にあり、今後は最低基準配置職員に位置付けた方向で拡充する必要性を掲げている。

これらの施設における臨床心理士の求人・採用は、個々の施設が独自に行っており、求人の方法もハローワークを介して、ホームページ上で公募、臨床心理士養成校に個別に求人するなど様々な形態をとっているが、埼玉県社会福祉協議会福祉人材センターの人材バンクに登録することで県内の福祉施設等にその情報を周知できる体制が設けられている。

この人材バンクに本研究科の修了生を登録してくれることについて当協議会から了解を得ている。(埼玉県社会福祉協議会から聴取)

川口市においては、児童発達支援センターが 7 施設、老人福祉センターが 13 施設、地域活動支援センターが 21 施設、母子生活支援施設が 1 施設あるが、臨床心理士の具体的配置状況は把握されていない。しかし、臨床心理士の資格を有する人材を必要としている施設が複数あるとの回答を得ている。また、求人・採用は個々の施設が独自に行っているが、本研究科の修了生を必要に応じ関係施設に紹介してくれる旨了解を得ている。(川口市社会福祉協議会から聴取)

<医療関係>

2010 年に厚生労働省が施策として打ち出した「障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業」において、全都道府県に設置される多職種専門家チーム「こころの総合支援チーム」に臨床心理士が参加する方針が決定された。併せて、「うつ対策」事業として、早期発見・早期治療、社会復帰が具体的に取り組む活動として取り上げられている。また、厚生労働省社会保障審議会医療部会（2011 年 7 月 6 日）で、新たに「精神疾患」が医療計画に記載すべき疾患として追加され、これを受けて 2013 年には各都道府県における医療計画にも盛り込まれる予定である。これらの施策を受けて、病院やクリニックにおける心理セラピストの他、職場において復職支援に携わる EPA（従業員支援プログラム）スタッフとしての需要が見込まれる。

さらに、「こころの健康政策構想会議（平成 24 年 5 月 10 日）」で提言された「こころの健康基本法（案）」を受けて、厚生労働省は「精神障害者アウトリーチ推進事業」を開始する予定である。そこにおいては、地域で活躍する「こころの健康専門家」が要望されているが、とりわけ東日本大震災復興のためのサービスモデル（「地域こころの健康推進チーム」の設立）に沿った被災者の心のケア活動を担う人材として活躍することが期待される。

具体的には総合病院、病院・クリニックの精神科系診療科や小児科、市町村保健センター、老人保健施設、各種医療相談機関などの職場が挙げられる。

実際に、埼玉県内の病院・クリニックにおいては、「うつ」をはじめ心のケアを必要とする患者が増加していることから、医師をサポートする立場として臨床心理士の資格を有する人材を求めている（埼玉県内医療機関から聴取）。

埼玉県内の福祉施設 8 施設と医療機関 41 機関に対し、平成 25 年 4 月から 5 月にわたり訪問し、本研究科設置の概要資料を配付し、説明のうえ、本研究科における臨床心理士の養成、人材需要等に関するアンケート調査を行った結果、臨床心理士養成への関心度は「強く関心がある」が 12 施設（福祉施設 3 施設、医療機関 9 機関）、「関心がある」が 33 施設（福祉施設 5 施設、医療機関 28 機関）と全体的に高い関心を持っている。次に、臨床心理士の資格を有する者をどの程度必要とされているのかについては「大いに必要とする」が 16 施設（福祉施設 4 施設、医療機関 12 機関）、「必要とする」が 26 施設（福祉施設 4 施設、医療機関 22 機関）となっており、85.8%の施設・機関が臨床心理士の必要性を示している。

本研究科の修了生の採用への意向については「ぜひ採用したい」が 5 施設（福祉施設 1 施設、医療機関 4 機関）、「採用したい」が 26 施設（福祉施設 5 施設、医療機関 21 機関）で 63.3%の施設・機関が修了生採用の意向を示しており、修了生の活動の場は十分に期待できる。

《参照》 【資料 3：「心理学研究科臨床心理学専攻設置に関するアンケート結果」】

以上のことに加えて、3分野において臨床心理士資格を有した者への求人実態（ハローワークインターネットサービス求人情報による）を整理すると次表のとおりである。

なお、東京都及び千葉県は本学学生の出身者の多い地域であることから参考として整理した。

＜臨床心理士の資格を有する者の求人需要状況＞

都道府県名	教育分野		福祉分野		医療分野		計	
	埼玉県公立学校での需要数	ハローワーク求人数	アンケートでの需要数	ハローワーク求人数	アンケートでの需要数	ハローワーク求人数	埼玉県公立学校/アンケートでの需要数	ハローワーク求人数
埼玉県	158人	4人	6人	15人	25人	10人	189人	29人
東京都	—	16人	—	24人	—	49人	—	89人
千葉県	—	2人	—	28人	—	9人	—	39人
計	158人	22人	6人	67人	25人	68人	189人	157人

＊ ハローワークインターネットサービス求人情報による集計は、平成24年12月3日から平成25年5月17日までの数である。

本学としては、このような人材需要の状況を把握しつつ、専門求人情報の収集、求人開拓、就職斡旋の努力など、全学組織で対応していく。

③ 就職支援体制

本学では、就職活動をサポートするため「キャリアセンター」を設置している。

センターには専任のスタッフ（国家資格を有するキャリアカウンセラー2人を含む）4人を配置し、学生への就職指導、助言、相談を行うとともに、ガイダンスや学内企業説明会等を実施し、企業情報等の提供を行っている。心理学研究科の設置後は臨床心理士の求人情報の提供も行い、修了者に対しても閲覧可能とする。またセンターには教員からなる「キャリアセンター委員会」を置き、常に学生の就職活動の動向を把握し、就職支援に関する事業の企画、求人先の開拓などに取り組む体制をとっている。

年間の主な就職活動支援プログラムは、次のとおりである。

就職支援行事	時 期
キャリアガイダンス	4月・7月・9月・12月
学内合同企業説明会	4月・6月・7月・10月・11月・12月・2月
適性検査	4月
個人面談	6月・7月・12月
就職相談会	10月
内定者報告会	2月

本研究科を修了し臨床心理士資格審査を受験する学生に対しては、受験するまでの間、本学メディアセンターと臨床心理カウンセリングセンターに登録することにより在学時と同様にこれらの施設を利用することができ、学習する場を確保することができる。

さらに相談研修員に登録することにより、臨床心理カウンセリングセンターを卒後研修の場として利用すること、随時開催される勉強会及び研究会に参加することができる。また、専任教員が必要に応じて個別の対応や助言を行う。これにより、当該審査受験に要する学力及び技量を担保する。

3 教育課程編成の考え方及び特色

（1）教育課程編成の考え方

本研究科の教育課程の目的は、今日の複雑化する社会において生じるさまざまな問題を解決・支援するために必要な高度な臨床心理学的知識と心理学的技術を有する人材の養成である。具体的には、さまざまな心理的問題を抱える人に深く関わる共感能力と質の高いコミュニケーション能力を有し、そうした資源を駆使して、個人及び組織・地域からの援助希求に対して個人的な心理支援とともに組織的で協働的な心理的支援ができる臨床心理士の養成である。すなわち、教育現場においては、スクールカウンセラーとして児童生徒の個々の問題解決にあたることに加えて、学校教育相談の

コア・コーディネーターとして教師や保護者を支え、児童の発達上のリスクを早期発見し、適切に援助する能力が求められる。また、福祉現場においては、心理判定員や生活指導員として、児童やその保護者の支援と地域連携を促すケースマネジメント能力が求められる。さらに、医療現場においては、心理セラピストあるいはカウンセラーとして個々のケースの問題解決にあたるとともに、チーム医療を支える役割を十分に果たす能力が求められる。

これらの現場での実際の仕事では、従来通りのクライアント一人に深く関わりケアする能力だけでなく、関連専門家と良好な関係を形成し、連携して問題解決にあたることができ、それを適切に展開するための質の高いコミュニケーション能力が不可欠である。

これらの目的を達成するために、「基幹科目群」、「基礎科目群」、「発展科目群」、「研究指導」の4科目群で教育課程を編成した。具体的には次の①～④のとおりである。

①臨床心理学的援助を実施するために基盤となる「基幹科目群」

「基幹科目群」は、臨床心理士のコアとしての心理学的知識と技術を育成する科目から構成されている。

「臨床心理学特論Ⅰ」及び「臨床心理学特論Ⅱ」では、臨床心理学的援助を展開するための全般的な専門的知識を学習する。「臨床心理面接特論Ⅰ」及び「臨床心理学特論Ⅱ」では、臨床心理学的援助を行うために必要な面接技法の理論と実践を学習する。「臨床心理査定演習Ⅰ」及び「臨床心理査定演習Ⅱ」では、知能検査や人格検査等の心理検査を実施するための方法を学習する。「臨床心理基礎実習Ⅰ」及び「臨床心理基礎実習Ⅱ」では、学外実習を行う前に、面接技法や介入方法等の予行練習を教員と学生、または学生間で実施する。「臨床心理実習」では、臨床心理士有資格教員のスーパービジョンのもとで、これまでに学習した知識や経験を将来の就職先となり得る学外の現場で実践するとともに、実際の臨床場面で起きている現実課題を理解し、その解決の方法とプロセスについて学習する。

②臨床心理学の知識と方法論をより高度化、深化するための「基礎科目群」

「基礎科目群」は、基幹科目を下支えするとともに、さらに発展科目へと展開するうえで重要な関連専門科目から構成されている。

i) より高度で科学的な方法論を修得するために、「心理統計法特論」「データ解析法特論」

「臨床心理学研究法特論」「知覚認知心理学特論」「教育心理学特論」を置いている。

「心理統計法特論」及び「データ解析法特論」では、修士論文作成において必要とされる数量的分析に熟知するため、高度な心理統計学とデータ処理法を学習する。「臨床心理学研究法特論」では、臨床心理学的研究を行うための問題設定の視点や心理的事象を理解するための高度な臨床心理学的方法論を習得する。「知覚・認知心理学特論」では、知覚反応に関する情報処理過程との関係について学習する。「教育心理学特論」では、学習及び指導方法、学習環境等を心理学的に深く理解し、実践に取り入れる。

ii) 人間の心の発達の多様性と複雑性をより深く理解するために、「発達心理学特論」

「発達臨床心理学特論」「人格心理学特論」「人間関係学特論」を置いている。「発達心理学特論」では、

人の発達段階における発達課題やその達成方法について学習する。「発達臨床心理学特論」では、発達の過程で生じる臨床心理学的な課題について学習し、その知識を臨床場面で応用できるよう指導する。「人格心理学特論」では、人格の発達と病理、さらに心理療法における人格変化と心理的成長について学習する。「人間関係学特論」では、対人的関わりに関する理論的基礎と望ましい人間関係づくりの支援法を学習する。

③支援対象者の特徴を理解し、支援の場に応じた援助法を修得するための「発展科目群」

「発展科目群」は、支援対象者の特徴を理解し、支援の場に応じた援助法を修得するためのより専門的な科目から構成されている。

- i) 心の病理や社会的不適応、心身健康の問題についてより専門的に学ぶために「心身医学特論」「精神医学特論」「犯罪・非行心理学特論」「臨床健康心理学特論」を置いている。
「心身医学特論」では、カウンセラーや臨床心理士が心身医学領域で担う役割について事例を通して学習する。「精神医学特論」では、精神医学の臨床場面で重要な位置を占める統合失調症、うつ病、認知症を中心に、カウンセラーや臨床心理士が援助する実践的な方法論を習得する。「犯罪・非行心理学特論」では、犯罪や非行に走る要因及び更生と防止についてカウンセラーや臨床心理士が行う援助方法を学習する。「臨床健康心理学特論」では、個人が不適応状態に陥らないよう予防することや、個人が有する長所・強みを伸ばすための高度な心理学的方法論を学習する。
- ii) 様々な対象や場面に対応した心理学的援助法を修得し、高度なコミュニケーション能力を獲得するための発展的な専門科目として、「心理療法特論」「老年福祉心理学特論」「発達障害者（児）心理学特論」「学校臨床心理学特論」「グループワーク特論」「コミュニケーション学特論」を置いている。「心理療法特論」では、心理療法の3大学派の特徴と関連性及びその適応範囲についてより専門的知識を習得する。「老年福祉心理学」では、問題を抱えた高齢者をどのように理解し、どのように対応していったら良いかについて心理学的観点から学習する。「障害者(児)心理学特論」では、障害の臨床心理学的特性を学習し、特に発達障害者(児)の援助方法を習得する。「学校臨床心理学特論」では、スクールカウンセラーの活動内容とその援助対象、学校の危機対応、校内研修等について高度で専門的かつ実践的な方法論を学習する。「コミュニケーション学特論」では、様々な状況下における他者とのコミュニケーションの行い方を習得する。「グループワーク特論」では、集団における対人関係を組織的にマネジメントする専門的な技法を学習する。

④修士論文を作成するための「研究指導」

「研究指導」においては、修士論文を作成するためのリサーチスキル、研究計画及びその成果のプレゼンテーションスキル、論文作成における論理展開力など、高度な研究実践能力を学習する。

科目としては「特別課題研究Ⅰ」と「特別課題研究Ⅱ」を置いている。これらの科目履修を通して修士論文を作成するためのリサーチスキル、研究計画及びその成果のプレゼンテーションスキル、論文作成における論理展開力など、高度な研究実践能力を学習する。

(2) 教育課程編成の特色

本研究科の特色は個人レベルの対応に留まらず、地域とのつながりや人としての生き方に対する深い洞察力と認識力を備えた「こころの健康専門家」の養成にある。

それを実現するために地域における組織的な心理的援助能力を育成する高度な専門科目として、「コミュニティ援助特論」「臨床社会心理学特論」「異文化間心理学特論」を置いている。

「コミュニティ援助特論」では、非専門家を活かしたコミュニティ資源の形成やその向上方法等、臨床心理学的な地域援助の方法を学習する。「臨床社会心理学特論」では、社会心理学的アプローチから不適応的な行動や感情の問題について学習する。「異文化間心理学特論」では、異文化を理解する心理学的方法論が地域文化特性の理解やそれに応じた地域支援とも密接に関連していることを学習する。

(3) カリキュラム編成と教育方法の特色

本研究科では、高い共感性とコミュニケーション能力をもち、個人及び組織・地域からの援助希求に対して個人から組織までを視野に置くシステム志向的な心理社会的援助能力を修学することを目標としたカリキュラムを編成する。このような、個人から集団及び地域までを有機的かつ構造的につなぐことができる支援能力の育成を目的とした科目設定は、本研究科のカリキュラムを特徴づけるものである。

具体的には、「心理療法」「臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理学面接特論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理基礎実習Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理実習」等の基幹科目において、深く共感的に個人とかかわる援助能力を育成し、「グループワーク特論」「コミュニケーション学特論」等の発展科目においては、集団をマネジメントできる能力を育成する。さらに、「地域援助特論」「臨床社会心理学特論」「臨床健康心理学特論」「異文化間心理学特論」等において、地域文化の固有性を踏まえながら地域の人的資源を組織化し、個人のこころの健康を支援できる能力を育成する。

そのための教育法としては、通常の講義形式のほかに、事例研究方式、課題討論方式、ロールプレイ、グループワークを含む模擬実習など、より具体的で実践場面の要求に応えた体験学習を多く組み入れている。また、修了生の多くが教育関係、福祉関係、医療関係などの分野で活躍することが期待されるため、その役割を果たす能力が修得できるような科目を用意する。具体的には、以下のとおりである。

・教育現場に対応した科目群

「学校臨床心理学特論」「教育心理学特論」「発達臨床心理学特論」「発達心理学特論」「人間関係学特論」「犯罪・非行心理学特論」「コミュニケーション学特論」「障害者(児)心理学特論」「グループワーク特論」「コミュニティ援助特論」「異文化間心理学特論」など。

・福祉現場に対応した科目群

「障害者(児)心理学特論」「犯罪・非行心理学特論」「老年福祉心理学特論」「発達心理学特論」「発達臨床心理学特論」「知覚・認知心理学特論」「臨床社会心理学特論」「グループワーク特論」「コミュニティ援助特論」など。

・医療現場に対応した科目群

「心身医学特論」「精神医学特論」「心理療法特論」「人格心理学特論」「障害者(児)心理学特論」「老年福祉心理学特論」「コミュニケーション学特論」「臨床健康心理学特論」「グループワーク特論」「臨床社会心理学特論」「コミュニティ援助特論」など。

4. 教員組織の編成と考え方及び特色

- (1) 臨床心理学的援助を実施するために基盤となる基幹科目群は、すべて臨床心理士の資格を有する専任教員が担当する。また、実習科目については臨床心理に必要な項目を網羅するために臨床心理士資格を有する専任教員全員体制で指導にあたる。
- (2) 臨床心理士資格を有する5名の専任教員は臨床実習担当者として臨床実習指導に関わるほか、附属施設として設置される臨床心理カウンセリングセンターの相談員として、相談活動に参画すると同時に学生の実習指導を行う。

<専任教員の学位及び資格>

氏名	職名	学位	資格
小玉 正博	教授	医学博士	臨床心理士
菊地 正	教授	学術博士	—
鈴木 一代	教授	Dr.rer.nat (心理学博士)	—
小山 望	教授	博士(社会福祉学)	臨床心理士
古澤 照幸	教授	博士(心理学)	—
藤枝 静暁	准教授	博士(心理学)	臨床心理士
羽鳥 健司	講師	博士(心理学)	臨床心理士
佐々木美恵	講師	修士(心理学)	臨床心理士

- (3) 年齢構成は 60 歳以上で経験と実績の豊富な教員 4 人と若手教員 4 人で構成し、オムニバス授業や実習指導及び修士論文の複数指導体制において、経験豊かな教員が若手教員を指導育成する体制をとっている。

なお、完成年度において 3 名の教員が本学の定年年齢 65 歳を超えることになるが、当該教員が退職した場合は、その教員が担当する教育課程上の領域（基幹科目領域、基礎科目領域、発展科目領域）で若手の優れた研究者を大学院担当者として採用してその役割を引き継ぐこととするが、場合によっては当該教員を本学の特任教員制度によって継続雇用するなどの対応により、教育研究の継続性と活性化が図られるようにする。

＜専任教員の完成年度年齢＞

	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	合計
教 授	—	1 人	1 人	3 人	5 人
准教授	1 人	—	—	—	1 人
講 師	2 人	—	—	—	2 人
合 計	3 人	1 人	1 人	3 人	8 人

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び卒業要件

(1) 教育方法、履修指導、研究指導の基本的な考え方

- ① 本専攻のカリキュラム・ポリシーのもとに専門的知識と実践能力の有機的統合を図る。また、課程修了に必要な大部分の科目を 1 年次に履修し、2 年次には臨床実習と修士論文作成に十分な時間を確保できるような科目編成とする。
- ② 高度かつ実践的な心理学の専門知識と対人技術能力を培うために授業科目として、実習科目である「臨床心理基礎実習Ⅰ・Ⅱ」と「臨床心理実習」を必修とした。

実習は学内の「埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター」での学内実習と学外の教育・福祉・医療関係施設・機関での実習を行う。

- i) 実習生は学内実習として、本学の「臨床心理カウンセリングセンター」での受付業務を担当し、相談事例のケースマネジメントを学ぶ。また、臨床心理士資格を有する教員の担当事例の心理面接に陪席し、学習状況によって「可」と判断された場合は、相談員の補助や実際のケースを担当し、それに対するスーパービジョンを受けることにより事例担当能力を習得する。そのため、定期的の実施される受理会議や事例検討会への参加を義務付ける。
- ii) 学外実習については教育・福祉・医療の各分野について臨床心理士が在職する施設・機関を確保し、学生は当該実習施設・機関において心理面接の陪席あるいはケースワーク等にかかわる研修を受ける。1 年次の「臨床心理基礎実習Ⅰ・Ⅱ」においては、学内での基礎実習に加えて、2 年次の「臨床心理実習」を見据えながら、教育・福祉・医療関係の各施設において見学実習も行う。

なお、実習施設・機関として次のとおり確保している。

＜実習施設・機関＞

教育関係	志木市教育サポートセンター 朝霞市子ども相談室・適応指導教室 柏市教育研究所・適応指導教室 筑波大学心理・発達相談室
福祉関係	児童福祉施設同仁学院（児童養護施設） 埼玉育児院（養護施設） 嵐山学園（情緒障害児治療短期施設） 特定非営利活動法人 文化学習共同ネットワーク
医療関係	横浜労災病院メンタルヘルスセンター 国立精神保健研究センター認知行動療法研修センター

2年次の「臨床心理実習」の学外実習では、1年次に実施される見学実習経験と学生の意向を踏まえて、臨床実習指導教員の指導のもとに実習施設を決定する。実習生の派遣にあたっては、臨床心理実習指導教員によって構成される「臨床心理実習指導連絡会」

(以下「連絡会」という。)において、担当学生を決め、以下の指導等を行う。

- ・挨拶、報告、服装、言葉遣いなどの基本的マナーについて事前に十分指導を行う。
- ・受持学生の実習施設の指導担当者と事前に目的や実習内容等について十分に打合せを行う。
- ・実習期間中は各実習施設担当者と連絡を取りながら、実習の状況、問題点や改善点の聴取を行う。

iii) 実習への評価は、学内外実習への取組状況、受理会議及びケース会議への参加と発表、レポート内容などによって総合的に行う。

iv) 実習にあたっての事故等について次のとおり対応する。

- ・学生は、入学時に全員が(財)日本国際教育支援協会の賛助会員大学として「学生教育研究災害保険」(正課授業が対象)に加入し、医療関係施設での実習に対応するために「接触感染特約」を付帯する。
- ・実習期間中は、事務局教務課を緊急時の連絡先とする。緊急の事案等が生じた場合は、教務課から当該学生の指導教員、研究科長及び連絡会に報告する。
- ・指導教員は実習施設担当者と相談し、研究科長の判断を仰いだうえで速やかに対応を判断する。

《参照》 【資料4：実習施設の受入承諾書】

③ 授業科目は月曜日から金曜日までの5日間の1時間目(9:00～)から5時間目(～17:50)までに配置する。

教員の授業担当コマ数は学部の担当科目を併せて週6コマを標準とする。ただし、臨床心理士資格を有する専任教員は、臨床心理カウンセリングセンターの相談員となり、同センターで学生指導を行うことから、授業担当コマ数を標準コマ数から減ずるなどの配慮を行う。このことにより、授業以外での学生の指導に充てる時間を確保し、さらに月曜日から金曜日のうちの1日を研究に専念できる日とし、教員の研究活動のための時間も確保する。

④ 本専攻では、所定の科目を履修して修了すると、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定資格である「臨床心理士」取得の受験資格が得られるように教育指導体制を整備する。また、上記目的達成のために、臨床心理士有資格教員と学内外実習施設の相談指導スタッフとの密接な連携体制のもとに徹底した指導体制を設け、個々の院生に即した実践力の修得を目指す。

なお、認定されると平成28年4月に入学した院生から適用となるが、同協会規定により平成26年4月入学生からの遡及適用の申請を行う。

また、上記の指定申請計画及びスケジュールは募集要項上に明記し、志願者に誤解を与えないよう配慮する。

(2) 履修指導

コースワークの考え方により1年次から2年次への進級段階で、取得科目及び単位数を明確にし、達成基準の充足度を査定する。それによって学生の一定水準の臨床心理学的基礎知識及び臨床的実践力を担保する。

なお、本学の子ども発達学科のように心理学関係の科目を開設している学部の卒業生で方法論について学んでいない学生に対しては、1年次に基礎科目群の「心理学統計法特論」「データ解析法特論」「臨床心理学研究法特論」などの方法論に関わる講義科目を履修させる。さらに必要がある場合には指導教員と相談の上、人間文化学科の心理学領域の授業を聴講するよう指導するが、そこでの修得単位は修了単位に含まない。

修士論文(科目名「特別課題研究」)については、学生の専門分野の兼任教員を含めた複数指導体制を採用し、1年次の構想発表会と2年次の中間報告会を経て修士論文発表会に至るまで段階を追って系統的に指導を行う。

(3) 研究指導と修士論文の作成

① 修士論文の到達目標

以下の点を目指し、指導教員は、定期的に研究活動の報告を受け、研究指導を行う。

- i) 当該テーマに関する学界の研究水準を踏まえていること。
- ii) 当該分野に関する先行研究、資料等の最新文献を把握していること。
- iii) 研究方法とその対象に関しては、十分な妥当性と内容に達していること。
- iv) 問題解決に際して、研究者の独自の論理、知見、発想が見られること。
- v) 研究テーマと対象について十分な倫理的配慮が図られていること。

② 指導体制

- i) 研究指導と修士論文指導にあたっては、学生ごとの単独指導体制ではなく、複数の教員による複数指導体制をとる。

このことにより、学生の研究・論文のテーマに直接関連する視点だけではなく総合的な視点や多面的な視点からの考察を可能にし、より普遍性のある課題設定となるように配慮するとともに学生の質問の機会が一人の教員に限定されないよう配慮するものとする。

- ii) 研究指導にあたっては、主指導教員（専任教員）1名、副指導教員（専任教員又は兼任教員）1名の合計2名とする。

学生は入学後、各自の研究課題に沿って主指導教員を選択し、面談を行う。希望する主指導教員の許可が得られたら「研究指導承諾書」に署名捺印を得て、教務課に提出する。また、副指導教員については、学生と主指導教員との相談の上、教員を選択し、当該教員の承諾を得て「副研究指導承諾書」を提出する。当該申請書の提出期限は4月末日とする。なお、主指導教員と副指導教員の決定と承認は研究科委員会が行う。

- iii) 主指導教員と副指導教員は学生の研究の状況やテーマ等について連携をとりながら授業科目の履修などの指導を行う。副指導教員は、修士論文作成に向けて主指導教員とは異なる視点から研究指導を行う。学生は進捗に合わせて副指導教員から随時指導を受けるとともに、1年次の構想発表会、2年次の中間報告会、修士論文発表会等では必ず事前事後指導を受ける。
- iv) 全学生と全教員（兼任教員を含む）に連絡用メールアドレスを付与し、副指導教員が兼任教員であっても質疑応答を随時できるホットラインを整備する。
- v) 主指導教員及び副指導教員の変更は、受入教員の許可があった場合のみ認めることとするが、その際、所定の変更願を新たに指導希望教員の署名捺印を得た上で教務課へ提出し、研究科委員会の承認を得るものとする。

③ 修士論文作成モデル

【1年次】

4月	主・副指導教員の決定	研究指導承諾書及び副研究指導承諾書の提出
	↓	
6月	研究計画発表会	← 問題関心に従ってテーマの絞り込み ← 文献・資料の収集・調査
	↓	
9月	研究テーマの提出	← 文献・資料の収集・調査
	↓	
11月	構想発表会	研究テーマの絞り込みと文献的検討
1月	修士論文作成計画の提出	
	(文献・資料研究・調査研究と論文草案の作成)	
	↓	

【2 年次】

5 月第 2 週	↓ 第 1 回修士論文中間報告会	研究進捗の報告と課題の確認
	↓	← 論文作成指導上の意見交換と学生指導
6 月 30 日	修士論文の題目と概要の提出	
	↓	
11 月第 1 週	第 2 回修士論文中間報告会	研究進捗の報告と課題の掘り下げ
	↓	← 論文作成指導上の意見交換と学生指導
1 月下旬	修士論文の提出	
	↓	← 修士論文の意義と問題点の整理
2 月上旬	修士論文発表会及び審査	
	↓	
3 月	学位の授与	

④ 修士論文の審査

- i) 修士論文の進捗管理においては、専攻全教員出席のもと、1 年次には研究計画発表会、構想発表会、2 年次には中間報告会（2 回）での発表を開催する。学位論文の審査にあつては、以上のコースワークにおいて合格することが前提となる。
- ii) 学位論文の審査は、次の学位論文審査及び最終試験実施要領に従って行う。

＜学位論文審査及び最終試験＞

学位論文の題目と概要の提出 (～6 月 30 日)	・ 主指導教員承諾書を添付 ・ 概要 (1,000 字程度)
↓	
学位論文の提出 (～1 月下旬)	正本 1 部、副本 3 部
↓	
学位論文審査委員会を発足 ＜審査＞	・ 研究科委員会が 3 名の委員を任命 (うち 2 名は主指導教員と副指導教員)
↓	
修士論文発表会・最終試験 (2 月上旬)	・ 最終試験は口述試験とする
↓	
審査報告書を研究科長に提出	
↓	
合否判定 (研究科委員会)	
↓	
学長に合否結果報告	
↓	
学位の授与	

- iii) 提出された修士論文の審査にあたっては、公平性や妥当性を明確にするために主指導教員と副指導教員に加えて 1 名の委員を研究科委員会で選任し、学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を組織し、3 名で審査を行う。また、必要に応じて学外の専門家を委員とすることができることとする。
- iv) 審査委員会は、専攻全教員出席のもとに修士論文発表会（審査会）を開催し、学位申請者に研究内容を説明させ、それに関連する事項について質疑応答を行う。発表会（審査会）は原則公開とする。ただし、審査委員会による合否判定審議は非公開とする。
- v) 審査委員会は、研究科において決められた審査基準に基づき、論文審査を行う。その際、論文の評価は科学的論理性や内容的妥当性のみではなく、臨床心理学実践に即した課題設定や有用性及び倫理性についても積極的に考慮する。なお、審査委員会により提出論文に加筆修正が必要と判断された場合は、一定期間内の加筆修正を学位申請者に要求できるものとする。
- vi) 審査委員会による審査結果は研究科委員会に報告し、研究科委員会で最終判定を行う。

⑤ 履修モデル

一年次には、心理的援助の実践とその根拠となる臨床心理学的研究の展開に必要な不可欠な知識と技能を修得するための基幹科目を中心としたコア領域の科目を配置する。二年次では基幹科目の「臨床心理学実習」によって実践的な心理学的援助能力を高めるとともに、学生が目指す活動領域を踏まえた基礎科目と発展科目を配置し、それらの科目を柔軟に選択できるようにしている。

<教育現場に対応した履修科目モデル>

学生は、児童生徒および教師、保護者に対してスクールカウンセラーとして関わるうえで必要な知識・技能を修得するために一年次に履修するコア科目での学習を踏まえて、二年次には発達臨床心理学特論、学校臨床心理学特論などの基礎科目と発展科目を選択履修できる。その場合の履修モデルを示すと以下のとおりである。

区分	1 年次		2 年次		
	春期	秋期	春期	秋期	
授業科目	臨床心理学特論Ⅰ②	臨床心理学特論Ⅱ②	発達臨床心理学特論②	学校臨床心理学特論②	修士論文
	臨床心理面接特論Ⅰ②	臨床心理面接特論Ⅱ②			
	臨床心理査定演習Ⅰ②	臨床心理査定演習Ⅱ②			
	臨床心理学研究法特論②				
実習	臨床心理基礎実習Ⅰ①	臨床心理基礎実習Ⅱ①	臨床心理実習（通年）②		
研究指導	特別課題研究Ⅰ（通年）④		特別課題研究Ⅱ（通年）④		

注）科目のアンダーラインは基幹科目を示し、○内の数字は単位数である。

この他に、基礎科目として心理統計法特論、データ解析法特論、知覚・認知心理学特論、教育心理学特論、発達心理学特論、人間関係学特論、人格心理学特論を置き、発展科目として心理療法特論、犯罪・非行心理学特論、障害者（児）心理学特論、コミュニケーション学特論、臨床社会心理学特論、コミュニティ援助特論、グループワーク特論、臨床健康心理学特論、異文化間心理学特論などの特色ある選択科目を配置し、一層の心のケアを深める学習ができるよう科目編成している。

<福祉現場に対応した履修科目のモデル>

学生は児童福祉施設や社会福祉施設において臨床心理士として求められる知識・技能を修得するために一年次に履修するコア科目での学習を踏まえて、二年次に障害者（児）心理学特論、犯罪・非行心理学特論などの発展科目を選択履修できる。その場合の履修モデルを示すと以下のとおりである。

区分	1 年次		2 年次		
	春期	秋期	春期	秋期	
授業科目	臨床心理学特論Ⅰ② 臨床心理面接特論Ⅰ② 臨床心理査定演習Ⅰ② 臨床心理学研究法特論②	臨床心理学特論Ⅱ② 臨床心理面接特論Ⅱ② 臨床心理査定演習Ⅱ②	障害者（児）心理学特論②	犯罪・非行心理学特論②	修士論文
実習	臨床心理基礎実習Ⅰ①	臨床心理基礎実習Ⅱ①	臨床心理実習（通年）②		
研究指導	特別課題研究Ⅰ（通年）④		特別課題研究Ⅱ（通年）④		

注）科目のアンダーラインは基幹科目を示し、○内の数字は単位数である。

この他に、基礎科目として心理統計法特論、データ解析法特論、知覚・認知心理学特論、発達心理学特論、発達臨床心理学特論、人格心理学特論、人間関係学特論を置き、発展科目としてコミュニケーション学特論、学校臨床心理学特論、心身医学特論、精神医学特論、老年福祉心理学特論、心理療法特論、臨床社会心理学特論、コミュニティ援助特論、グループワーク特論などの特色ある選択科目を配置し、一層の心のケアを深める学習ができるよう科目編成している。

<医療現場に対応した履修科目のモデル>

学生は、精神科、心療内科等の医療関係において臨床心理士として求められる知識・技能を修得するために一年次に履修するコア科目での学習を踏まえて、二年次に精神医学特論、心身医学特論などの発展科目を選択履修できる。その場合の履修モデルを示すと以下のとおりである。

区分	1 年次		2 年次		修士論文
	春期	秋期	春期	秋期	
授業科目	臨床心理学特論Ⅰ②	臨床心理学特論Ⅱ②	精神医学特論②	心身医学特論②	
	臨床心理面接特論Ⅰ②	臨床心理面接特論Ⅱ②			
	臨床心理査定演習Ⅰ②	臨床心理査定演習Ⅱ②			
	臨床心理学研究法特論②				
実習	臨床心理基礎実習Ⅰ①	臨床心理基礎実習Ⅱ①	臨床心理実習（通年）②		
研究指導	特別課題研究Ⅰ（通年）④		特別課題研究Ⅱ（通年）④		

注) 科目のアンダーラインは基幹科目を示し、○内の数字は単位数である。

この他に、基礎科目として心理統計法特論、データ解析法特論、知覚・認知心理学特論、発達臨床心理学特論、人格心理学特論、人間関係学特論を置き、発展科目としてコミュニケーション学特論、障害者(児)心理学特論、老年福祉心理学特論、心理療法特論、犯罪・非行心理学特論、臨床社会心理学特論、コミュニティ援助特論、グループワーク特論、臨床健康心理学特論、異文化間心理学特論などの特色ある選択科目を配置し、一層の心のケアを深める学習ができるよう科目編成している。

⑥ 修了要件

次の要件を満たしているときは、修了を認める。

大学院に2年以上在学し、履修要件に定める授業科目を履修し、専門科目 22 単位(必修 16 単位を含む)以上、「特別課題研究Ⅰ・Ⅱ」各 4 単位の合計 30 単位以上を履修し、かつ修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格すること。

6. 大学院の将来構想

今般、設置を計画している心理学研究科臨床心理学専攻修士課程における人材養成の目的は、多様化し複雑化した「心の健康」の問題に対応できる高度な専門性を持った専門職業人としての臨床心理士の養成を目指しているため、現段階では、修士課程のみを設置する計画である。今後は、社会的な要請や学術的な動向など、当該分野における状況を十分に見極めながら、必要に応じて博士後期課程の設置を検討することとしている。

7. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻等の名称

研究科名及び専攻名については学問領域と学問体系をわかりやすく表現することとした。

具体的な本研究科及び各専攻の本英語表記は以下のとおりとし、これらは国際的な通用性を考慮したものでもある。

心理学研究科 Graduate School of Psychology

臨床心理学専攻 Course of Clinical Psychology

(2) 学位の名称

学位の名称は、国際的な通用性を考慮し、学生の修得した学問領域をわかりやすく表現することとし、以下のとおりとする。

臨床心理学専攻 修士(臨床心理学) Master's Degree (Clinical Psychology)

8. 施設・設備等の整備計画

(1) 大学院学生の実習室（自習室）の整備

心理学研究科に所属する大学院生のために、専用の研究室を1号館1階に1室（39.69 m²）を設置している。大学院研究室には、大学院生専用のロッカー20点、学習机20席、パソコン5台、プリンター1台、閲覧テーブルを設置するとともに、LAN配線を行いパソコンによる資料収集と資料作成ができるようにし、いつでも大学院生が研究できる環境を整備している。

(2) 講義室等の整備

本研究科専用の講義室1室（308教室、44.48 m²）、専用の演習室1室（406教室、36.90 m²）、学部及び経営学研究科との共用の講義室3室（302教室、303教室、304教室、各教室73.80 m²）並びに研修員室（36.3 m²）を使用する。

《参照》【資料5：埼玉学園大学大学院心理学研究科 時間割表（予定）及び教室の使用予定】

(3) 臨床心理カウンセリングセンターの整備・運用

臨床心理学専攻の大学院生に対して、臨床心理士を養成するための教育・訓練を行うための学内実習施設としての機能を有するとともに、外来者に対する心理相談サービスの提供と調査・研究活動を行うことを目的に「埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター」（以下、「カウンセリングセンター」という。）を整備する。

①施設・設備

- i) 施設は、1号館1階に、相談室3室、プレイルーム2室、研修員室1室（この名称は日本臨床心理士資格認定協会の指定によるもので、心理相談のケースカンファランスや大学院生の実習指導等として使用）、観察室1室、研修員室1室等（全体面積205.60 m²）を整備する。
- ii) 設備は、相談室、プレイルーム、研究員室等で必要とする遊具、心理測定用具、什器類等を設置認可後速やかに整備する。

②人員配置

一般市民や学内関係者を対象とした心理相談活動や、本学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の学生の臨床心理実習及び教育訓練を援助するため、センター長、心理相談員（5人以上）、アシスタント職員（臨床心理士有資格者）1人、事務職員1人を配置する。

③管理運営体制

カウンセリングセンターの管理運営体制は、以下のとおり考えており、センター長の責任の下に定期的に「臨床心理カウンセリングセンター委員会」を開催し、円滑な運営を行う。また、この委員会とは別に、ケースカンファランスを毎週実施して、クライアントの症状理解やカウンセリングの方向性や適切性の評価を行う。

- i) カウンセリングセンターを大学の附属施設として位置付ける。
- ii) カウンセリングセンターにセンター長を置き、センター長は、心理学研究科専任の教育職員の中から理事長が指名し、委嘱する。
- iii) カウンセリングセンターに心理相談員を置く。心理相談員は、臨床心理学専攻の専任教員及び兼任教員の中から臨床心理センター委員会において選任（5人以上を予定）し、学長が委嘱する。また、インテーク（初回面談）のアシスタント、ケース担当、実習生の割当てなどを行う職員（臨床心理士の有資格者）1人と、その他に受付事務、ケース管理事務等を行うための職員1人を採用する予定である。

- iv) カウンセリングセンターの管理運営に関する重要事項を審議するため、センターに「臨床心理カウンセリングセンター委員会」を置く。同委員会は、センター長及び臨床心理学専攻の臨床実習科目を担当する専任教員をもって構成する。
- v) センター長は、心理学研究科委員会に対して臨床心理カウンセリングセンター委員会の審議内容を報告する。
- vi) 心理学研究科長は、大学院運営会議のメンバーであり、センターの管理運営について同運営会議に報告するとともに、会議内容等をセンター長に報告・指示する。センター長は、これに従って大学院全体の教育・運営方針との組織的な整合性を持ちつつカウンセリングセンターを運営する。

《参照》 【資料 6-1：埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター規則（案）】
【資料 6-2：埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター委員会規程（案）】
【資料 6-3：埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター運営規程（案）】

④臨床心理カウンセリングセンターの運用

本研究科の設置認可後、速やかに設備を整える。同時に臨床心理カウンセリングセンター開設のリーフレットを近隣の小・中・高等学校や埼玉県教育局、川口市教育委員会、近隣福祉施設、医療機関等に配付し、内容を説明するとともに、本学ホームページにおいても同センター開設を十分周知してクライアントを確保する。導入期として、現在、既に内諾を得ている本学及び川口短期大学に在職の専任教員 3 人（本研究科就任予定教員で、臨床心理士有資格者）を心理相談員として配置し、平成 26 年 1 月 15 日から施設の稼働を開始する計画であり、平成 26 年 4 月からの実習授業に支障がないよう施設の準備、実施体制を整える。

なお、この施設は、心理学研究科の目的を実現するためであるとともに、臨床心理学専攻において取得を目指している（財）日本臨床心理士資格認定協会の第 1 種大学院指定条件を満たすものとしている。

（４）図書等の資料の整備

平成 13 年（2001）年に人文系・社会系の大学として開設し、大学の教育・研究に必要な図書、逐次刊行物、視聴覚資料及びコンピュータ可読資料等、毎年約 2,400 冊の図書を整備している。

平成 24 年度末で図書 90,150 冊、学術雑誌 140 種、視聴覚資料 1,720 点となっている。

図書資料の収集にあたっては、特に臨床心理学に関する専門図書を中心に充実を図るとともに、体系的に資料を収集するため、利用状況を常に把握しつつ、教員とメディアセンター職員が協力して蔵書構成上の適否などを検討し収集するなど図書資料の充実を目指しているが、心理学研究科の整備に伴い、図書 8,863 冊（うち外国書約 676 冊）、学術雑誌 19 種（うち外国書 5 種）、視聴覚資料 280 点（うち外国資料 19 点）を新たに整備する。

（５）デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備

情報媒体の変化により、オンラインデータベースの提供は大学図書館としては不可欠なものであるという認識のもと、教育・研究上有用なデータベースを吟味し、二次情報データベースとして「CiNii」、「EconLit」を、一次情報データベースとして「日経テレコン 21」、「朝日新聞 聞蔵Ⅱビジュアル」、「ヨミダス歴史館」、「Japan Knowledge」、「日経 BP 記事検索サービス」を学内ネットワークを通じて全学へ提供してきたが、心理学領域に関する二次情報データベースとして新たに「PsycINFO(Leve I 1-Up to 2,499FTE)」を整備する。

電子ジャーナルについては、「Academic Search Premier」、「Business Source Premier」、洋雑誌の print 版契約に付随する数点の講読に留まっているが、大学院の心理学領域の教育研究の充実を図るため、新たに、「Psychology & Behavioral Sciences Collection」を整備する。

(6) 情報メディアセンターの閲覧等について

本学情報メディアセンターは、約 925 m²のスペースに約 8 万 5 千冊の図書と座席数 174 席を備えた開架部分と、188 m²のスペースに約 14 万冊収蔵可能な閉架部門の 2 区画で構成されている。閉架部分は書庫のみ（閉架書庫）であり、重複図書や過年度年鑑類のみが所蔵されている。

蔵書検索については、オンラインコンピュータ目録 OPAC を提供し、学内に限らずインターネット環境がある場所のどこからでも検索が可能になっており、利用者の便を図っている。閉架書庫は情報メディアセンター職員のための立入に制限されているが、書庫の資料も OPAC 検索対象であり、利用者の要望により資料提供を行っている。

また、教育・研究促進のため、学生を対象としたガイダンスを実施し、図書や雑誌の印刷媒体はもとより、デジタルデータベースも含めた資料利用の促進を図っている。

(7) 他大学図書館等との協力について

本学情報メディアセンターは、私立大学図書館協会に加盟するとともに、地域の私立大学との連携を重視し、埼玉県大学・短期大学図書館協議会（通称 SALA）に加盟し、埼玉県内の加盟大学と協定を結び、相互協力活動を行っている。

また、独立行政法人国立情報学研究所の NACSIS-CAT システムに加盟し、本学蔵書の総合目録データベースへの登録を積極的に進め、情報の共有化を図っている。さらに、NACSIS-ILL へも加盟し、他大学図書館等との相互利用環境を維持、活用している。

平成 24（2012）年度の相互利用実績は、次のとおりである。

複写依頼	複写受付	貸借依頼	貸借受付	閲覧依頼	閲覧受付
202 件	0 件	38 件	2 件	4 件	3 件

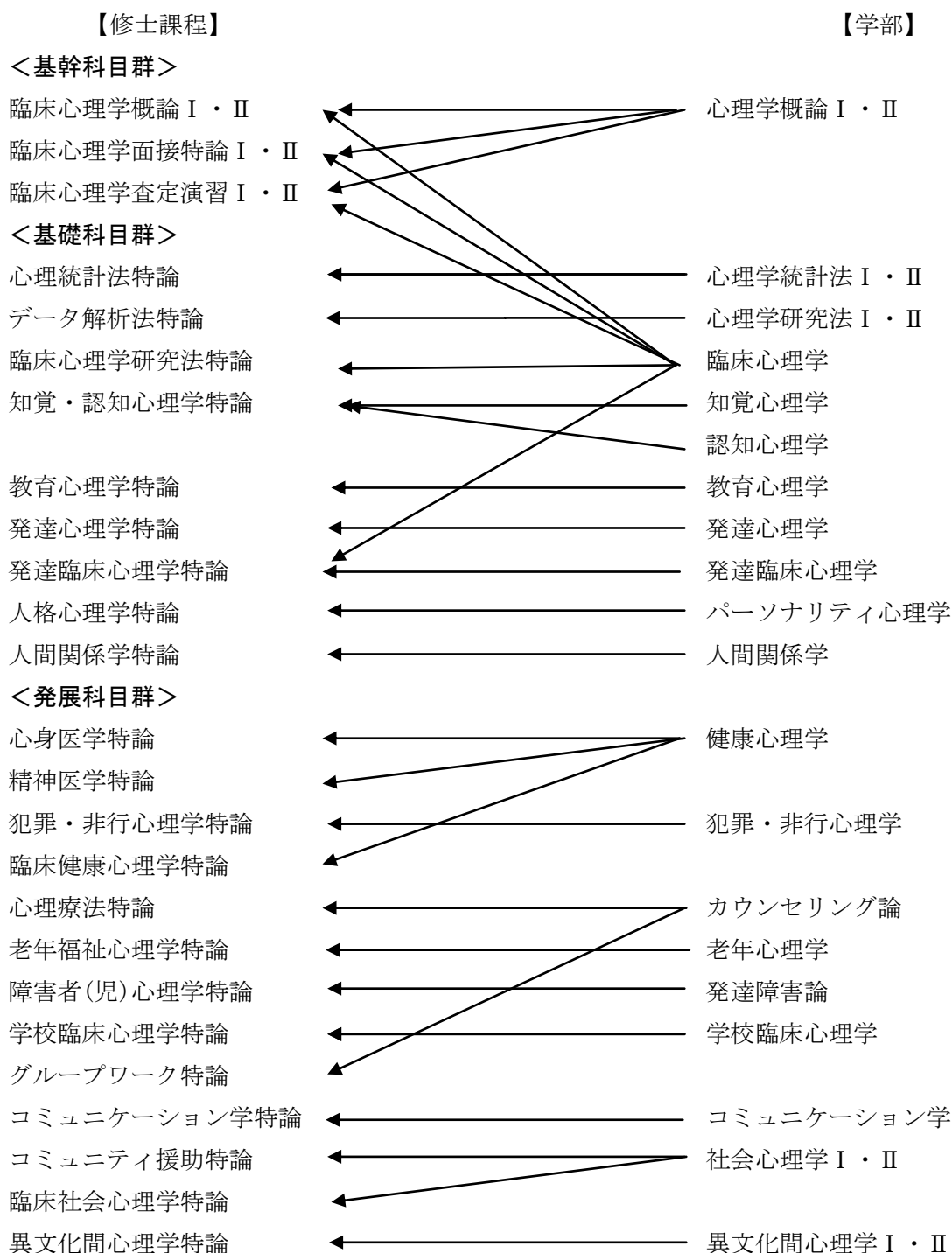
9. 既存の学部との関係

本研究科の基礎である人間文化学科の「心理学コース」は平成 26 年度より「心理学領域」とし、臨床心理分野の講義科目を充実する。

学部学生のうち、本研究科への進学を希望する学生に対しては、「専門演習」(3 年次必修)、「卒業論文又は卒業研究」(4 年次必修)において、本研究科の授業を担当する専任教員のゼミを選択させる。

また、平成 26 年度以前入学生は、既存の心理学コースで「心理学概論Ⅰ」「心理学概論Ⅱ」及び「心理学統計法Ⅰ」の履修が義務付けられているが、さらに「心理学研究法Ⅰ・Ⅱ」、「臨床心理学」「カウンセリング論」などの臨床心理分野の基礎となる講義科目を受講させるとともに本研究科の授業を担当する専任教員の「専門演習」を受講させて指導する。このことにより学部との関連性と発展性を維持する。

<学部と修士課程の科目相関図>



10. 入学者の選抜方法

人間の心の問題に対応する実践的な人材として高い専門性と臨床的立場での問題解決能力を重視する教育を行うことから、論文作成能力に重点を置いた入試を行う。

また、臨床心理学専攻は、臨床心理士の養成を主たる目的としており、そのために設置している科目の履修に最低限必要な基礎的な知識を量るために、筆記試験を課す。また、面接試験により、臨床心理士としての資質を確認する。

<出願資格>

次のいずれかに該当する者。

- ① 大学を卒業した者及び入学の前年度3月卒業見込みの者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び入学の前年度3月までに授与される見込みの者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び入学の前年度3月までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び入学の前年度3月までに修了見込みの者
- ⑤ 専門学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- ⑦ 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学の前年度4月1日現在満22歳以上の者

<選抜内容>

【一般選抜】

- ① 研究計画書1000字程度（研究課題、研究課題に関する問題関心と今後の研究計画）
- ② 専門科目（心理学）と英語に関する筆記試験
- ③ 口述試験

【学内選抜】

- ① 研究計画書1000字程度（研究課題、研究課題に関する問題関心と今後の研究計画）
- ② 卒業論文審査
- ③ 口述試験

【入学資格審査】

入学資格に定める「個別の入学資格審査」の取り扱いについては、以下のとおり取り扱う。

<審査方法>

入試委員会において、次の提出書類について審査を行う。

<提出書類>

- (1) 入学資格審査申請書
- (2) 最終学歴を証する書類（卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書及び成績証明書）
- (3) (2) 以外に大学・専門学校等での履修歴（科目等履修生を含む）がある場合は卒業証明書又は専門課程証明書及び成績証明書又は単位取得証明書）
- (4) 研究計画書（本学所定書式）
- (5) 大学を卒業した者と同等以上の学力・能力を有することを証する申告書(実務経験等を含む)
- (6) その他 特に必要な書類

（注）すべて日本語で書かれたもの、もしくは日本語訳のついたものに限る。

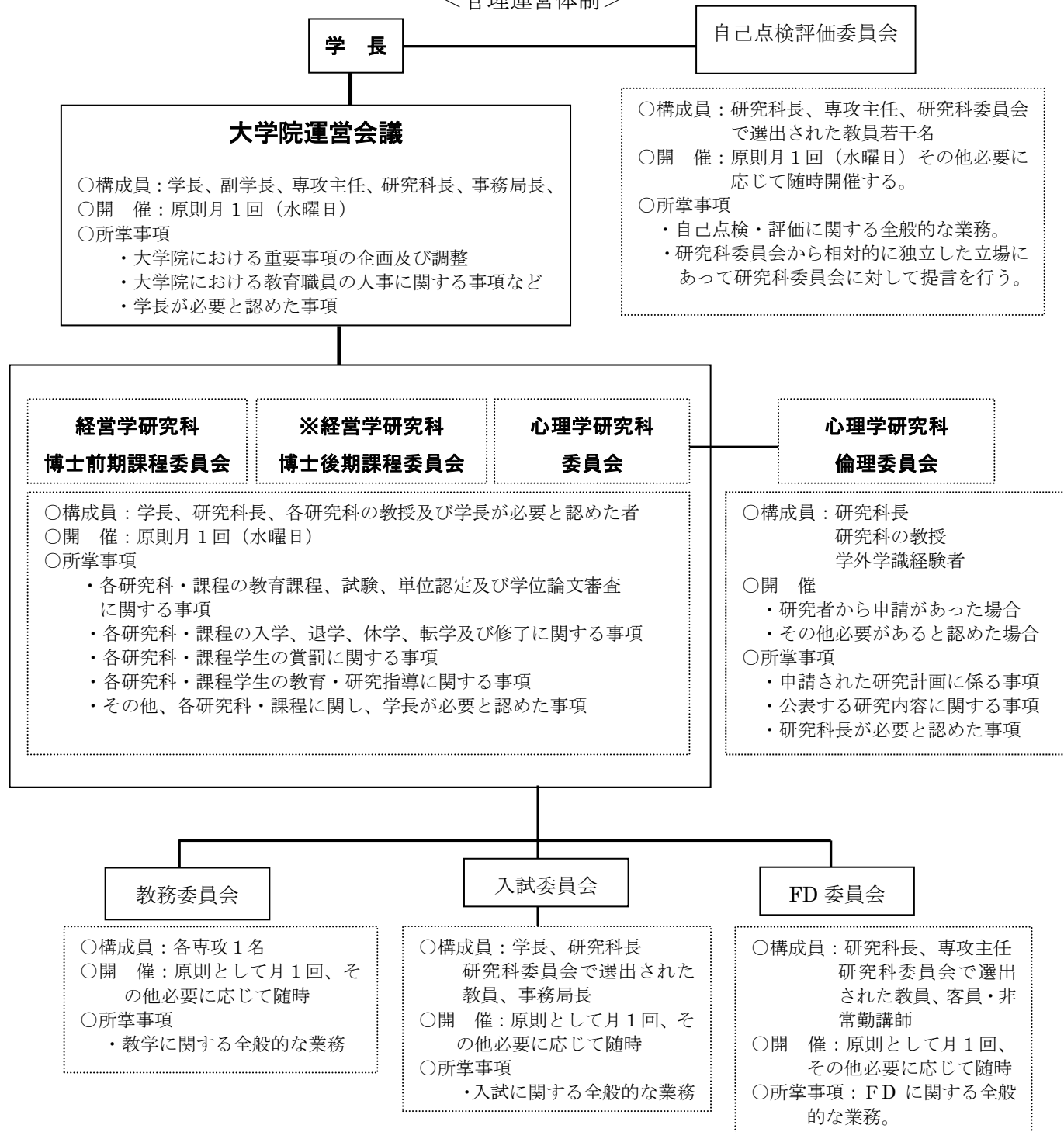
1 1. 管理運営体制

大学院全体の調整機関として大学院運営会議を設置する。研究科には、課程ごとに心理学研究科（修士課程）委員会、経営学研究科（博士前期課程）委員会、経営学研究科（博士後期課程）委員会を設置する。また、教務委員会、入試委員会、自己点検評価委員会、FD委員会を設置する。

なお、学生指導については、主指導教員及び副指導教員が学生の指導にあたるものとし、学生指導担当の委員会は設けない。

また、本研究科の教育研究が倫理的配慮に沿って行われるために必要な事項を審議する機関として心理学研究科倫理委員会を設置する。

<管理運営体制>



1 2. 自己点検・評価

(1) 実施方法・実施体制

大学院においては、教育研究の水準の向上を図り、本学の教育理念・目的及び社会的使命を達成するため、本学の現状について自ら点検・評価を行う「自己点検評価委員会」を学部とは別に設置しており、本研究科においても同委員会が中心となって実施することとなる。

その際、学校教育法に基づく大学院に係る認証評価機関の評価にも対応できる自己点検を行うことを基本とする。

自己点検・評価は、大学院としての教育研究組織、教育課程（教育内容、学習量、教育評価など）、教育研究活動（FD等組織的な取り組み、教員の教育研究活動を活性化するための評価体制、学生による授業評価など）、管理運営（自己点検評価の結果を大学院運営の改善・向上につなげるシステム、情報公開など）、教育研究環境（施設設備の適正化、図書の整備など）を中心に行うこととなるが、本研究科の教員組織構成上の特色を活かして、以下のように行う。

- ① 多くの客員教授・非常勤講師を招聘し、かつ、その多くが各分野での経験豊かな人材であることから、定期的な意見交換を持ち、教育研究内容と管理運営に関する評価を仰ぐ
- ② 学生との意見交換の場を設け、教育研究に関する評価を受ける。
- ③ 教員の個々の自己評価、学生からの教員に対する記述式のアンケートによる評価を行う。
- ④ 教員の研究教育活動報告書を研究業績、教育業績、社会貢献（国際交流を含む）にまとめ毎年報告書を作成する。
- ⑤ 大学院教員による研究会を年2回開催し、相互の研究交流を行うとともに、毎年報告書をまとめる。
- ⑥ 埼玉学園大学叢書を刊行し、教員の研究を公表し、社会に大学の成果を還元するとともに社会的評価を仰ぐ。

《参照》 【資料7「埼玉学園大学研究叢書刊行に関する規則」】

(2) 評価結果の活用

学長及び研究科長は、評価結果を大学院の運営や授業実施上の問題点等の改善、大学院生の研究能力向上に向けた取り組みや各教員の授業の質の改善及び今後の研究活動を支援し促進するための措置を講ずるための参考とする。

(3) 評価結果の公表

評価については毎年報告書にまとめ、ホームページ等を通じて公表する。

1 3. 情報の公表

本学における情報の公表の方法としては、ホームページ (<http://www.saigaku.ac.jp/> 情報の公表ページ)、埼玉学園大学学報、学内掲示、研究紀要等の印刷資料の配布などにより学内外に広く公表しており、研究科設置後においても同様に情報メディアセンターが中心となって情報を公表する。

内容は、教育研究上の目的、基本組織、教員数並びに専任教員のプロフィール・研究成果・教育活動、アドミッションポリシー、学生数、卒業者数、就職状況、カリキュラム、シラバス、施設設備、授業料等の学費、自己点検報告、財務状況、取得できる資格・免許、設置認可に係る情報を公表する。

1 4. 授業内容・方法の改善を図るための組織的な取り組み

(1) FDに関する基本方針

本学においては、授業内容・方法の改善を図るため、FD委員会を設置し、①授業の工夫・改善に関する交流会（教員全員からの報告を受け、出された意見や提案を基に課題として取り上げ検討する）、授業アンケート（春期と秋期に学生アンケートを実施し、報告書を作成。併せて学生との座談会を実施）、新任教員ガイダンス、FDセミナー研修（他の機関・団体が実施するFD講座等への参加を含む）を行っており、研究科設置認可後においても基本的には同様の視点からアプローチするが、本研究科独自に、以下の視点から授業内容・方法の改善を図ることとする。

本研究科では、外部から多数の教員を客員教授等として招聘していることから、研究教育のあり方について各界の経験者との交流を通して、双方の教授能力を高めていく。このため、

- ①大学院にFD委員会を設置する。
- ②FD委員会は、教育に関する研修を組織・運営するとともに、報告書をまとめ、必要な改善策について研究科委員会に提起する。
- ③専任教員と客員教授・非常勤講師との交流会を設け、授業及び研究指導のあり方についての懇談会を実施する。
- ④教員間の会議とは別に、教員の教授能力の向上のために教員と学生の間での意見交換会を実施する。
- ⑤各教員は、毎学期ごとに担当科目ごとの指導に関する報告をまとめる。
- ⑥客員教授及び非常勤講師の教員に対し本研究科の教育指導に関するアンケートを行う。
- ⑦学生による授業評価を行う。

(2) FD委員会の組織

- ・FD委員会委員長
- ・委員（各研究科の専任教員1名、客員教授又は非常勤講師1名）
- ・オブザーバー（将来） 若干名

〔注〕 客員教授、非常勤講師等研究科など学外の教員を参加させることにより、研究科委員会から独立させるとともに、講義全体の改善を網羅し、FD活動を活性化させる。また、外部有識者のオブザーバー依頼も考察に入れている。

(3) FD委員会の年間運営スケジュールと内容

4月	第1回FD委員会	・委員長の選出 ・本年度FD方針の決定
5月	第2回FD委員会	・評価作業の策定
＜客員教授・非常勤講師へのFD方針説明＞ ＜6月前期 学生授業アンケートの実施＞		
6月	第3回FD委員会	・学生授業アンケートの分析
7月	全研究科FD会議の開催	・学生授業アンケートの分析結果報告と改善の提案
8月	第4回FD委員会	・全研究科FD会議の結果 ・中間報告書の作成
9月	学生との意見交換会の開催	
10月	第5回FD委員会	・前期活動の総括と今後の活動計画の策定
11月	第6回FD委員会	・評価作業の策定
＜12月 前期 学生授業アンケートの実施＞		
12月	第7回FD委員会	・学生授業アンケートの分析
1月	全研究科FD会議の開催	・学生授業アンケートの分析結果報告と教員の対応の分析
2月	・FD委員会主催による学生との意見交換会の開催 ・客員教授・非常勤講師とのFD活動についての意見交換会の開催	
3月	・FD委員会主催によるシラバス作成のためのFD教員集会	
3月	第8回FD委員会	・来年度へ向けての授業改善方法の模索 ・最終報告書（外部報告）の作成 ・研究科委員会への答申事項の整理及び答申

(4) 若手教員の育成・評価体制

①若手教員の育成

F D委員会主催による専任教員、客員教授及び非常勤講師との意見交換会、自己点検評価委員会主催による研究発表会、研究叢書刊行の支援、科学研究費補助金等を活用した研究活動の促進、専門分野の能力向上のために特別に研究に専念できる研修機会の提供などにより、准教授、講師などの若手教員の教育業績及び研究業績を強化するための環境を充実する。

また、主指導教員有資格者が若手教員の講義組み立ての相談や研究支援を行うとともに、オムニバス形式の講義を共同分担するなどにより、若手教員の教授能力向上の支援を行う。

《参照》 **【資料8「埼玉学園大学特別研修規程」】**

②若手教員の評価

毎年度、学生による授業アンケートの結果分析、研究論文等の執筆状況、学会での研究発表等学内外での教育研究活動の報告を義務付け、主研究指導教員としての適格性について研究科委員会において判定する。

参 考 資 料

- 資料 1-1 「研究科設置に係る川口市長からの要望書」
- 資料 1-2 「研究科設置に係る埼玉県知事からの要望書」
- 資料 2-1 「心理学研究科臨床心理学専攻設置に関する学生アンケート結果」
- 資料 2-2 「大学院の主な研究科別の志願者・入学者動向」
- 資料 3 「心理学研究科臨床心理学専攻設置に関するアンケート結果」
(福祉施設・医療機関対象)
- 資料 4 「実習施設の受入承諾書」
- 資料 5 「埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻 時間割表(予定)及び教室の使用予定」
- 資料 6-1 「埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター規則(案)」
- 資料 6-2 「埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター委員会規程(案)」
- 資料 6-3 「埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター運営規程(案)」
- 資料 7 「埼玉学園大学研究叢書刊行に関する規則」
- 資料 8 「埼玉学園大学特別研修規程」
- 資料 9 「埼玉学園大学就業規則」

平成25年1月22日

学校法人 峯徳学園
理事長 峯岸 進 様

川口市長
岡村 幸四郎



埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の設置に関する要望書

貴法人におかれましては、昭和47年に川口幼稚園、51年に東川口幼稚園、62年に川口短期大学、平成13年に埼玉学園大学、そして平成22年に大学院経営学研究科経営学専攻を設置され、川口市民のための幼児教育の充実を図るとともに、高等教育を通じての地域経済・経営、生活文化の発展と真の豊かさに貢献する有為なる人材を輩出していただいております。

さて、平成23年3月11日の東日本大震災と原発災害では、多くの尊い命が奪われ、大勢の方々が避難生活を強いられています。現在も、避難生活者は、住み慣れた我が家での生活と大切な仕事を奪われ、深い悲しみと孤独の中で生活をしています。仮設住宅では、孤独死や自殺者も多く発生するなど、大きな社会問題ともなっています。

他方では、デフレ経済において、若者を中心とする失業率・非正規雇用の増大に伴い、生活への不安が増し、「鬱病」などの精神の疾患や自殺者が増加していることなども、社会の大きな課題となっています。

また、教育現場では、いじめや不登校、自閉症、発達障害等に関する課題も山積しており、地域社会全体で子どもたちの心のケアを支援する必要にも迫られています。日本の未来を担う子どもたちの心身共に健全な成長は、日本の健全な未来の創造には欠かせません。

貴大学院において、こうした今日的な社会の要望に応えるべく、人間の教育、心理、発達等に関して、科学的な思考と臨床的な態度を身につけ、教育・福祉・医療などヒューマンサービスの領域で適切な精神的支援、介入及び研究ができる臨床心理の専門的人材を育成することは、この分野での地域社会に大きく貢献するものであります。

埼玉学園大学は、人口58万人を抱え、高度の産業・教育・文化の集積都市であるここ川口市にあって、唯一の高等教育機関です。大学院心理学研究科を設置されることは、本市において優れた人材を確保するためにも重要であり、地域からの期待も大変大きいものとなっています。

以上のような理由により、是非とも大学院心理学研究科を設置されますことを要望いたします。

埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の設置に係る要望書

学校法人峯徳学園におきましては、平成26年4月に埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻を開設する計画を進めているところであります。

学校法人峯徳学園は、本県川口市に昭和47年に川口幼稚園、同51年に東川口幼稚園、同62年に川口短期大学を設立しました。また平成13年設立の埼玉学園大学は専門的知識を有する優れた人材を社会に送り出すとともに、教育の場提供など地域社会に貢献しています。

このたびの計画は、埼玉学園大学人間学部人間文化学科心理学コースを母体に大学院心理学研究科臨床心理学専攻を設置しようとするものです。

不登校やいじめが大きな社会問題になる中、教育の場で悩みを抱える児童生徒の心のケアを支えるスクールカウンセラーなどの育成は、まさに喫緊の課題です。また、若者を中心とする非正規雇用の増大に伴う生活の不安等による鬱病や自殺者の増大が大きな社会問題となっており、福祉や医療の領域においても「こころの専門家」の養成が急がれています。

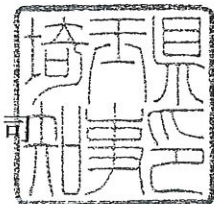
埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻は、このような社会的要請に応えるべく、教育・福祉・医療等のヒューマンサービスの領域で優れた臨床心理の専門的人材を育成することを目的としております。私といたしましても、その果たす役割に期待し、早期実現を強く願うものであります。

つきましては、学校法人峯徳学園から貴職あてに埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻設置の認可申請がなされました際には、上記の事情を御賢察の上、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年2月1日

文部科学大臣 下村 博文 様

埼玉県知事 上田 清司



埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻設置に関するアンケート結果

(在学生対象:平成25年4月実施)

○対象者:人間学部(人間文化学科/子ども発達学科)の1年次生~4年次生

○回答者数:人間文化学科(1年生 143/150人、2年生 91/105人、3年生 70/85人、4年生 58/89人、計 362/429人、回答者率 84.4%) 総計 762人回答

子ども発達学科(1年生 146/149人、2年生 89/110人、3年生 83/91人、4年生 82/88人、計 400/438人、回答者率 91.3%) (回答者率 87.9%)

○集計結果

学 年	1 年 生			2 年 生			3 年 生			4 年 生			合 計		
	人間文化	子ども発達	計	人間文化	子ども発達	計	人間文化	子ども発達	計	人間文化	子ども発達	計	人間文化	子ども発達	計
1.大学院構想															
①強く関心がある	24 (16.8)	4 (2.7)	28 (9.7)	10 (11.0)	4 (4.5)	14 (7.8)	8 (11.4)	5 (6.0)	13 (8.5)	8 (13.8)	2 (2.4)	10 (7.1)	50 (13.8)	15 (3.8)	65 (8.5)
②関心がある	71 (49.6)	69 (47.3)	140 (48.4)	48 (52.7)	42 (47.2)	90 (50.0)	32 (45.7)	44 (53.0)	76 (49.7)	16 (27.6)	45 (54.9)	61 (43.6)	167 (46.2)	200 (50.0)	367 (48.2)
③特に関心はない	44 (30.8)	68 (46.6)	112 (38.8)	29 (31.9)	39 (43.8)	68 (37.8)	23 (32.9)	28 (33.7)	51 (33.3)	24 (41.4)	30 (36.6)	54 (38.6)	120 (33.1)	165 (41.2)	285 (37.4)
④全く関心がない	4 (2.8)	5 (3.4)	9 (3.1)	4 (4.4)	4 (4.5)	8 (4.4)	7 (10.0)	6 (7.3)	13 (8.5)	10 (17.2)	5 (6.1)	15 (10.7)	25 (6.9)	20 (5.0)	45 (5.9)
計	143 (100)	146 (100)	289 (100)	91 (100)	89 (100)	180 (100)	70 (100)	83 (100)	153 (100)	58 (100)	82 (100)	140 (100)	362 (100)	400 (100)	762 (100)
2.臨床心理士資格															
①強く関心がある	21	8	29	8	4	12	9	4	13	6	4	10	44	20	64
②関心がある	67	50	117	43	42	85	27	45	72	17	42	59	154	179	333
③特に関心はない	51	80	131	37	38	75	25	28	53	25	33	58	138	179	317
④全く関心はない	4	8	12	3	5	8	9	6	15	10	3	13	26	22	48
計	143	146	289	91	89	180	70	83	153	58	82	140	362	400	762
3.本研究科入学志願															
①ぜひ入学したい	7 (4.9)	2 (1.4)	9 (3.1)	7 (7.7)	0 (0)	7 (3.9)	7 (10.0)	0 (0)	7 (4.6)	5 (8.6)	0 (0)	5 (3.6)	26 (7.2)	2 (0.5)	28 (3.7)
②可能であれば入学したい	40 (28.0)	21 (14.4)	61 (21.1)	23 (25.3)	20 (22.5)	43 (23.9)	19 (27.1)	10 (12.0)	29 (18.9)	10 (17.3)	17 (20.7)	27 (19.3)	92 (25.4)	68 (17.0)	160 (21.0)
③考えていない	96 (67.1)	123 (84.2)	219 (75.8)	61 (67.0)	69 (77.5)	130 (72.2)	44 (62.9)	73 (88.0)	117 (76.5)	43 (74.1)	65 (79.3)	108 (77.1)	244 (67.4)	330 (82.5)	574 (75.3)
計	143 (100)	146 (100)	289 (100)	91 (100)	89 (100)	180 (100)	70 (100)	83 (100)	153 (100)	58 (100)	82 (100)	140 (100)	362 (100)	400 (100)	762 (100)
4.修了後の活動領域															
①教育領域	32	23	55	20	14	34	16	6	22	8	16	24	76	59	135
②福祉領域	13	10	23	6	7	13	10	5	15	4	6	10	33	28	61
③医療領域	24	6	30	10	8	18	11	0	11	3	2	5	48	16	64
④その他	3	0	3	0	0	0	3	0	3	2	0	2	8	0	8
計	72	39	111	36	29	65	40	11	51	17	24	41	165	103	268

埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻(修士課程)設置に関するアンケート

別紙「埼玉学園大学大学院心理学研究科設置の概要」をご覧ください、以下の問いにお答えください。

(問1) 本研究科は、人間学部人間文化学科心理学コースを母体に設置するものです。

教育領域でのスクールカウンセラー等、福祉領域での心理判定員や生活指導員等、医療領域での心理セラピスト等、心理的援助のできる人材として臨床心理士を養成することを目的としています。あなたはこうした大学院の構想について、関心がありますか。(該当する項目を○で囲んでください)

- ① 強く関心がある ② 関心がある ③ 特に関心はない ④ 全く関心がない

(問2) 本研究科を修了することで臨床心理士受験資格が取得できますが、関心がありますか。

(該当する項目を○で囲んでください)

- ① 強く関心がある ② 関心がある ③ 特に関心はない ④ 全く関心がない

(問 3) 本研究科への入学志願についてお聞かせください。(該当する項目を○で囲んでください)

- ① ぜひ入学したい ② 可能であれば入学したい ③ 考えていない

(問 4) 本研究科を修了した後に、どの領域において活動したいですか。

(該当する項目を○で囲んでください。複数回答可)

- ① 教育領域 ② 福祉領域 ③ 医療領域 ④ その他 ()

*具体的に就きたい仕事や働き場所があればご記入ください。

[]

(問 5) 本研究科に対して希望や期待することがありましたら、その内容をお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

所属学科に○を付し、在学年次をご記入ください。

学科（人間文化学科、子ども発達学科）／ 学年（ 年生）

埼玉学園大学大学院心理学研究科設置の概要

1. 名 称 埼玉学園大学大学院 心理学研究科 臨床心理学専攻 (修士課程)

2. 設置の目的

人間の内面についての深い理解と科学的思考を身につけ、臨床的態度と専門的技法をもって人々に心理的援助のできる人材を養成する。

3. 人材養成の目標

- (1) 不登校児童・生徒やいじめに対応し、心のケアを支えることのできる専門的知識・技能を持った人材の養成。
- (2) 東日本大震災及び原発事故以後の新たな課題として提起されている未来に向けての心のケアを支えることのできる専門的知識・技能を持った人材の養成。
- (3) 福祉・医療領域での心理の専門家の養成。
- (4) 若手無業者の社会的自立や増加する「うつ」への対策として、「こころの専門家」の養成。
- (5) 子育て支援や高齢者の健康な社会生活を支えることのできる知識・技能を持った専門家の養成。

4. 本研究科修了後の活動の場

- (1) 小・中・高等学校等におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー など
- (2) 児童相談所、児童福祉施設、子育て支援センター等における子育てや虐待などに係る相談員 など
- (3) 老人福祉施設、養護老人ホームなどにおける自立相談や家庭での介護に係る相談員 など
- (4) 総合病院、精神科病棟などでの予診、治療方針に関わる心理検査、カウンセリング等の担当者 など
- (5) メンタルヘルス (特に、うつ) 治療や社会復帰などに関して医師等の補助者 など

5. 授業科目

前記4に掲げる業務に就くためには「臨床心理士」の資格を有しておくことが必要とされます。そのために、以下の授業科目を設けています。これにより臨床心理士の受験資格が得られます。

＜基幹科目群 (9 科目) -----必修科目＞

臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ、臨床心理面接特論Ⅰ・Ⅱ、臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ、
臨床心理基礎実習Ⅰ・Ⅱ、臨床心理実習

＜基礎科目群 (9 科目) -----選択科目＞

心理統計法特論、データ解析法特論、臨床心理学研究法特論、知覚・認知心理学特論、
教育心理学特論、発達心理学特論、発達臨床心理学特論、人格心理学特論、人間関係学特論

＜発展科目群 (13 科目) -----選択科目＞

心身医学特論、精神医学特論、犯罪・非行心理学特論、臨床健康心理学特論、心理療法特論、
老年福祉心理学特論、障害者(児)心理学特論、学校臨床心理学特論、グループワーク特論、
コミュニケーション学特論、コミュニティ援助特論、臨床社会心理学特論、異文化間心理学特論

＜研究指導 (2 科目) -----必修科目＞

特別課題研究Ⅰ・Ⅱ

6. 卒業要件

必修科目 24 単位を含め、30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

7. 学位の名称 修士 (臨床心理学)

8. 入学定員 10 名 (収容定員 20 名)

9. 授業料等 入学金 30 万円 (埼玉学園大学卒業生は免除。ただし、卒業後 1 年以上経過している者は半額)、授業料 (年額) 60 万円、維持管理費 (年額) 10 万円

大学院の主な研究科別の志願者・入学者動向

○修士課程及び博士前期課程、専門職学位課程

(出典・日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願者動向」)

区 分	入学定員 (人)			志願者 (人)			入学者数 (人)			志願倍率 (倍)		
研究科名	22 年度	23 年度	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度
医学	110	116	119	142	119	123	100	89	94	1.29	1.03	1.03
薬学	374	362	357	430	461	398	375	375	313	1.15	1.27	1.11
保健系	1,199	1,303	1,519	1,440	1,439	1,632	1,122	1,133	1,329	1.20	1.10	1.07
看護学研究科	291	318	344	347	363	378	266	276	290	1.19	1.14	1.10
医療・福祉(学)研究科	265	269	269	382	336	329	293	271	272	1.14	1.25	1.22
保健医療学研究科	—	25	31	—	34	36	—	28	32	—	1.36	1.16
栄養学研究科	34	34	34	34	34	23	24	24	19	1.00	1.00	0.68
栄養科学研究科	17	17	17	16	16	19	11	15	15	0.94	0.94	1.12
保健科学研究科	22	22	22	25	26	17	24	24	16	1.14	1.18	0.77
その他	570	618	802	636	630	830	504	495	685	1.12	1.02	1.03
理・工学系	12,469	12,622	12,611	18,658	18,011	15,283	14,345	13,665	11,684	1.50	1.43	1.21
工学研究科	4,439	4,140	4,134	7,054	5,858	4,595	5,527	4,517	3,583	1.59	1.41	1.11
理工学研究科	4,229	4,547	4,342	6,647	7,262	6,016	5,017	5,462	4,581	1.57	1.60	1.39
理学研究科	548	556	576	909	875	880	593	567	558	1.66	1.57	1.53
情報科学研究科	190	190	190	171	150	143	140	115	109	0.90	0.79	0.75
情報学研究科	44	44	19	18	22	10	14	19	6	0.41	0.50	0.53
芸術工学研究科	56	56	56	141	107	76	125	88	65	2.52	1.91	1.36
その他	2,963	3,089	3,294	3,718	3,737	3,563	2,929	2,897	2,782	1.25	1.21	1.08
農学系	638	635	638	1,162	1,049	958	853	803	708	1.82	1.65	1.50
農学研究科	361	361	361	631	581	529	485	461	402	1.75	1.61	1.47
その他	277	274	277	531	468	429	368	342	306	1.92	1.71	1.55
人文科学系	5,339	5,351	5,256	7,538	7,423	6,616	3,604	3,478	3,130	1.41	1.39	1.26
文学研究科	3,102	3,075	2,985	3,571	3,534	3,050	1,956	1,881	1,635	1.15	1.15	1.02
人文科学研究科	702	702	676	930	1,004	927	437	445	412	1.32	1.43	1.37
心理学研究科	365	365	400	996	867	987	291	283	292	2.73	2.38	2.47
外国語学研究科	193	203	193	310	296	229	201	151	133	1.61	1.46	1.19
人文学研究科	80	70	90	126	114	110	53	46	43	1.58	1.63	1.22
神学研究科	87	87	105	89	98	93	61	72	73	1.02	1.13	0.89
言語文化研究科	129	129	129	226	298	209	122	123	84	1.75	2.31	1.62
心理科学研究科(修・専)	51	51	68	143	120	141	51	33	45	2.80	2.35	2.07
人間発達学研究科	—	20	20	—	10	9	—	9	9	—	0.50	0.45
その他	630	642	590	1,147	1,082	861	432	435	404	1.82	1.69	1.46
社会科学系	14,068	13,678	13,626	30,769	28,985	24,194	10,932	9,843	8,864	2.19	2.12	1.78
経済学研究科	1,415	1,410	1,410	1,884	1,775	1,612	938	843	806	1.33	1.26	1.14
法学研究科	1,745	1,623	1,613	2,700	2,707	1,991	935	915	784	1.55	1.67	1.23
経営学研究科	930	930	950	1,462	1,612	1,354	792	767	682	1.57	1.73	1.43
法務研究科(専)	2,813	2,538	2,480	13,185	12,232	9,840	2,271	1,843	1,597	4.69	4.82	3.97
商学研究科(修・専)	925	935	935	1,850	1,828	1,755	753	696	717	2.00	1.96	1.88
社会学研究科	356	356	356	513	446	418	234	208	194	1.44	1.25	1.17
社会福祉学研究科	204	204	194	218	201	203	116	108	90	1.07	0.99	1.05
経営情報学研究科	215	215	215	190	192	187	114	153	129	0.88	0.89	0.87
総合政策研究科	160	160	170	88	77	60	54	46	39	0.55	0.50	0.35
人間福祉(学)研究科	41	41	41	43	43	42	29	22	29	1.05	1.05	1.02
政治学研究科	185	185	220	390	428	441	208	174	167	2.11	2.31	2.00
会計研究科(専)	235	235	235	484	497	396	199	194	180	2.06	2.11	1.69
経営管理研究科	170	170	170	401	317	294	193	147	147	2.36	1.86	1.73
マネジメント研究科	140	127	127	203	189	155	144	136	118	1.45	1.49	1.22
ビジネス研究科(修・専)	72	42	42	28	20	20	14	11	12	0.39	0.48	0.48
社会科学研究科	100	100	100	227	232	247	83	82	82	2.27	2.32	2.47
ビジネス研究科	150	150	150	167	141	106	124	108	86	1.11	0.94	0.71
その他	4,212	4,257	4,218	6,736	6,048	5,073	3,731	3,390	3,005	1.60	1.42	1.20

区 分	入学定員 (人)			志願者 (人)			入学者数 (人)			志願倍率 (倍)		
研究科名	22 年度	23 年度	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度
家政学	535	556	514	467	481	366	327	316	244	0.87	0.87	0.71
人間生活学研究科	119	119	109	112	130	86	63	61	42	0.94	1.09	0.79
生活科学研究科	46	51	51	29	27	25	26	23	21	0.63	0.53	0.49
家政学研究科	112	128	110	96	97	71	81	78	56	0.86	0.76	0.65
その他	258	258	244	230	227	184	157	154	125	0.89	0.88	0.75
教育学	676	711	716	1,071	1,065	932	548	591	498	1.58	1.50	1.30
教育学研究科(修・専)	223	238	258	273	296	296	157	179	156	1.22	1.24	1.15
言語教育研究科	89	89	89	151	151	111	77	78	58	1.70	1.70	1.25
教職研究科(専)	155	145	130	251	220	189	123	113	109	1.62	1.52	1.45
その他	209	239	239	396	398	336	191	221	175	1.89	1.67	1.41
体育学	47	47	47	105	116	103	64	86	72	2.23	2.47	2.20
芸術系	1,136	1,158	1,192	1,943	1,911	1,705	1,224	1,181	1,141	1.71	1.65	1.43
音楽研究科	333	345	348	638	603	574	372	367	370	1.92	1.75	1.65
芸術研究科	224	224	234	297	284	255	215	206	194	1.33	1.27	1.09
造形研究科	123	123	141	341	385	307	200	201	194	2.77	3.13	2.18
芸術学研究科	95	95	95	143	145	120	97	104	96	1.51	1.53	1.26
美術研究科	201	201	204	417	385	346	252	219	209	2.07	1.92	1.70
その他	160	170	170	107	109	103	88	84	78	0.67	0.64	0.61
その他	4,989	5,061	5,261	7,756	7,196	6,753	4,369	4,073	4,041	1.55	1.42	1.28
人間科学研究科	363	363	405	749	640	672	302	273	290	2.06	1.76	1.66
人間文化研究科	163	158	148	223	213	209	119	109	107	1.37	1.35	1.41
国際文化研究科	99	99	99	153	148	94	74	66	54	1.55	1.49	0.95
スポーツ・健康科学研究科	131	131	131	166	181	156	133	140	118	1.27	1.38	1.19
健康科学研究科	96	102	106	94	82	94	70	66	80	0.98	0.80	0.89
臨床心理学研究科(修・専)	112	122	122	341	320	279	112	108	108	3.04	2.67	2.29
人間社会研究科	138	138	135	265	238	203	88	89	78	1.92	1.72	1.50
国際関係(学)研究科	175	200	200	313	320	357	176	181	204	1.79	1.60	1.79
国際学研究科	50	65	65	52	58	38	33	41	23	1.04	0.89	0.58
スポーツ科学研究科	202	202	202	254	213	172	193	165	138	1.26	1.05	0.85
人間学研究科	75	80	80	188	164	138	53	48	51	2.51	2.05	1.73
国際コミュニケーション研究科	45	45	45	66	56	45	40	33	32	1.47	1.24	1.00
総合情報学研究科	125	125	125	132	103	98	111	77	78	1.06	0.82	0.78
人間関係学研究科	—	37	37	—	100	91	—	29	30	—	2.70	2.46
人間環境学研究科	28	28	28	46	47	47	22	23	24	1.64	1.68	1.68
その他	3,187	3,166	3,333	4,714	4,313	4,060	2,843	2,625	2,626	1.48	1.38	1.22
合 計	41,580	41,596	41,856	71,481	68,256	59,063	37,863	35,633	32,118	1.72	1.64	1.41

(注) 研究科名称の表記は、集計数3以上の研究科とし、集計数2以下は「その他」とした。

○ 南関東地区（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）における心理学研究科（修士課程）の志願者等状況

入学定員 (人)			志願者 (人)			入学者数 (人)			志願倍率 (倍)		
22 年度	23 年度	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度
178	178	183	564	480	509	143	132	129	3.2	2.7	2.8

埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻設置に関するアンケート結果
(福祉施設・医療機関対象:平成 25 年 4・5 月実施)

○調査施設・機関数: 福祉関係 8 施設、医療関係 41 機関、合計 49 施設・機関

○集計結果

【設問 1】本研究科は、教育領域でのスクールカウンセラー等、福祉領域での心理判定員や生活指導員等、医療領域での心理セラピスト等、心理的援助のできる人材として臨床心理士を養成することを目的としています。こうした大学院の構想について、ご意見をお聞かせください。

項 目	福祉関係		医療関係		合 計	
①強く関心がある	3	37.5 %	9	22.0 %	12	24.5 %
②関心がある	5	62.5	28	68.3	33	67.3
③あまり関心はない	0	0	4	9.7	4	8.2
④全く関心がない	0	0	0	0	0	0

【設問 2】貴機関・団体の職員が本研究科に入学することをどのように考えますか。

項 目	福祉関係		医療関係		合 計	
①是非勧めたい	2	25.0 %	5	12.2 %	7	14.3 %
②勧めたい	6	75.0	31	75.6	37	75.5
③あまり勧めたくない	0	0	5	12.2	5	10.2
④勧めたくない	0	0	0	0	0	0

【設問 3】臨床心理士の資格を有する者を、どの程度必要とされますか。

項 目	福祉関係		医療関係		合 計	
①大いに必要とする	4	50.0 %	12	29.3 %	16	32.7 %
②必要とする	4	50.0	22	53.7	26	53.1
③あまり必要としない	0	0	6	14.6	6	12.2
④必要としない	0	0	1	2.4	1	2.0

【設問 4】本研究科の学生に学んでおいて欲しい授業科目を、5 つ以内でお聞かせください。

- ① コミュニケーション学特論 ② 人間関係学特論 ③ 老年福祉心理学特論
④ 臨床心理学特論 ⑤ 精神医学特論

【設問 5】本研究科の修了生を採用したいとお考えですか。

項 目	福祉関係		医療関係		合 計	
①是非採用したい	1	12.5 %	4	9.8 %	5	10.2 %
②採用したい	5	62.5	21	51.2	26	53.1
③あまり考えていない	2	25.0	14	34.1	16	32.7
④考えていない	0	0	2	4.9	2	4.0

【設問 6】本研究科に対して希望や期待することがありましたら、その内容をお聞かせください。

- ・ 心理学の分野は、多様で複雑な患者のニーズに寄り添う医療従事者の介入がとても必要となるので、臨床心理士の専門性に期待したい。
- ・ 多種多様な職種、人々への内面からのアプローチは今後ますます社会での必要性が増す分野であり、この分野の社会的認知度を広めるためにも、ぜひ良い人材の育成を期待する。
- ・ 心理、社会的アセスメントができ、チーム医療に参画できる人材に期待したい。
- ・ 社会的に広く必要とされる職種だと思いますので、早期の開設が望まれます。
- ・ これからの社会、心理学は必要とされるので、ぜひ研究に力を入れていただきたい。
- ・ 施設入居者、家族及び働くスタッフに対して幅広く活躍できる人材を育てていただきたい。
- ・ 家族を含めて援助していく必要があり、専門的な心の援助は今後更に必要と思うので、病院にそのような窓口があると良いと思う。
- ・ 働きながら学べるように社会人枠を設けてくれると有難い。
- ・ ターミナルケア、癌患者ケアに臨床心理士の介入が重要だということを、もっと理解してもらえる働きかけをして欲しい。
- ・ 理論と実践を相互に深め、社会に貢献できる人材の育成に尽力いただきたい。
- ・ 中規模病院でも採用できる人員の発掘を期待したい。

埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻(修士課程)設置に関するアンケート

別紙「埼玉学園大学大学院心理学研究科設置の概要」をご覧ください、以下の問いにお答えください。

(問1) 本研究科は、教育領域でのスクールカウンセラー等、福祉領域での心理判定員や生活指導員等、医療領域での心理セラピスト等、心理的援助のできる人材として臨床心理士を養成することを目的としています。

こうした大学院の構想について、ご意見をお聞かせください。(該当する項目を○で囲んでください)

① 強く関心がある ② 関心がある ③ あまり関心はない ④ 全く関心がない

(問2) 貴機関・団体の職員が本研究科に入学することをどのように考えますか。

(該当する項目を○で囲んでください)

① 是非勧めたい ② 勧めたい ③ あまり勧めたくない ④ 勧めたくない

(問3) 臨床心理士の資格を有する者を、どの程度必要とされますか。(該当する項目を○で囲んでください)

① 大いに必要とする ② 必要とする ③ あまり必要としない ④ 必要としない

(問4) 本研究科の学生に是非学んでおいて欲しい授業科目を、5つ以内でお聞かせください。

① _____ ② _____ ③ _____

④ _____ ⑤ _____

(問5) 本研究科の修了生を採用したいとお考えですか。(該当する項目を○で囲んでください)

① 是非採用したい ② 採用したい ③ あまり考えていない ④ 考えていない

(問6) 本研究科に対して希望や期待することがありましたら、その内容をお聞かせください。

[]

* このアンケートで知り得た情報は、大学院設置に係る資料作成に活用する以外は、他には一切利用いたしません。

ご協力ありがとうございました。下欄をご記入ください。

団体名 []

ご芳名 [] 役職名 []

埼玉学園大学大学院心理科学研究科設置の概要

1. 名 称 埼玉学園大学大学院 心理科学研究科 臨床心理学専攻(修士課程)

2. 設置の目的

人間の内面についての深い理解と科学的思考を身につけ、臨床的態度と専門的技法をもって人々に心理的援助のできる人材を養成する。

3. 人材養成の目標

- (1) 不登校児童・生徒やいじめに対応し、心のケアを支えることのできる専門的知識・技能を持った人材の養成。
- (2) 東日本大震災及び原発事故以後の新たな課題として提起されている未来に向けての心のケアを支えることのできる専門的知識・技能を持った人材の養成。
- (3) 福祉・医療領域での心理の専門家の養成。
- (4) 若手無業者の社会的自立や増加する「うつ」への対策として、「こころの専門家」の養成。
- (5) 子育て支援や高齢者の健康な社会生活を支えることのできる知識・技能を持った専門家の養成。

4. 授業科目

<基幹科目群(9科目)-----必修科目>

臨床心理学特論Ⅰ、臨床心理学特論Ⅱ、臨床心理面接特論Ⅰ、臨床心理面接特論Ⅱ、
臨床心理査定演習Ⅰ、臨床心理査定演習Ⅱ、臨床心理基礎実習Ⅰ、臨床心理基礎実習Ⅱ、
臨床心理実習

<基礎科目群(9科目)-----選択科目>

心理統計法特論、データ解析法特論、臨床心理学研究法特論、知覚・認知心理学特論、
教育心理学特論、発達心理学特論、発達臨床心理学特論、人格心理学特論、人間関係学特論

<発展科目群(13科目)-----選択科目>

心身医学特論、精神医学特論、犯罪・非行心理学特論、臨床健康心理学特論、心理療法特論、
老年福祉心理学特論、障害者(児)心理学特論、学校臨床心理学特論、グループワーク特論、
コミュニケーション学特論、コミュニティ援助特論、臨床社会心理学特論、異文化間心理学特論

<研究指導(2科目)-----必修科目>

特別課題研究Ⅰ、特別課題研究Ⅱ

5. 学位の名称 修士(臨床心理学)

6. 入学定員 10名(収容定員 20名)

実習施設の受入承諾書

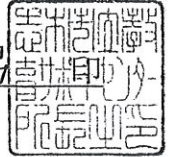
臨床心理実習受入承諾書

平成 25 年 4 月 17 日

埼玉学園大学
学 長 峯 岸 進 殿

志木市教育委員会
(機 関 名) 教育サポートセンター

(職名・氏名) 所長 前田 一男



埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の臨床心理実習の学生を受け入れる
ことについて承諾します。

臨床心理実習受入承諾書

平成25年4月15日

埼玉学園大学
学長 峯岸 進 殿

(機 関 名) 朝霞市教育委員会
教育指導課
課長 二見 隆久
(職名・氏名) 二見 隆久 

埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の臨床心理実習の学生を受け入れる
ことについて承諾します。

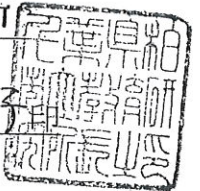
臨床心理実習受入承諾書

平成 25 年 5 月 10 日

埼玉学園大学
学長 峯岸 進 殿

柏市立教育研究所

所 長 齋藤世利子



埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の臨床心理実習の学生を受け入れる
ことについて承諾します。

臨床心理実習受入の承諾

平成 25 年 4 月 21 日

埼玉学園大学

学長 峯岸 進殿

筑波大学心理・発達教育相談室室長

熊谷 恵子 

筑波大学附属学校教育局心理・発達教育相談室内規第6条の通り、
埼玉学園大学大学院教員が当教育相談室の非常勤相談員となった上、
そのスーパーバイズの元で教育相談に携わる相談研修員として、埼
玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の学生を、受け入れ
ることに承諾します。

臨床心理実習受入承諾書

平成25年 5 月 17 日

埼玉学園大学
学長 峯岸 進 殿

埼玉県日高市原宿261

社会福祉法人 同仁学院

理事長 関根美智子 印

埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の臨床心理実習の学生を受け入れる
ことについて承諾します。

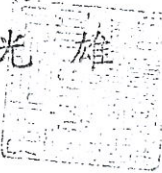
臨床心理実習受入承諾書

平成 25 年 4 月 27 日

埼玉学園大学
学長 峯岸 進 殿

児童養護施設 埼玉育児院

院長 國分 光雄



埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の臨床心理実習の学生を受け入れる
ことについて承諾します。

臨床心理実習受入承諾書

平成25年4月27日

埼玉学園大学
学長 峯岸 進 殿

〒355-0221
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷東原264番1
社会福祉法人 慈徳院
こどもの心のケアハウス 嵐山学園
園長 関根 和 夫 印

埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の臨床心理実習の学生を受け入れる
ことについて承諾します。

臨床心理実習受入承諾書

平成25年5月22日

埼玉学園大学
学長 峯岸 進 殿

〒181-0013 三鷹市下連雀1-14-3
特定非営利活動法人

文化学習協同ネットワーク
TEL.0422-47-8706・FAX0422-47-8706



埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の臨床心理実習の学生を受け入れる
ことについて承諾します。

横浜労病収第613号

平成25年4月18日

埼玉学園大学
学長 峯岸 進 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構
横浜労災病院 院長 西川 哲男



病院実習に係る受け入れについて

平成25年4月5日付け文書をもって御依頼のありました標記については、これを承諾いたします。

なお、実習生の受け入れに当たっては、それに先立ち「協定書」を締結していただくこととしていますので、予めご承知おき下さい。

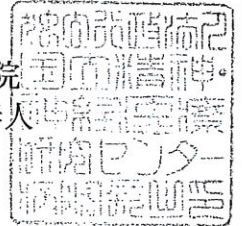
連絡先

独立行政法人労働者健康福祉機構
横浜労災病院 総務課：横澤
電話 045-474-8111

精・神発第274号
平成25年4月24日

埼玉学園大学
学長 峯岸 進 殿

独立行政法人
国立精神・神経医療研究センター病院
院長 糸山 泰人



実習生の受け入れについて（回答）

平成25年4月18日付埼玉学発25第29号「実習生の受け入れについて（お願い）」をもって依頼のあった件については、下記の事項を条件として承認しますので、宜しくお取りはからいます。

記

- 1 実習に関する詳細は別途覚書を締結し、その中で定めること。
- 2 当センターの規則を遵守すること。
- 3 実習で知り得た個人情報などの秘密は、実習期間中及び実習期間後も他に漏らさないこと。

埼玉学園大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻 時間割表（予定）及び教室の使用予定

- 使用教室 専用講義室(308)：24人収容、専用演習室(406)：20人収容、
共用講義室(302、303、304)：各50人収容、研修員室(臨床心理カウンセリングセンター内)
○授業時間帯 担当教員と学生の相談のうえ時間帯を変更する場合がある。

【春期】

	月	火	水	木	金
1 9:00 ～ 10:30	・特別課題研究Ⅰ(小玉) ＜308＞ ・特別課題研究Ⅰ(羽鳥) ＜406＞	・特別課題研究Ⅰ(藤枝) ＜406＞ ・特別課題研究Ⅱ(羽鳥) ＜308＞	・臨床心理学基礎実習Ⅰ (小玉・小山・藤枝・羽鳥・ 佐々木) ＜研修員室＞ ※1・2時間目連続	・特別課題研究Ⅰ(菊地) ＜406＞	・特別課題研究Ⅰ(小山) ＜308＞ ・特別課題研究Ⅰ(古澤) ＜406＞
2 10:40 ～ 12:10	・臨床心理学特論Ⅰ(小玉) ＜308＞	・発達臨床心理学特論 (安藤智子) ＜308＞	・臨床心理学基礎実習Ⅰ (小玉・小山・藤枝・羽鳥・ 佐々木) ＜研修員室＞ ※1・2時間目連続	・臨床心理査定演習Ⅰ (佐々木美恵) ＜406＞	・臨床心理面接特論Ⅰ (小山 望) ＜308＞
3 13:00 ～ 14:30	・特別課題研究Ⅱ(古澤) ＜406＞ ・データ解析法特論 (渡部雪子) ＜308＞	・臨床心理学研究法特論 (木村登紀子) ＜308＞	・障害者(児)心理学特論 (太田俊己) ＜308＞ ・精神医学特論 (高橋正雄) ＜304＞	・知覚・認知心理学特論 (菊地 正) ＜308＞ ・特別課題研究Ⅱ(鈴木) ＜406＞	・教育心理学特論 (江川政成) ＜308＞
4 14:40 ～ 16:10	・コミュニケーション学特論 (古澤照幸) ＜308＞	・臨床心理実習 (小玉・小山・藤枝・羽鳥・ 佐々木) ＜研修員室＞ ※4・5時間目連続	・臨床社会心理学特論 (遠藤公久) ＜308＞	・特別課題研究Ⅱ(藤枝) ＜406＞ ・特別課題研究Ⅱ(小玉) ＜308＞	・心理療法特論 (小玉・小山・佐々木) ＜308＞
5 16:20 ～ 17:50	・特別課題研究Ⅱ(小山) ＜308＞ ・特別課題研究Ⅱ(菊地) ＜406＞	・臨床心理実習 (小玉・小山・藤枝・羽鳥・ 佐々木) ＜研修員室＞ ※4・5時間目連続	・人格心理学特論 (平山栄治) ＜308＞	・特別課題研究Ⅰ(鈴木) ＜406＞	

【秋期】

	月	火	水	木	金
1 9:00 ～ 10:30	・特別課題研究Ⅰ(小玉) ＜308＞ ・特別課題研究Ⅰ(羽鳥) ＜406＞	・特別課題研究Ⅰ(藤枝) ＜308＞ ・特別課題研究Ⅱ(羽鳥) ＜406＞	・臨床心理学基礎実習Ⅱ (小玉・小山・藤枝・羽鳥・ 佐々木) ＜研修員室＞ ※1・2時間目連続	・特別課題研究Ⅰ(菊地) ＜406＞	・特別課題研究Ⅰ(小山) ＜308＞ ・特別課題研究Ⅰ(古澤) ＜406＞
2 10:40 ～ 12:10	・臨床心理学特論Ⅱ(小山) ＜308＞	・グループワーク特論 (藤枝静暁) ＜308＞ ・特別課題研究Ⅰ(鈴木) ＜406＞	・臨床心理学基礎実習Ⅱ (小玉・小山・藤枝・羽鳥・ 佐々木) ＜研修員室＞ ※1・2時間目連続	・臨床心理査定演習Ⅱ (佐々木美恵) ＜406＞	・臨床心理面接特論Ⅱ (小山 望) ＜308＞
3 13:00 ～ 14:30	・特別課題研究Ⅱ(古澤) ＜406＞ ・臨床健康心理学特論 (小山・羽鳥) ＜308＞	・人間関係学特論 (小山・羽鳥) ＜308＞	・発達心理学特論 (新井邦二郎) ＜308＞	・特別課題研究Ⅱ(鈴木) ＜406＞	・老年福祉心理学特論 (大川一郎) ＜308＞
4 14:40 ～ 16:10	・心理統計法特論 (渡部雪子) ＜308＞	・臨床心理実習 (小玉・小山・藤枝・羽鳥・ 佐々木) ＜研修員室＞ ※4・5時間目連続	・コミュニティ援助特論 (金沢吉展) ＜308＞	・異文化間心理学特論 (鈴木一代) ＜308＞	・犯罪・非行心理学特論 (角田 亮) ＜308＞
5 16:20 ～ 17:50	・特別課題研究Ⅱ(小山) ＜308＞ ・特別課題研究Ⅱ(菊地) ＜406＞	・臨床心理実習 (小玉・小山・藤枝・羽鳥・ 佐々木) ＜研修員室＞ ※4・5時間目連続	・心身医学特論 (山本義晴) ＜308＞	・特別課題研究Ⅱ(藤枝) ＜406＞ ・特別課題研究Ⅱ(小玉) ＜308＞	・学校臨床心理学特論 (勝倉孝治) ＜308＞

埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター規則（案）

平成 年 月 日制定

（趣 旨）

第1条 この規則は、埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター（以下「カウンセリングセンター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目 的）

第2条 カウンセリングセンターは、地域における心理的諸問題を持つ者の心身の維持・促進を援助するとともに、本学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の学生に対して、臨床心理実習の場及び教育訓練の場を提供することを目的とする。

（センター長）

第3条 カウンセリングセンターにセンター長を置く。

2 センター長は、カウンセリングセンターの管理及び運営を統括する。

（指 名）

第4条 センター長は、本学大学院心理学研究科の専任教員のうちから理事長が指名し、委嘱する。

（任 期）

第5条 センター長の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（カウンセリングセンター委員会）

第6条 カウンセリングセンターに、同センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター委員会（以下「カウンセリングセンター委員会」という。）を置く。

2 カウンセリングセンター委員会について必要な事項は、別に定める。

（運 営）

第7条 カウンセリングセンターの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日より施行する。

埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター委員会規程（案）

平成 年 月 日制定

（趣 旨）

第1条 この規程は、埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター規則第6条第2項の規定に基づき、埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1） センターの活動方針に関する事項
- （2） センターの管理運営に関する事項
- （3） その他、必要と認められる事項

（組 織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- （1） 臨床心理カウンセリングセンター長
- （2） 臨床心理学専攻の臨床実習科目を担当する専任教員

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、臨床心理カウンセリングセンター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（会 議）

第5条 会議は、過半数の委員の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第6条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

（事 務）

第7条 委員会の事務は、埼玉学園大学教務課において処理する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター運営規程（案）

平成 年 月 日制定

（趣 旨）

第1条 この規程は、埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター規則第7条の規定に基づき、埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター（以下「カウンセリングセンター」という。）に関し、必要な事項を定めることとする。

（業 務）

第2条 カウンセリングセンターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 一般学外者及びカウンセリングセンターが特に認めた学内関係者を対象とした心理相談活動
- （2） 本学大学院心理学研究科臨床心理学専攻に所属する学生のための臨床心理実習及び教育訓練に関する諸活動
- （3） 心理相談に関する調査及び研究活動
- （4） その他、センターの目的を達成するために必要な事項

（組 織）

第3条 カウンセリングセンターは、次に掲げる者をもって構成する。

- （1） センター長
 - （2） 心理相談員
 - （3） 事務職員
- 2 心理相談員は、臨床心理学専攻所属の専任及び兼任教員の中からカウンセリングセンター委員会において選任し、学長が委嘱する。
- 3 心理相談員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（心理相談料）

第4条 カウンセリングセンターにおける心理相談は、有料とする。

- 2 心理相談の料金については、別表の定めるとおりとする。
- 3 心理相談料は、相談の都度徴収するものものとする。
- 4 徴収済みの心理相談料は、原則として返還しない。

（守秘義務）

第5条 カウンセリングセンターの業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（管理運営）

第6条 カウンセリングセンターの管理運営に関する必要な事項は、カウンセリングセンター委員会が定める。

（個人情報の管理）

第7条 カウンセリングセンターの業務に携わる者は、個人情報の取り扱いについて、学校法人峯徳学園個人情報の保護に関する規程を遵守しなければならない。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別 表

【心理相談料】

相談の種類	料 金
受理面接	2,000 円
教育指導面接	2,000 円
遊戯面接	1,000 円
心理教育面接	1,000 円
臨床心理面接	1,000 円
検査面接	1,000 円
母子訓練	1,500 円

埼玉学園大学研究叢書刊行に関する規則

平成20年10月15日制定

（趣 旨）

第1条 この規則は、埼玉学園大学（以下「本学」という。）の専任教員による研究成果の発表を促進し、学術の振興に寄与するため、本学教員の学術研究成果を研究叢書（以下「叢書」という。）として刊行することに関し、必要な事項を定める。

（叢書の内容）

第2条 叢書として刊行する内容は次のとおりとする。

- (1) 本学専任教員の博士論文
- (2) 本学専任教員が学術雑誌等に発表した論文を体系的に集成したもの
- (3) 学長が叢書刊行の趣旨に相応しいと認めたもの

（委員会）

第3条 叢書を刊行するために、埼玉学園大学研究叢書刊行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

（制作・刊行）

第4条 叢書の制作・刊行については、著作者が希望する出版社を基に委員会が決定し、委託するものとする。

（経 費）

第5条 叢書の制作・刊行の経費については、出版社から提示された額を委員会において査定するものとする。

2 刊行に係る経費は、予算の範囲内で本学が負担するものとする。

（その他）

第6条 本規則の施行にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

埼玉学園大学教員特別研修規程

平成 21 年 9 月 24 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、埼玉学園大学専任教員（以下「教員」という。）の専門分野に関する能力向上のため、教員が特別に調査研究に専念できる研修（以下「特別研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(研修期間)

第 2 条 特別研修として調査研究に専念できる期間は、継続した 1 年とする。

2 前項の期間の始期は、原則として 4 月とする。

(資 格)

第 3 条 特別研修を取得できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

(1) 本学の教員として継続して勤務した期間が 5 年以上の者

(2) 勤務成績が良好で健康である者

2 2 回目以降の特別研修を取得できる者は、前条の規定による特別研修期間終了後（本学の特別研究者又は国外研究員の適用を受けた期間終了後を含む。）、本学の教員として継続して 6 年以上勤務し、かつ、前項第 2 号に該当する者とする。

(研修者の数)

第 4 条 研修者の数は、毎年度各学部 1 名以内とする。

(申 請)

第 5 条 特別研修を取得しようとする者は、当該特別研修の実施年度の前年度の 9 月末日までに、別紙の特別研修申請書に研修受入先の承諾を証する資料を添付し、学長に提出しなければならない。

(選考・決定)

第 6 条 学長は、前条により申請のあった者について運営会議において候補者を選考し、教授会の議を経て決定する。

(学内職務の免除)

第 7 条 特別研修期間中は、教育、教授会への出席及び管理・運営に関する職務等を免除することができる。

(特別研修期間中の兼業)

第 8 条 特別研修期間中においても兼業をしようとする場合は、理事長の許可を得なければならない。

2 特別研修期間中における兼業は、本制度の趣旨を考慮して取扱うものとする。

(特別研修期間中の出張)

第 9 条 特別研修期間中における交通費、旅費及び滞在費を伴う調査研究については、出張の手続きを取らなければならない。

2 前項の調査研究を行う場合の交通費、旅費、滞在費及び資料購入費は、300 万円以内で支給するものとする。

(取得期間中の措置)

第 10 条 取得者は、特別研修期間中の授業措置については、本人による補講授業又は代講者による授業を行わなければならない。

(研究成果の報告・公表)

第 11 条 特別研修を取得した者は、特別研修の期間終了後 3 か月以内に、別に定める特別研修報告書を学長に提出するものとする。

2 特別研修取得者は、研修終了後、原則として 2 年以内に単著の学術研究書を公表するものとする。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が決定する。

(雑 則)

第 13 条 特別研修に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

2 埼玉学園大学特別研究者に関する規程（平成 17 年 2 月 18 日制定）及び埼玉学園大学海外研修規程（平成 13 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

埼玉学園大学就業規則

平成13年 4月 1日制定

平成18年 2月22日改正

平成20年 2月23日改正

平成22年 7月28日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、学校法人峯徳学園埼玉学園大学（以下「本学」という。）の職員の服務・規律及び待遇に関する基準その他必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規則は、常勤の職員に適用する。

2 非常勤として勤務する職員については、別に定める「埼玉学園大学非常勤講師就業規則」及び「学校法人峯徳学園パートタイマー就業規則」による。

(所属長・管理職員)

第3条 理事長の下に所属長を置き、所属長は、本学においては学長を、事務局においては事務局長をいう。

2 理事長の下に管理職を置く。管理職とは、本学の学長、副学長、研究科長、学部長及び学科長を、事務局においては事務局長、事務局次長及び課長をいう。

(職員の義務)

第4条 職員は、職務に精励し、法令を遵守し、この規則及びこれに付属する諸規定に従い、職場秩序を保持し、互いに協力してその職務に専念し、本学の教育目的を達成するよう努力しなければならない。

(職員の種別)

第5条 職員を分けて、教育職員・事務職員・雇員および傭員とする。

(教育職員)

第6条 教育職員とは、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手をいう。

2 教育職員は、本学の定める教育方針に従い、所属長の指導の下に、直接学生の指導に当たるとともに、校務を分掌する。

(事務職員)

第7条 事務職員とは、事務員および嘱託をいう。

2 事務職員は、本学の定める教育方針に基づく教育を円滑に行うことができるよう、所属長の管理・監督の下に、命ぜられた本学事務を分掌する。

(雇 員)

第8条 雇員とは、事務助手・実習助手・技術員および寮務員をいう。

2 雇員は、事務職員あるいは教育職員に付属し、命ぜられた業務を処理する。

(傭 員)

第9条 傭員とは、作業員・用務員および守衛をいう。

2 傭員は、事務局長の指示を受けて、単純な作業あるいは労務に従事し、または警備に当たる。

(均等待遇)

第10条 職員は、その国籍・信条又は社会的身分を理由として、給与・労働時間その他の労働条件について差別的取扱いを受けることはない。

第2章 人 事

(任 用)

第11条 理事長は、職員の採用にあたっては、本学があらかじめ提示する条件を満たした者の中から、選考を経て、所定の手続を終えた者を職員として採用する。

2 職員の採用、異動、解雇及びその他の人事に関し、重要事項については、理事会の決議を経て理事長が行う。

(試用期間)

第12条 新たに職員を任用するときは、90日以内の期間を決めて試用する。試用期間の職員は仮任用とする。

2 理事長は、試用中の職員が本学の職員として適当と認められないときは、試用期間内においても任用を取消すことがある。

3 試用期間を終えて本任用された職員の試用期間は、その者の在職年数に算入する。

(雇用期間の特例)

第13条 次に掲げる職員の雇用期間は1年以内とする。

- (1) 非常勤講師
- (2) 嘱託

(提出書類)

第14条 新たに任用された職員は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 身上調書
- (2) 自己誓約書
- (3) 最近3カ月以内の住民票記載事項証明書
- (4) 免許を要する職務に任用された者は免許状の写
- (5) その他理事長が必要と認めた書類

2 前項各号の書類の記載事項に異動があったときは、その都度15日以内に届出なければならない。

(昇任)

第15条 職員の昇任は、職務の特性に応じた総合的な能力の評価による。

(降任)

第16条 職員が次の各号の一に該当する場合には降任することができる。

- (1) 勤務実績が悪い者
- (2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- (3) その他業務に必要な適格性を欠く場合

(異動その他)

第17条 理事長は、業務の都合により必要があるときは、学年度の途中においても異動・長期出張・自宅研修または職務の変更を命じ、あるいは他の業務の兼務または応援を命ずることがある。次年度の人事方針作成のため年度中に異動調査を行うことがある。

(休職)

第18条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは休職を命ずることができる。

- (1) 業務外の傷病により引続き30日以上欠勤するとき
- (2) 業務上の負傷若しくは疾病及び通勤による負傷若しくは疾病により勤務できない日が引続き90日を超える場合
- (3) 理事長の許可を得て、学校、研究所等の施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する調査、研究等の業務に従事する場合
- (4) 刑事事件に関し起訴された場合
- (5) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (6) その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職の期間は在職年数に算入しない。

(休職の期間)

第19条 前条の規定により休職を命ぜられた者の休職の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条1号による休職
 - ア. 勤続1年未満の者 6カ月以内
 - イ. 勤続1年以上の者 12カ月以内
- (2) 前条第2号及び第3号による休職 2年以内
- (3) 前条第4号による休職 その事件が裁判所に係属する期間
- (4) 前条第5号及び第6号による休職 2年を超えない範囲内において、その都度理事長が決定する。

(復職)

第20条 理事長は、休職を命ぜられた職員の休職の事由が消滅したと認めたときは復職させる。

2 復職は、原職復帰を原則とする。ただし、業務の都合により異なる職務に服させることがある。

(休職中の身分)

第21条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(育児休業)

第22条 職員が、生後満1年(職員及び職員の配偶者がともに育児休業を取得する場合は、満1歳2か月)に達しない子を養育する場合は、申し出により、育児休業を利用することができる。

2 育児休業に関する細目は、育児休業規程として別に定める。

(介護休業)

第 23 条 職員が要介護状態にある家族を介護する場合は、申し出により、介護休業を利用することができる。

2 介護休業に関する細目は、介護休業規程として別に定める。

(解 雇)

第 24 条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 心身衰弱その他の事由により業務に堪えられないと認めたとき
- (2) 勤務又は能率が著しく不良なとき
- (3) 休職期間が満了してなお休職事由が消滅しないとき
- (4) 職員としての適確性を欠くと認められたとき
- (5) やむを得ない業務の都合により勤務を必要としなくなったとき
- (6) 第 53 条の規定により懲戒解雇されたとき
- (7) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (8) 禁固以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられたとき

(解雇の手続)

第 25 条 前条の規定による解雇は、その事由を記して本人に対し文書により通告してこれを行う。

2 理事長が、職員を解雇しようとするときは、30 日前に予告するか若しくは予告せず 30 日分の平均給料を支給して行う。ただし、教育職員については、教授会に報告して行うものとする。

(退 職)

第 26 条 職員は、次の各号の一に該当するときは退職する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 定年に達したとき
- (3) 雇用期間に定めがあつてその期間が満了したとき
- (4) 退職を願い出て承認されたとき

(退職の願出)

第 27 条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、14 日前までに退職を願出で許可を得なければならない。ただし、やむを得ないときはこの限りではない。

(退職金の支給)

第 28 条 職員が退職するときは、別に定める「埼玉学園大学退職金規程」により支給する。

(定 年)

第 29 条 職員の定年は次のとおりとし、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職するものとする。

- (1) 教育職員 65 歳
 - (2) その他の職員 60 歳
- 2 教育研究及び大学運営上特別の事情があると認められる場合は、前項によらず別段の取扱いをすることができる。
- 3 定年に達し退職した職員が、引き続き勤務を希望するときは、次の条件で再雇用する。
- (1) 雇用期間は 1 年ごとの更新とし、65 歳までとする。ただし、職務の特殊性等から必要がある場合は、65 歳を超えて任用を更新することができる。
 - (2) 給与は給料表によらず別途の契約による。
 - (3) 定年を超える期間について退職給与金は支給しない。

(貸与金品の返還)

第 30 条 職員は、解雇され又は退職するときは、身分証明書・私立学校教職員共済加入者証及び本学から貸与された金品を遅滞なく返還しなければならない。

第 3 章 規 律

(服務規律)

第 31 条 職員は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 本学の名誉を重んずること。
- (2) 職制を守り職務上の命令に従うこと。
- (3) 職員としての品位を保ち、学生・保護者の信頼を損なうことのないよう言動を慎むこと。
- (4) 職務上の機密または職務上知り得た他人の秘密を他に洩らさないこと。
- (5) 勤務中は職務に専念し、所属長の指示または承認を得ないで担当業務以外のことをしないこと。
- (6) 正当な理由なく遅刻・早退又は欠勤をしないこと。

- (7) 所属長の許可を得ないで勤務中に外出しないこと。
- (8) 本学の土地・建物・施設・備品・機械・器具及びその他の物品を本学の用途以外のために利用し、又は利用させないこと。
- (9) 勤務中は本学の用務と直接関係のない面会又は集会をしないこと。
- (10) 設備・備品などの取扱いを丁寧にし、消耗品などの節約につとめること。
- (11) 文書・金銭の取扱いに留意し、所属長の承認を得ないで学生・保護者などから金品を集めないこと。
- (12) 所属長の許可を得ないでみだりに本学の名称を用いないこと。

(兼業の制限)

第 32 条 職員は、他の職務に従事し、又は報酬を得て他の業務に服するときは、理事長に届出なければならない。理事長は、業務上の支障があるときは兼業を禁ずることがある。

(欠 勤)

第 33 条 職員は、傷病その他の事由で欠勤しようとするときは、あらかじめ届出て所属長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情によってその暇のないときは、事後速やかに届出るものとする。

2 傷病のため 1 週間以上欠勤しようとするときは、休養に必要な期間を記載した医師の診断書を提出しなければならない。

(私事旅行)

第 34 条 職員は、私事のため旅行しようとするときは、あらかじめその旅行先・連絡先・所要日数を明確にして届出て、所属長の許可を得なければならない。

第 4 章 服 務

(就業時間)

第 35 条 職員の勤務時間は、1 ヶ月を平均して 1 週間の労働時間を 40 時間以内とする。

(始業・終業の時刻及び休憩時間)

第 36 条 職員の始業・終業時刻及び休憩時間は、原則として次のとおりとする。

始業 午前 8 時 30 分

終業 午後 5 時 30 分

休憩時間 1 時間

ただし、夜間に勤務する場合は、次の通りとする。

始業 午後 1 時 30 分

終業 午後 9 時 30 分

休憩時間 1 時間

2 前項に規定する始業・終業の時刻及び休憩時間は、季節又は業務の都合により変更することがある。

3 教育職員は、第 1 項の始業・終業の時刻にかかわらず、業務に支障ない限り、所属長の許可を得て、自宅研修に服することができる。

(時間外及び休日勤務)

第 37 条 理事長は、業務の都合でやむを得ないときは、労働基準法第 36 条の規定による手続きを経て、第 35 条に規定する時間を超えて職員を勤務させ、又は休日に勤務させることがある。

(休 日)

第 38 条 休日は、次の各号に定める日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
- (4) 創立記念日（11 月 5 日）
- (5) 理事長が別に指定する日

(休日の振替)

第 39 条 理事長は、業務の都合により必要があるときは、前条に規定する休日を振替え勤務させることがある。

2 前項の規定により休日を振替えるときは、原則としてあらかじめ振替休日を定めて行うものとする。

(年次休暇)

第 40 条 理事長は、採用後 6 ヶ月を継続勤務し、80%以上の勤務日数があつた職員に対し 10 日間の年次休暇を付与する。休暇の単位は、1 日又は半日（0.5 日）とする。

また、1 年を超えて継続勤務の職員に対しては、下表の通り付与する。

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
付 与 日 数	10	11	12	14	16	18	20

ただし、総日数は 20 日までとする。

2 前項の年次有給休暇を使用しようとする職員は、あらかじめ届出て承認を求めなければならない。ただし、請求された時期に年次有給休暇を与えることが本学業務の正常な運営を妨げるときは、本学は分割し又は他の時期にこれを与えることがある。

(特別休暇)

第 41 条 理事長は、職員から次の各号に掲げる事由により請求があつた場合には、当該各号に掲げる期間の特別有給休暇を与える。

- (1) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の 5 日前の日から結婚の日後 1 月を経過する日までとし、連続する 5 日の範囲内の期間
- (2) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの 2 日の範囲内の期間
- (3) 職員の親族（次表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 親族に応じ次表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

親 族	日 数
配偶者、父母、子	7 日
祖父母、配偶者の父母、兄弟姉妹、孫	5 日

- (4) 職員の父母の追悼のための法要祭祀（父母の死亡後 15 年以内に行われるものに限る。）の場合 1 日
 - (5) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日の範囲内の期間
 - (6) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
 - (7) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要とする期間
 - (8) 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産予定の女子職員が申し出た場合 出産の日までの期間
 - (9) 女子職員が出産（妊娠満 12 週以後の分娩をいう）した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
 - (10) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (11) 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (12) 生後満 1 年に達しない生児を育てる女子職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間
 - (13) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷し、疾病にかかったその子の世話、又はその子の疾病予防のための予防接種、健康診断のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）において 5 日（小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上ある場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
 - (14) 要介護状態にある対象家族の介護を行う職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）において 5 日（要介護状態にある対象家族が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- 2 特別休暇の単位は、1 日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1 時間（前項第 12 号にあっては 1 分）を単位とする。

(育児勤務)

第 42 条 職員が生後満 3 歳に達しない子を養育する場合は、申し出により、1 日に付き 2 時間の範囲内で勤務時間を短縮することができる。

- 2 生後満 3 歳に達しない子を養育する職員が当該子を養育するために早出遅出勤務の請求を行った場合には、業務の運営に支障があるときを除き、始業又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために深夜勤務（午後 10 時から午前 5 時まで。以下同様）の請求を行った場合には、業務の運営に支障があるときを除き、深夜勤務をさせない。
- 4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、1 月に 24 時間、1 年に 150 時間を超えて時間外勤務をさせない。
- 5 生後満 3 歳に達しない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障があるときを除き、所定労働時間を超えて勤務させない。
- 6 育児勤務に関する細目は、育児勤務規程として別に定める。

(介護勤務)

第 43 条 職員が要介護状態にある家族を介護する場合は、申し出により、1 日に付き 4 時間の範囲内で勤務時間を短縮することができる。

- 2 要介護状態にある対象家族を介護する職員が当該要介護者を介護するために早出遅出勤務の請求を行った場合には、業務の運営に支障があるときを除き、始業又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる。
- 3 要介護状態にある対象家族を介護する職員が当該要介護者を介護するため深夜勤務の請求を行った場合には、業務の運営に支障があるときを除き、深夜勤務をさせない。
- 4 要介護状態にある対象家族を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、1 月に 24 時間、1 年に 150 時間を超えて時間外勤務をさせない。
- 5 介護勤務に関する細目は、介護勤務規程として別に定める。

(適用の除外)

第 44 条 次の各号の一に該当する者については、この章に定める規定と異なる取り扱いをすることがある。

- (1) 管理・監督の地位にある者
- (2) 行政官庁の許可を得て断続勤務に服する者
- 2 非常勤者に対しては、この章に定める規定は適用しない。

(法令等との関係)

第 45 条 職員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関して、この規則に定めのない場合は、労働基準法その他の法令に定めるところによる。

第 5 章 給 与

(給 与)

第 46 条 職員の給与については、別に定める「埼玉学園大学職員給与規則」による。

第 6 章 表彰及び懲戒

(表彰の基準)

第 47 条 理事長は、次の各号の一に該当する職員に対しては、審議の上表彰する。

- (1) 本学の発展に特に功績のあった者
- (2) 職務に精励し職員の模範と認められる者
- (3) 非常災害に際し特に功労のあった者
- (4) 教育上特に功績のあった者
- (5) その他特に表彰の価値ありと認められた者

(表彰の方法)

第 48 条 職員の表彰は、賞状・賞金または賞品を授与し、あるいは奨励金を与えて行う。

- 2 表彰は理事長が行う。

(懲戒の基準)

第 49 条 理事長は、次の各号の一に該当する職員に対しては、審議の上懲戒に処する。

- (1) 本学の教育方針に違背する行為のあった者
- (2) 本学の秩序を乱し、または正当な理由なく所属長あるいは管理監督の地位にある者の指示に従わなかった者
- (3) 職員として任務を怠り、勤務に精励しない者
- (4) 服務規律に違反した者
- (5) 故意又は過失により不正または不都合な行為を行った者
- (6) その他前各号に準ずる者

(懲戒の種類・方法)

第 50 条 懲戒処分は、譴責・停職及び懲戒解雇とし、次の各号によって行う。

- (1) 譴責は、本人に始末書を提出させ将来を戒める。
- (2) 停職は、90 日以内の期間を定めて本人の出勤を停止し、給料を支払わない。
- (3) 懲戒解雇は、その責に期すべき事由を本人に対して文書により通告して解雇する。
ただし、行政官庁の認定を受けた場合には、第 25 条第 2 項の規定の適用を除外するものとする。
- (4) 前号による解雇者には、退職金は支払わない。

- 2 懲戒処分は理事長が行う。

(譴 責)

第 51 条 次の各号の 1 に該当するときは、譴責に処する。

- (1) 勤務状態が不良と認められたとき
- (2) 正当な理由がなく無届欠勤が 30 日間に 3 日以上に及んだとき
- (3) 勤務に関する手続きその他の届出を怠り、又は届出を偽ったとき
- (4) 職務上の命令に従わないとき
- (5) 正当な理由を申出ず命ぜられた勤務に服しないとき
- (6) その他服務規律に違反したとき

2 前項各号に掲げる行為があったときといえども、情状により譴責に処されないことがある。

(停 職)

第 52 条 次に該当するときは、停職に処する。

前条各号に掲げる行為が再度に及んだとき、又は情状の重いとき

(懲戒解雇)

第 53 条 次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇に処する。

- (1) 本学の教育方針を公然と批判し、あるいは教育方針に違背する行為を行い又は行わしめたとき
- (2) 故意又は過失により本学に重大な損害を与えたとき
- (3) 業務上又は管理上の指示・命令に反抗し本学の秩序を乱したとき
- (4) 職務に関し不正に金品その他の利益を収受したとき
- (5) 重大な反社会的行為があったとき
- (6) 経歴を偽り又は詐術を用い雇用されたとき
- (7) 正当な理由がなく無届欠勤が 14 日に及んだとき
- (8) 前条の規定による懲戒を受けてもなお反省の事実の認められないとき
- (9) その他前各号に準ずる不都合な行為のあったとき

(処分決定前の措置)

第 54 条 所属長は、懲戒に該当する行為をした職員に対しては、必要に応じ、処分決定前においても就業を差し止めることができる。

第 7 章 安全および衛生

(危険防止)

第 55 条 職員は、常にその職務に関する危険防止につとめ、本学内外の整理整頓に注意し、災害の防止及び予防につとめなければならない。

(非常災害)

第 56 条 職員は、火災その他の災害を発見し又は予知したときは、関係者又は付近の者に通報し、自らも臨機の処置をとらなければならない。

(職務上の傷病)

第 57 条 本学は、職員が職務上の事由で疾病にかかり、または負傷したときは、法の定めるところにより、必要な費用を補償する。

2 職員が職務上の事由で死亡したときは、法の定めるところにより、その職員の死亡当時その収入によって生計を維持した者に対して遺族補償を行う。

(保健・衛生)

第 58 条 職員は、常に保健衛生に留意し、これに関する本学の指示を守り、定期に健康診断を受けなければならない。

(就業の停止)

第 59 条 職員は、医師の診断により次の各号の一に該当すると認められたときは、業務につくことはできない。

- (1) 精神病患者
- (2) 開放性結核患者
- (3) 法定伝染病患者及び疑似者・保菌者
- (4) 勤務により疾病が悪化するおそれのある者
- (5) その他勤務することが適当でないと認められた者

- 附 則 1 臨時の契約により本学に勤務する者に対しては、この規則は適用しない。
- 2 この規則によって支給される諸給与金・補償金などにつき、日本私立学校振興・共済事業団の給付を得られるものについては、支給すべき金額からその給付額を減じて支給する。
- 3 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成 20 年 2 月 20 日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成 22 年 7 月 28 日から施行する。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等

調書 番号	役職名	フリ 氏 ガナ 名 <就任(予定)年月>	年 齢	保有 学位等	月 額 基 本 給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学 長	ミネギシ 峯岸 進 <平成 26 年 4 月>		経 済 学 士		学校法人 峯徳学園 理事長 (昭 47. 4) 川口短期大学 学長 (平 3. 4) 埼玉学園大学経営学部教授 (平 13. 4) 埼玉学園大学 学長 (平 13. 4)

教 員 の 氏 名 等

(心理学研究科 臨床心理学専攻)

調査 番号	専任等 区 分	職位	フリガナ 氏 名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月 額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単位数	年 間 開講数	現 職 (就任年月)	申請に係る 大学等の職 務に従事す る週当たり の平均日数
1	専	教授 研究科長	ユダママサヒロ 小玉正博 <平成26年4月>		医学博士		臨床心理学特論Ⅰ 臨床心理基礎実習Ⅰ 臨床心理基礎実習Ⅱ 臨床心理実習 臨床健康心理学特論※ 心理療法特論※	1 前 1 前 1 後 1 後 2 通 1・2 後 1・2 前	2 1 1 2 1 1 0.6	1 1 1 1 1 1	埼玉学園大学 人間学部教授 (H25.4)	5 日
							特別課題研究Ⅰ 特別課題研究Ⅱ	1 通 2 通	4 4	1 1		
2	専	教授	キクチ タダシ 菊地 正 <平成26年4月>		学術博士		知覚・認知心理学特論	1・2 前	2	1	筑波大学 名誉教授 (H22.4)	5 日
							特別課題研究Ⅰ 特別課題研究Ⅱ	1 通 2 通	4 4	1 1		
3	専	教授	スズキカズヨ 鈴木一代 <平成26年4月>		Dr. rer. nat (西ドイツ)		異文化間心理学特論	1・2 後	2	1	埼玉学園大学 人間学部教授 (H13.4)	5 日
							特別課題研究Ⅰ 特別課題研究Ⅱ	1 通 2 通	4 4	1 1		
4	専	教授	オヤマ ノゾミ 小山 望 <平成26年4月>		博士 (社会 福祉学)		臨床心理学特論Ⅱ 臨床心理面接特論Ⅰ 臨床心理面接特論Ⅱ 臨床心理基礎実習Ⅰ 臨床心理基礎実習Ⅱ 臨床心理実習 人間関係学特論※ 心理療法特論※	1 後 1 前 1 後 2 通 1 前 1 後 1 後 2 通 1・2 後 1・2 前	2 2 2 1 1 1 2 1.5 0.6	1 1 1 1 1 1 1	東京理科大学 大学院科学教 育研究科教授 (H22.4)	5 日
							特別課題研究Ⅰ 特別課題研究Ⅱ	1 通 2 通	4 4	1 1		
5	専	教授	フルサワテルユキ 古澤照幸 <平成26年4月>		博士 (心理学)		コミュニケーション学 特論	1・2 前	2	1	埼玉学園大学 人間学部教授 (H20.4)	5 日
							特別課題研究Ⅰ 特別課題研究Ⅱ	1 通 2 通	4 4	1 1		
6	専	准教 授	フジゲンズアキ 藤枝静暁 <平成26年4月>		博士 (心理学)		臨床心理基礎実習Ⅰ 臨床心理基礎実習Ⅱ 臨床心理実習 グループワーク特論	1 前 1 後 2 通 1・2 後	1 1 2 2	1 1 1 1	川口短期大学 こども学科 准教授 (H22.4)	5 日
							特別課題研究Ⅰ 特別課題研究Ⅱ	1 通 2 通	4 4	1 1		
7	専	講師	ハトリケンジ 羽鳥健司 <平成26年4月>		博士 (心理学)		臨床心理基礎実習Ⅰ 臨床心理基礎実習Ⅱ 臨床心理実習 人間関係学特論※ 臨床健康心理学特論※	1 前 1 後 2 通 1・2 後 1・2 後	1 1 2 0.5 2	1 1 1 1 1	埼玉学園大学 人間学部講師 (H24.4)	5 日
							特別課題研究Ⅰ 特別課題研究Ⅱ	1 通 2 通	4 4	1 1		
8	専	講師	ササキミエ 佐々木美恵 <平成26年4月>		修士 (教育学)		臨床心理査定演習Ⅰ 臨床心理査定演習Ⅱ 臨床心理基礎実習Ⅰ 臨床心理基礎実習Ⅱ 臨床心理実習 心理療法特論※	1・2 前 1・2 後 1 前 1 後 2 通 1・2 前	2 2 1 1 2 0.6	1 1 1 1 1 1	福島学院大学 大学院臨床心 理学研究科 主任 (H22.4)	5 日
9	兼任	講師	キムラトキコ 木村登紀子 <平成26年4月>		博士 (文学)		臨床心理学研究法特論	1・2 前	2	1	いちかわ野の 花心理臨床研 究所所長 (H23.4)	1 日
10	兼任	講師	エガワビンセイ 江川玫成 <平成26年4月>		文学修士 ※		教育心理学特論	1・2 前	2	1	十文字学園 女子大学 名誉教授 (H24.4)	1 日
11	兼任	講師	アライクニジロウ 新井邦二郎 <平成26年4月>		教育学 博士		発達心理学特論	1・2 後	2	1	東京成徳大学 心理学研究科 長 (H22.4)	1 日

調書 番号	専任等 区 分	職位	フリガナ 氏名 (就任(予定)年月)	年齢	保有 学位等	月 額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年 間 開講数	現 職 (就任年月)	申請に係る 大学等の職 務に従事す る週当たりの平均日数
12	兼任	講師	カヅクラタカハル 勝倉孝治 〈平成 26 年 4 月〉		文学修士 ※		学校臨床心理学特論	1・2 後	2	1	東京成徳大学 大学院心理学 研究科教授 (H12. 4)	1 日
13	兼任	講師	ヤマモトハルヨシ 山本晴義 〈平成 26 年 4 月〉		医学博士		心身医学特論	1・2 後	2	1	横浜労災病院 診療内科部長 (H3. 6)	1 日
14	兼任	講師	オオタトシキ 太田俊己 〈平成 26 年 4 月〉		修士 (教育学)		障害者(児)心理学特論	1・2 前	2	1	植草学園大学 発達教育学部 教授 (H20. 4)	1 日
15	兼任	講師	タカハシマサオ 高橋正雄 〈平成 26 年 4 月〉		博士 (医学)		精神医学特論	1・2 前	2	1	筑波大学 人間系教授 (H23. 10)	1 日
16	兼任	講師	ヒラヤマエイジ 平山栄治 〈平成 26 年 4 月〉		博士 (教育心理 学)		人格心理学特論	1・2 前	2	1	青山学院大学 教育人間科学 部心理学科 教授(H21. 4)	1 日
17	兼任	講師	カナザワシノリ 金沢吉展 〈平成 26 年 4 月〉		Ph. D. in Counseling Psychology (米国)		コミュニティ援助特論	1・2 後	2	1	明治学院大学 心理学部教授 (H14. 4)	1 日
18	兼任	講師	オオカワイチロウ 大川一郎 〈平成 26 年 4 月〉		博士 (心理学)		老年福祉心理学特論	1・2 後	2	1	筑波大学 大学院 人間総合科学 研究科教授 (H18. 4)	1 日
19	兼任	講師	エンドウキミヒサ 遠藤公久 〈平成 26 年 4 月〉		博士 (心理学)		臨床社会心理学特論	1・2 前	2	1	日本赤十字 看護大学 看護学部 教授(H21. 12)	1 日
20	兼任	講師	アンドウサトコ 安藤智子 〈平成 26 年 4 月〉		博士 (人文科学)		発達臨床心理学特論	1・2 前	2	1	筑波大学 人間系准教授 (H20. 12)	1 日
21	兼任	講師	ツノダ リョウ 角田 亮 〈平成 26 年 4 月〉		修士 (カウンセリ ング)		犯罪・非行心理学特論	1・2 後	2	1	国連アジア極 東犯罪防止 研修所教官 (H22. 4)	1 日
22	兼任	講師	ワタベユキコ 渡部雪子 〈平成 26 年 4 月〉		博士 (心理学)		心理統計法特論 データ解析法特論	1・2 後 1・2 前	2 2	1 1	立正大学 臨床心理学科 特任講師 (H24. 4)	1 日

